

令和4年（2022年）11月9日（水曜日）

第 4 号

令和4年
北海道議会 決算特別委員会第2分科会会議録

第4号

令和4年(2022年)11月9日(水曜日)

出席委員

委員長

山根理広君

副委員長

檜垣尚子君

木葉 淳君

渡邊 靖司君

阿知良 寛美君

菊地 葉子君

太田 憲之君

丸岩 浩二君

吉田 祐樹君

沖田 清志君

北口 雄幸君

佐藤 伸弥君

中司 哲雄君

出席説明員

農政部長 宮田 大君

農政部長
食の安全推進監 野崎 直人君

農政部次長 鈴木 賢一君

食の安全推進局長 山口 和海君

生産振興局長 新井 健一君

農業経営局長 瀬川 辰徳君

競馬事業室長 赤池 政彦君

技術支援担当局長 山野寺 元一君

活性化支援担当局長 鹿野 訓久君

農政課長 大浦 正和君

食品政策課長 下堀 亨君

6次産業化担当課長 小谷 馨一君

農産振興課長 牧野 充君

水田担当課長 佐々木 秀弥君

園芸担当課長 藤田 眞美子君

畜産振興課長 安田 貞彦君

環境飼料担当課長 遠藤 隆君

家畜衛生担当課長 小田 茂樹君

技術普及課長 鈴木 章代君

農業環境担当課長 谷川 博文君

重要病害虫担当課長 竹内 伸康君

農業経営課長 大塚 真一君

農業支援担当課長 原 俊彦君

農村設計課長 磯嶋 光世君

事業調整課長 小坂 敏秋君

技術管理担当課長 竹田 治人君

農業施設管理課長 神田 吏君

農村計画課長 鈴木 仁志君

農地整備課長 岩田 正敏君

農村整備課長 合田 俊昭君

経済部長 中島 俊明君

経済部観光振興監 山崎 雅生君

経済部食産業振興監 遠藤 俊充君

経済部次長
兼経済企画局長 新津 健次君

食関連産業局長 藤村 弘之君

観光局長 鶴蒔 徹君

地域経済局長 上原 和信君

| | | | |
|------------------|--------|------------------|-------|
| 産業振興局長 | 田邊弘一君 | 金融担当課長 | 水戸文彦君 |
| 環境・エネルギー局長 | 水口伸生君 | 地域商業担当課長 | 木戸正典君 |
| 労働政策局長 | 辻堅也君 | 苫東・石狩担当課長 | 岩崎法彦君 |
| 経済企画局次長 | 磯部政志君 | 環境・エネルギー課長 | 川畑千君 |
| 国際経済担当局長兼経済企画課参事 | 沖野洋君 | エネルギー政策担当課長 | 北風浩君 |
| 誘客担当局長 | 中尾敦君 | 省エネ・新エネ促進室長 | 横山諭君 |
| 産業人材担当局長 | 赤塚孝行君 | 雇用労政課長兼働き方改革推進室長 | 上野修司君 |
| 総務課長 | 我妻博彦君 | 産業人材課長 | 佐川泰隆君 |
| 経済企画課長 | 西岡孝一郎君 | | |
| 経済企画課参事 | 安彦秀徳君 | | |
| 同 | 佐々木浩司君 | | |
| 国際経済課長 | 堀内一宏君 | 議会事務局職員出席者 | |
| 食産業振興課長 | 林優香君 | 議事課主幹 | 加藤隆行君 |
| 観光地づくり担当課長 | 藤田栄一郎君 | 議事課主査 | 杉崎正君 |
| 誘客推進担当課長 | 大須賀康高君 | 同 | 齊藤崇史君 |
| 観光事業担当課長 | 渡部泰明君 | 同 | 青柳和彦君 |
| アドベンチャートラベル担当課長 | 輿水昌明君 | 同 | 森川剛君 |
| 中小企業課長 | 福田佳英君 | 同 | 甲斐友規君 |
| | | 同 | 江刺憲佑君 |

午前10時1分開議

○山根理広委員長 これより本日の会議を開きます。

報告をさせます。

〔杉崎主査朗読〕

1. 本日の会議録署名委員は、

木葉 淳 委員

阿知良 寛 美 委員

であります。

○山根理広委員長 それでは、報告第1号を議題といたします。

1. 農政部所管審査

○山根理広委員長 これより農政部所管部分について審査を行います。

丸岩浩二君。

○丸岩浩二委員 おはようございます。

それでは、通告に従い、質問させていただきます。

まず、コロナ禍の影響によって、飲食店の営業自粛、イベントの中止や規模の縮小、海外からの入国制限によるインバウンドの激減などにより、あらゆる需要の冷え込みが農畜産物の需給にも大きな影響を及ぼしております。

道では、昨年から、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用し、対策を講じていると承知をしておりますので、以下、伺ってまいります。

まず、価格への影響が深刻だった野菜についてであります。本道の野菜の生産は、水稻や畑作などと組み合わせた複合経営の中で取り組みされており、様々な地域で特色ある産地づくりが行われていると承知しております。

初めに、道内における野菜の生産状況について伺います。

○山根理広委員長 園芸担当課長藤田眞美子君。

○藤田園芸担当課長 野菜の生産状況についてであります。本道における野菜の作付面積は、令和2年で6万5000ヘクタールとなっており、このうち、タマネギが1万4600ヘクタールと最も多く、次いで、生食用バレイショが1万2900ヘクタール、スイートコーンが8000ヘクタールとなっているほか、カボチャ、ニンジン、大根、ブロッコリーがこれに続いています。

近年、野菜の作付面積は、労働力不足などから減少傾向で推移しており、作業負担の大きいカボチャなどの作付が減少する一方、機械化が進んでいるタマネギや市場価格が安定しているブロッコリーの作付が増加しています。

○丸岩浩二委員 野菜価格の著しい下落によって生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、野菜価格安定制度が措置されておりますが、制度の仕組みと近年の価格の推移や資金の発動状況について伺います。

○藤田園芸担当課長 野菜価格安定制度についてであります。野菜の生育は天候の影響を受けやすく、作柄により価格が大幅に変動することから、国は、生産者の経営安定と消費者への安定供給を図るため、タマネギやバレイショ、ニンジンなど、対象となる野菜の価格が著しく下落した場合に、生産者、都道府県及び国があらかじめ積み立てた資金を財源として生産者に補給金を交付する野菜価格安定制度を措置しています。

令和元年産及び2年産の野菜価格は、コロナ禍による需要の減少などにより大幅に下落したことから、元年には36億円、2年には15億円の補給金が交付されましたが、3年産は、6月から7月にかけての記録的な高温少雨の影響により、タマネギやバレイショが品薄傾向となったため、おおむね高値で推移しました。しかしながら、秋以降の好天により出荷量が多くなったニンジンなどでは価格が下落し、最終的に令和3年の補給金の交付額は総額で9億3200万円となったところ です。

○丸岩浩二委員 野菜の安定供給に向けてどのような課題があるのか、また、昨年度はコロナ禍

の中、どのような施策を講じたか、伺います。

○山根理広委員長 生産振興局長新井健一君。

○新井生産振興局長 野菜の安定供給に向けた課題などについてであります。道内の野菜産地では、これまで、家庭商品向けを主体に生産を行ってきましたが、近年の需要は、食の外部化の進展により、加工・業務用の割合が全体の6割まで増加しており、実需者が求める価格帯での安定供給や用途に適した品質の確保など、消費者や実需者からの多様なニーズへの対応が必要となっております。

また、カボチャやスイートコーンなどは、作業負担が大きいことから、需要があるにもかかわらず作付が減っており、収穫の機械化など、省力化が課題となっているほか、施設園芸においては、スマート農業技術を活用した栽培管理の最適化や自動化により生産のさらなる効率化を図る必要があります。

このため、道では、国の事業も効果的に活用しながら、加工・業務用野菜の生産拡大に向けた省力化技術に関するセミナーの開催や産地の作柄安定技術の導入などを支援してきたほか、施設園芸については、ハウス内の環境モニタリング技術の現地実証や情報発信、植物工場などでの新たな生産技術に関する講演会の開催、また、自然災害に強い施設園芸産地を形成するための事業継続計画の策定やハウスの強靱化への支援などに取り組んできたところです。

○丸岩浩二委員 本道が将来にわたって全国一の野菜産地としてより発展していくためには、天候のリスクや価格の変動に左右されづらい安定した野菜生産が求められます。

道として、今後、どのようにこれらの課題に取り組むのか、伺います。

○山根理広委員長 農政部長宮田大君。

○宮田農政部長 野菜の安定供給に向けた取組についてであります。本道の野菜の農業産出額は令和2年で2145億円と、農作物全体の約4割を占める重要な位置づけにあるとともに、タマネギやパレイショ、カボチャなど、多くの品目が全国一の生産量となっており、今後とも安全、安心で高品質な道産野菜を安定的に供給していくためには一層の生産振興を図る必要があると考えます。

このため、道といたしましては、生活スタイルの多様化など、需要の変化に応じた野菜の安定生産と供給を図るため、省力化機械やスマート農業技術の導入、加工・業務用専用品種の選定や安定生産、長期貯蔵技術の導入、輸入品から道産品に切り替えるための加工施設の整備、さらには、道内で栽培が拡大し、今後、新たな可能性が期待されるサツマイモをはじめとする新顔作物の振興などを進めるとともに、生産者の経営安定を図る収入保険制度や施設園芸における燃油価格高騰対策といったセーフティーネット対策の推進など、各般の施策を積極的に進め、天候や価格の変動にも影響されにくい安定した野菜の生産供給体制の確立に取り組んでまいります。

以上です。

○丸岩浩二委員 次に、道産日本酒の振興についてであります。コロナ禍の影響で出荷量が減少するなど厳しい状況が続いている道産日本酒について、需要の拡大に取り組んでいると承知を

しておりますので、以下、伺います。

初めに、道産日本酒の最近の出荷状況について伺います。

○山根理広委員長 水田担当課長佐々木秀弥君。

○佐々木水田担当課長 道産日本酒の出荷状況についてであります。北海道酒造組合によりますと、道産日本酒の道内出荷量は、アルコール飲料全体の消費の落ち込みなどに伴い、この10年間では、平成25年度の4960キロリットルをピークに減少が続いており、令和2年度には、新型コロナウイルス感染症の影響による飲食店での利用やインバウンドをはじめとする観光客の土産需要が大きく落ち込んだことから、25年度と比較して44%減の2778キロリットルとなりました。

一方、昨年末以降、まん延防止等重点措置の終了などに伴い、道内の出荷量は、対前年同月比で増加しており、直近の9月では151%、コロナ禍前の令和元年9月との比較でも92%となっており、従来水準に回復しつつある状況です。

○丸岩浩二委員 昨年度から、米どころ・酒どころ振興事業において、北海道の酒アワードを開催しておりますが、実施状況とどのような効果があったと考えているのか、また、今年度の開催状況も含め、伺います。

○新井生産振興局長 酒アワードについてでございますが、道内で消費される日本酒のうち、道産の割合は僅か2割程度にとどまっていることから、道産日本酒の道内における認知度の向上と若者層や女性などの新たな需要を開拓するため、道では、昨年11月、多くの道民の皆様に参加をいただき、北海道の酒アワード2021を開催したところ、多くのメディアに取り上げられ、年末から年始にかけて、道内での日本酒の出荷量が対前年同月比で増加するとともに、受賞酒蔵における道産酒米の取引数量が拡大するなど、道産日本酒の消費拡大につながったと考えているところです。

こうしたことから、道では、本年度、昨年度に引き続き、9月16日から19日までの4日間、約600名の消費者に審査員として参加していただき、「一北海道米でつくる一日本酒アワード2022」を開催するとともに、10月18日には、アワードのグランプリをはじめ、各受賞酒の表彰式を実施したほか、今後、日本酒の需要が最も高まる年末年始に向け、アワードの受賞酒や出品酒について、道内外の百貨店やスーパーなどと連携し、特設コーナーの設置による販売やホームページでPRを行ってまいります。

以上です。

○丸岩浩二委員 こうした取組を一過性のもので終わらせることなく、継続していくことが重要と考えます。

道産日本酒の需要喚起や国内外での販売拡大に向けて、道として今後どのように取り組むのか、伺います。

○宮田農政部長 道産日本酒の振興に向けた取組についてであります。全国的に酒蔵が減少する中、本道は全国で唯一、酒蔵が増加しており、現在、14蔵16製造場において、様々な特徴を持った日本酒が造られ、道内外に出荷されるなど、道産日本酒の生産は活発化するとともに、出荷

【第2分科会 11月9日 第4号】

量もコロナ禍前の水準に回復しつつある状況です。

こうした状況をさらに加速化させるためには、先般開催した「一北海道米でつくる一日本酒アワード2022」など、様々な機会を活用し、道産日本酒の魅力を道内外の皆様に広く伝えていくことが必要と考えております。

道といたしましては、今後、酒米生産者や酒蔵、流通関係者などで構成する北海道日本酒懇談会の意見を踏まえ、道内での認知度向上を図る効果的な取組を通じた道産日本酒の需要喚起やプロモーション動画による道外酒蔵への道産酒米のPRを行うとともに、フランスや中国、香港において、国際展示会での道産日本酒の試飲商談会を実施するなど、国内外でのさらなる販売拡大に取り組むことで、道産の酒米と日本酒の振興に取り組んでまいります。

○丸岩浩二委員 私の記憶では、多分、二、三十年前までは、居酒屋とかスナックとかでは日本酒が主に飲まれていたと思いますけれども、いつの日からか、薄野でも焼酎がメインになってしまいました。多分、焼酎はいろいろなもので割ったりしますので、そういう飲み方が若者に受け入れられているのだと思います。サワーとかもそうなのでしょうね。だから、日本酒も、思い切ったアイデアによって、何かと混ぜて飲むとか、そうして若い人たちに飲まれるようにならないと、なかなか広がらないのかなと。特に女性だと思います。鋭意、努力をしながら、アイデア等も出していただきますようお願い申し上げます、次の質問に行きます。

次に、家畜衛生対策として、高病原性鳥インフルエンザ対策についてであります。

本道では、本年4月以降、複数の発生事例がありましたが、今シーズン早々、10月28日に胆振管内厚真町の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザが発生し、道は、家畜伝染病予防法に基づき、食用に飼育されていた鶏、約17万羽の殺処分を開始し、11月3日に発生農場での防疫措置を完了したところであります。

さらに、今月7日には伊達市の養鶏場で、道内ではシーズン2例目となる高病原性鳥インフルエンザの発生が確認され、現在、防疫作業が行われていると承知をしております。

海外では、アジア地域を中心とした近隣諸国のほか、欧州、米国などにおいて家禽や野鳥で病原性鳥インフルエンザの流行が見られており、これから来年春までの渡り鳥シーズンにおいては、厳重な警戒が必要と考えますので、以下、伺ってまいります。

初めに、昨年度の家畜伝染病予防費による、高病原性鳥インフルエンザをはじめとした各種伝染病の発生防止に向けた取組について伺います。

○山根理広委員長 家畜衛生担当課長小田茂樹君。

○小田家畜衛生担当課長 伝染病の発生防止に向けた取組についてでございますが、道では、高病原性鳥インフルエンザをはじめとした伝染病の発生予防並びに蔓延防止を図るため、家畜伝染病予防費を措置しておりますが、昨年度は、主に二つの事項について重点的に取組を進めてきたところでございます。

一つ目は、昨年4月に策定しました飼養衛生管理指導等計画に基づき、農場における病原体の侵入防止対策や、早期発見、通報などの重点項目を中心に、家畜保健衛生所による立入検査や講

習会を開催するなどして指導や啓発を行い、農場の衛生管理の向上に努めました。

二つ目は、近年、本道では、経営の規模拡大が進み、国内外からの家畜や畜産物の流通量が増大しておりますことから、国や市町村、関係団体とも連携し、空港や新幹線の駅、フェリー港において道独自に靴底消毒を行うなど、水際対策を強化し、道内への病原体の侵入防止対策の徹底に努めたところでございます。

以上です。

○丸岩浩二委員 今シーズンの全国における高病原性鳥インフルエンザウイルスの発生状況と特徴について伺います。

○小田家畜衛生担当課長 今シーズンのウイルスの確認状況でございますが、本年9月25日に神奈川県で回収されましたハヤブサから高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されて以降、宮城県、福井県、北海道及び新潟県におきまして野鳥などからの確認が続いていたところ、先月28日に岡山県及び北海道厚真町、また、今月に入りまして、香川県、茨城県、岡山県及び北海道伊達市の家禽飼養農場において疑似患畜が確認されまして、現在、防疫措置が講じられております。

今シーズンの特徴としましては、全国的に例年よりも約1か月も早い時期に野鳥などで高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されておりまして、家禽におきましてもこれまでで最も早い時期に発生していることから、専門家の見解を踏まえますと、既に全国各地にウイルスが侵入しており、来年春までの長期間にわたり家禽飼養農場への侵入リスクが高い時期が継続するものと考えております。

以上です。

○丸岩浩二委員 本年4月に、白老町の52万羽を超える大規模農場を含む3農場で連続して発生したことは記憶に新しく、防疫作業に係る人員や資材の確保等に大変御苦労されたとのことでしたが、今回の厚真町での発生ではどのような初動対応をされたのか、伺います。

○小田家畜衛生担当課長 厚真町での発生におきます初動対応についてでございますが、道では、胆振家畜保健衛生所による簡易検査の陽性結果を受けて、直ちに、本庁及び胆振総合振興局に対策本部及び指揮室を立ち上げ、作業体系や埋却場所などの対処方針を整理した防疫計画を精査するほか、家禽の殺処分や汚染物品などの埋却といった防疫作業に必要な資材を道内3か所のストックポイントから搬送するとともに、農場で作業に従事する職員を派遣するなど、防疫体制を整え、作業の開始に備えたところでございます。

その後、確定検査におきまして、疑似患畜と判定された後、速やかに対策本部会議を開催しまして防疫計画を決定し、農場における防疫措置に着手したところでございます。

以上です。

○丸岩浩二委員 発生農場では、経営への甚大な影響があるものと推測されます。

今後の再建に向けた対応が気になるところでありますが、発生農場の再建支援について伺います。

○山根理広委員長 畜産振興課長安田貞彦君。

○安田畜産振興課長 発生農場への支援についてでございますが、殺処分となった患畜や疑似患畜につきましては、国から手当金として評価額の実質10分の10が家禽の所有者に対して交付されます。

また、発生農場が飼料などの汚染物品を処理した場合、要した経費の2分の1が国から交付金として交付されますが、今回の発生した農場につきましては全て道が処理したことから、道の負担経費につきましては地方交付税の対象となっております。

さらに、経営の再建や継続に向けましては、日本養鶏協会から、導入する家禽に対し、生産者の積立金による経営支援互助金が交付されることとなっており、この生産者の積立金に対しましては国から2分の1の補助金が交付されております。

なお、経営に必要な資金の融通に当たりましては、農林漁業セーフティネット資金などが措置されており、日本政策金融公庫では、相談窓口を設置して対応しているところでございます。

以上でございます。

○丸岩浩二委員 発生防止に向けた農場への指導や立入検査などは、専門的な知識を有する家畜保健衛生所の家畜防疫員が行っており、その役割は大変重要となっております。

万が一発生した場合の蔓延防止対策においても、家畜防疫員が中心となって取り組むこととなりますが、道の指導体制について伺います。

○山根理広委員長 食の安全推進局長山口和海君。

○山口食の安全推進局長 農場への指導体制についてであります。家禽飼養農場への発生防止に向けた指導につきましては、全道14振興局に設置されている家畜保健衛生所の家畜防疫員が中心となり、地域の自衛防疫組合や各農場の管理獣医師などと連携しながら実施をしているところでございます。

一方で、道の家畜保健衛生所の家畜防疫員は慢性的に欠員状況にあり、大規模農場や複数農場で同時多発的に発生した場合には、迅速な防疫措置や蔓延防止対策に支障を来す可能性がありますことから、家畜伝染病予防法の規定に基づき、農林水産省を通じて国や都府県に家畜防疫員である獣医師の派遣要請を行うこととしております。

以上でございます。

○丸岩浩二委員 今シーズンはまさにこれからというときであります。発生の早さに驚きを持って受け止めたことは言うまでもないわけですが、今後もまさに予断を許さない状況が続きます。

家禽飼養農場での高病原性鳥インフルエンザウイルスの発生防止に向け、道として今後どのように取り組むのか、伺います。

○山根理広委員長 農政部食の安全推進監野崎直人君。

○野崎農政部食の安全推進監 発生防止に向けた今後の取組についてでございますが、本年9月以降、全国的に野鳥などで高病原性鳥インフルエンザウイルスの確認が相次いでおりましたが、

10月には岡山県と北海道厚真町で、また、今月11月に入りまして、香川県、茨城県、岡山県、そして北海道伊達市で、それぞれ家禽飼養農場におきまして疑似患畜が確認されるなど、今シーズンも農場へのウイルスの侵入リスクは極めて高いものと認識しております。

道といたしましては、それぞれの農場が鶏舎周囲と鶏舎内とをつなぐポイントを的確に把握し、効率的にウイルスの侵入リスクの低減を図るために、堆肥場等の環境整備による野鳥や野生生物の誘引防止をはじめ、防鳥ネットや畜舎の定期的な点検と補修、鶏舎の前室における正しい手順での専用服への着替えや手指消毒の徹底といった基本的な衛生対策を確実に実施するよう、改めて、丁寧な技術指導やSNSを活用した情報提供を行うとともに、地元自治体や関係団体と密接に連携をし、強い危機意識を持って家禽飼養農場での発生防止に取り組んでまいります。

○丸岩浩二委員 高病原性鳥インフルエンザについて、時期も例年より早く、相次いで発生していることから、改めて知事に今後の対応について伺いたいと思いますので、委員長のお取り計らいをお願い申し上げます。

次に、農畜産物の生産と販路拡大について、初めに、有機農業の推進についてであります。

欧米などでは、地球環境への負荷が懸念される農薬や化学肥料に頼らないオーガニックが支持をされる傾向にあり、環境対策や社会貢献など、SDGsの意識の高まりもあり、世界のオーガニック市場は成長を続けているとのことであります。

このような中、我が国では、「みどりの食料システム戦略」における2050年までの目標100万ヘクタールに向けて、2030年までに取組面積を全国で6万3000ヘクタールに拡大することを目指して取組を進めているところであり、北海道においても、1万1000ヘクタールとする数値目標を設定し、有機農業を推進していくこととしております。

この数値目標を達成するためには、生産面のみならず、消費面での取組拡大が重要と考えますことから、以下、伺ってまいります。

初めに、本年3月に策定された第4期北海道有機農業推進計画では、有機農業の推進に向け、どのような施策の展開方向を打ち出しているのか、伺います。

○山根理広委員長 食品政策課長下堀亨君。

○下堀食品政策課長 有機農業の推進についてであります。本年3月に策定しました第4期北海道有機農業推進計画では、有機農業をSDGsやゼロカーボン北海道の達成にも貢献する環境保全型農業の先導的な役割を果たす本道の重要な農業形態の一つとして位置づけ、生産と消費の両面から取組を推進していくこととしております。

特に、生産面では、有機農業への新規参入や慣行栽培からの転換を促進する地域での有機農業の取組拡大、ICTの活用などによる有機農業技術の開発普及、また、消費面では、量販店やインターネット発売などによる有機農産物の販路拡大、消費者に対し生物多様性保全や温暖化防止などにも高い効果を示す有機農業への理解醸成といった四つの推進方針を掲げ、有機農業の施策を展開していくこととしております。

○丸岩浩二委員 生産面と消費面、4本の柱で推進するとのことでありますが、生産面における

取組状況を伺います。

○**下堀食品政策課長** 生産拡大に向けた取組状況についてであります。道では、これまで、新たに有機農業に取り組もうとする就農希望者や慣行栽培からの転換を図ろうとする農業者の皆様のために手引を作成するとともに、有機農業技術の開発普及に向けた現地研修会の開催など、様々な技術的支援を行ってきたほか、振興局における有機農業者とのネットワークの構築や、全道交流会を開催し、有機農業者間の情報交換を促すなどの取組を行ってきたところでございます。

こうした取組もあり、令和3年度に、道内におきましては、有機JAS認証を取得した農家は、全国2位の304戸となるとともに、これまで認証を取得した面積は全国の4割を占める5434ヘクタールで、日本一の有機農業の取組面積となっております。

○**丸岩浩二委員** 次に、消費面についてですが、全国における有機農産物のマーケットの状況について伺います。

○**下堀食品政策課長** 有機農産物のマーケットについてであります。農林水産省が実施した消費者に対するアンケート調査によりますと、我が国の有機食品の市場規模は、平成21年で1300億円、平成29年では1850億円と推計され、この間、42.3%増加しており、年々拡大しているところでございます。

一方、国民1人当たりの年間の有機食品購買額は、平成30年で1408円となっており、スイスの3万9936円やスウェーデンの2万9568円、フランスの1万7408円、アメリカの1万5936円など、欧米に比べましてもまだ低い水準にとどまっております。

○**丸岩浩二委員** 本道における有機農業の拡大促進に向けた昨年度の取組実績と、今年度、これまでどのように取り組んでいるのか、伺います。

○**下堀食品政策課長** 有機農業の拡大に向けた取組についてであります。道では、昨年度、振興局を中心に、全道7地域の有機農業ネットワークにおきまして、有機農業の生産技術に関する研修会や販売会を開催したほか、本庁では、有機農業の関係者が一堂に会する全道交流会を実施いたしまして、有機農業者のネットワーク拡大に努めるとともに、有機食材を活用した親子料理教室などを開催し、消費者の理解醸成を図ったところでございます。

また、今年度は、有機農業について、生産から加工、流通、消費に至るまでの取組を支援する国の新たな事業が措置されましたことから、道では、有機農業に取り組む生産者の皆様が多い市町村に働きかけ、事業の掘り起こしを行ったところでございます。

さらに、全道の農家の皆様を対象とする有機農業技術現地研修会の開催や、地域の有機農業ネットワークが行う消費者交流イベントへ支援するとともに、今後、有機食材を用いた料理教室などの体験型イベントを予定しております。

○**丸岩浩二委員** 有機農業の取組を加速するためには、販路の開拓や消費者に向けたPRに一層力を入れることが必要と考えます。

道の施設を使ってPRする方法もあるのではないかと考えますが、見解を伺います。

○**山口食の安全推進局長** 有機農産物の需要拡大についてでございますが、本道において環境保

全型農業の先導的な役割を担う有機農業を今後さらに拡大していくためには、生産面における取組のみならず、有機農産物の販路拡大や消費者の理解醸成など、消費面の取組も併せて進めていくことが重要となります。

こうした中、道では、これまでも、有機農産物や「YES! clean」農産物の直売会、朝市の開催といった様々な機会を捉えて消費者の理解醸成につながる取組を行ってまいりましたが、令和3年度に実施した有機農産物の消費に関するアンケート調査の結果では、有機農業の定義を正しく理解している道民は39%にとどまるなど、より一層の需要拡大に向けた取組が必要であると考えておりました。今後、庁舎内の食堂で有機農産物やその加工品を使用したメニューの提供を新たに行うなど、あらゆる場を活用しながら有機農産物の需要拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

○丸岩浩二委員 生産面と消費面の取組はまさに車の両輪でありまして、どちらかが欠けてうまく進まないと思います。

道としては、今後、有機農業の推進に向けどのように取り組むのか、食の安全推進監に伺います。

○野崎農政部食の安全推進監 有機農業の推進に向けた今後の取組についてであります。化学的に合成された肥料や農薬などを使用しない有機農業は、環境への負担をできるだけ低減した生産方式であり、生物多様性保全や地球温暖化防止等に高い効果を示し、SDGsやゼロカーボン北海道の達成にも貢献するとともに、成長を続けるオーガニック市場での道産のシェア拡大を通じ、道産農産物のブランド化にも寄与するものと考えてございます。

このため、道といたしましては、第4期北海道有機農業推進計画の四つの推進方針に基づきまして、有機農業への取組の重要性を、農業者をはじめ、市町村や農業団体にも改めて広く啓発するとともに、道総研農業試験場と連携して有用な生産技術や品種の開発普及を進めるほか、有機農産物については、道内の学校給食や道などの庁舎内の食堂での利用といった新たな販路の開拓、さらには、有機農業者と交流する機会を設けて消費者の理解醸成を促進するなど、今後とも、生産と消費の両面から、各般の施策を効果的に活用し、本道の有機農業を推進してまいります。

○丸岩浩二委員 次に、畜産物の輸出についてであります。国は、農林水産物・食品の輸出目標額を2025年までに2兆円、2030年までに5兆円と設定しています。これを実現するための具体的な方策として、農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略を策定し、輸出にチャレンジする農林水産事業者への支援も行ってまいります。道においても、国と連携し、畜産物のさらなる輸出拡大に取り組んでいると承知をしていることから、以下、伺ってまいります。

道では、令和3年の2定補正で道産畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業に要する経費を措置しましたが、その事業内容について伺います。

○安田畜産振興課長 道産畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業についてでございますが、国では、令和3年度の補正予算において、2030年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円とする

【第2分科会 11月9日 第4号】

目標の達成に向け、畜産農家や加工処理業者、輸出業者などと連携し、生産から輸出まで一貫した輸出促進を図る体制、いわゆるコンソーシアムの整備を行うとともに、輸出先国での商談やプロモーション活動などの取組を支援しているところでございます。

道内では、本事業を活用し、牛乳・乳製品、牛肉、豚肉、鶏肉の四つの品目ごとに、生産者団体や加工処理業者、輸出業者が連携したコンソーシアムを設立し、輸出促進の取組を進めているところでございます。

以上でございます。

○丸岩浩二委員 コロナ禍により生乳需給が緩和しており、酪農現場では、生産抑制など厳しい環境にある中、需要拡大に当たっては輸出拡大が重要と考えます。

コンソーシアム事業を活用し、どの程度の輸出拡大を目指しているのか、また、輸出拡大に向けてどのような取組を行ったのか、伺います。

○安田畜産振興課長 牛乳・乳製品の輸出拡大についてでございますが、牛乳・乳製品につきましては、よつ葉乳業、雪印メグミルク及び北海道乳業の各乳業メーカーが中心となり、三つの輸出コンソーシアムを設立し、香港や台湾、タイなどへの輸出額を令和2年の3億800万円から、4年には3億7500万円と、2割増すことを目標に掲げております。

コンソーシアムでは、この目標の達成に向けまして、プロモーション動画の作成をはじめ、展示会への出展やSNSを活用した販売促進、現地小売店での販売員を活用した対面販売などを積極的に展開しているところでございます。

以上でございます。

○丸岩浩二委員 輸出拡大に向け、PR活動や販促活動に取り組んだという答弁でありましたが、どのような課題があったと考えているのか、伺います。

○安田畜産振興課長 牛乳・乳製品の輸出拡大に向けた課題についてでございますが、輸出コンソーシアムが行った輸出先国の店舗や購買者への聞き取りによりますと、北海道産の牛乳・乳製品に対する評価は高いものの、現地や他国産の商品との価格差が大きいことや賞味期限が短いといった課題が挙げられており、容器包装の工夫や高い衛生レベルの加工により、消費期限の延長に取り組むとともに、主な輸出先であるアジアにおいて人気の高い北海道産の魅力を前面に打ち出したプロモーションなどを実施するなど、商品価値を高め、輸出先国での認知向上や定着を図ることが重要と考えております。

以上でございます。

○丸岩浩二委員 輸出拡大が期待される牛肉については、私も行ってまいりましたが、さきに開催された全共鹿児島大会で、北海道は前回の宮城県大会を上回る成績を収め、消費拡大に弾みをつけたものと思います。

牛肉の輸出拡大に向け、コンソーシアム事業ではどのような目標を設定し、その達成に向けどう取り組んだのか、伺います。

○安田畜産振興課長 牛肉の輸出拡大についてでございますが、牛肉につきましては、ホクレン

が中心となり、食肉処理業者や輸出業者から成るホクレン食肉輸出コンソーシアムを設立し、アメリカやEU、台湾、香港をターゲットに輸出額を令和2年の2億600万円から、4年には4億2700万円と、2倍にする目標を掲げてございます。

コンソーシアムでは、この目標の達成に向けまして、アメリカやEUの輸出条件で定めた加工処理方法であっても、食肉の外観を損なう血のにじみが発生しないよう、処理時間の短縮などに取り組むとともに、EUや台湾、香港において、SNSを活用した販売促進や展示会への出展、現地小売店での食肉販売といったプロモーション活動により、道産牛肉の魅力の発信を行うほか、道内の生産者に対しましても輸出機運の醸成に向けた座談会を実施したところでございます。

以上でございます。

○丸岩浩二委員 輸出拡大に向け、PR活動や販促活動に取り組んだということではありますが、どのような課題があったのか、伺います。

○安田畜産振興課長 牛肉の輸出拡大に向けた課題についてでございますが、輸出コンソーシアムが実施した台湾、香港の取扱い店や購入者へのアンケート調査によりますと、北海道産牛肉のおいしさは評価されていることから、輸出拡大の余地はあるものの、他県産の有名な銘柄牛に比べて知名度が低いことや、安定した輸出に向けて、現状のステーキや鍋用のロース、ヒレのみならず、ニーズの低い肩ロースやモモといった部位についてもセットで輸出し、在庫リスクを軽減することが必要であると考えております。

以上でございます。

○丸岩浩二委員 海外の食市場へ販路拡大を図るためには、輸出先国のニーズや要求等に対応した流通形態や産地形成が必要と考えます。

道として、今後、畜産物をはじめとした道産農産物の輸出力のさらなる強化に向け、どう取り組むのか、伺います。

○野崎農政部食の安全推進監 輸出力の強化に向けた今後の取組についてでございますが、本道の農業・農村が持続的に発展していくためには、国内はもとより、海外での道産農産物の需要の拡大と販路の確保が重要でございまして、輸出先における需要を的確に捉え、それぞれのニーズに応じた取組を推進していくことが必要でございます。

このため、道では、外食から家庭食へのシフトなど、輸出先の購買需要の変化に対応し、現地小売店における消費者へのPRやネット通販などを積極的に活用していくほか、関係機関や団体などとも連携し、国の事業も効果的に活用しながら、産地が行う海外の市場調査や輸出向けの商品開発、商談の実施などへ支援するとともに、輸出先から求められる衛生基準に対応した施設整備に対する支援を行うなど、輸出に取り組む産地づくりを進め、道産農産物の輸出力の一層の強化に努めてまいります。

○丸岩浩二委員 次に、担い手対策として、新規就農者への支援についてでございますが、人口減少や少子・高齢化社会にあって、どの業種にとっても人材の確保は重要な課題であります。

【第2分科会 11月9日 第4号】

道は、農業への一層の呼び込みと定着を図るため、就農に向けた研修資金、新規就農者が円滑に就農し早期に農業経営が確立できるよう、経営開始資金や、機械、施設等の導入など、総合的な支援対策を実施していると承知しておりますことから、以下、伺ってまいります。

初めに、道内における近年の新規就農者数の傾向や直近の新規就農者数について伺います。

○山根理広委員長 技術普及課長鈴木章代君。

○鈴木技術普及課長 新規就農者数の推移についてであります。本道におきます年間の新規就農者数は、近年、600人台で推移していましたが、平成27年に589人と、600人を下回ってから減少傾向となり、令和2年では474人、直近の令和3年では477人となっています。

その内訳は、学校卒業後すぐに親元に就農する新規学卒就農者は、平成27年に189人であったものが、令和3年で146人、他産業に従事してから親元に就農するUターン就農者は、27年に274人であったものが、3年で203人と減少傾向にあります一方、農外から新たに就農する新規参入者は、27年が126人で、その後も120人前後でほぼ横ばいで推移し、3年では過去最高の128人となっています。

以上でございます。

○丸岩浩二委員 昨年度の農業次世代人材投資事業の活用人数と金額について伺います。

○鈴木技術普及課長 農業次世代人材投資事業の活用状況についてであります。研修期間中の就農希望者に対して、年間150万円の資金を2年間助成します準備型につきましては、123人に対し2億1300万円を交付しています。

また、経営開始直後の新規就農者に対して、年間150万円の資金を5年間助成する経営開始型につきましては、565人に対して6億6381万円を交付しており、準備型と経営開始型の合計では、688人に対して8億7681万円を交付しております。

以上です。

○丸岩浩二委員 希望を抱いて就農を目指していたが、様々な諸事情で残念ながら就農に至らなかったケース、また、就農したものの途中で農業を断念する方もおられると聞いておりますが、その理由がどのようなものだったのか、伺います。

○鈴木技術普及課長 就農を断念した理由についてであります。就農前の研修段階において就農を断念する理由は、研修生本人の体調不良などの健康上の不安や家庭の事情、進路変更に伴います他産業への転職、さらには、研修先でのトラブルなどが挙げられています。

また、営農を開始した後に営農を断念する理由は、研修段階と同様に、体調不良などの健康上の不安や他産業への転職のほか、経営不振などが挙げられています。

このように、様々な要因により就農や営農を断念せざるを得ないケースがありますことから、まずは、地域に慣れ、いつでも相談に対応できますよう、普及センターをはじめとした関係機関が連携して、就農希望者や新規就農者への支援体制を充実することが重要であると考えております。

○丸岩浩二委員 この事業を活用して就農し、支援が終了した後においても農業を継続する就農

者の人数とその定着率について、直近3年間の実績を伺います。

○鈴木技術普及課長 新規就農者の営農継続の状況についてであります。営農を開始した新規就農者のうち、支援が終了した1年後においても営農を継続している方の数と定着率は、平成30年は、112人のうち103人で92.0%、令和元年は、132人のうち126人で95.5%、2年は、119人のうち116人で97.5%となっており、定着率は高くなっています。

以上です。

○丸岩浩二委員 全国的にも新規就農者は減少傾向にあるとのことですが、道は、新規就農者の確保に向けてこれまでどのような取組をしてきたのか、また、どのような課題があると考えているのか、併せて伺います。

○山根理広委員長 技術支援担当局長山野寺元一君。

○山野寺技術支援担当局長 新規就農者対策の取組と課題についてであります。道では、これまで、新規就農者の確保に向け、担い手育成センターや市町村などと連携した就農情報の提供や相談対応のほか、農業大学校での実践的な研修や普及センターによる営農指導など、幅広い取組を進めてきました。

さらに、就農を開始した方に対しては、国の農業次世代人材投資事業を活用した資金による支援をはじめ、農地や機械の導入支援などに取り組んできたところです。

一方で、地域における新規就農者の受入れ体制や支援策の濃淡により、新規就農者の確保の状況に差が見られること、新規就農者の相談対応を行う就農相談員の世代交代が進んでいることから、対応力の向上など、相談員の人材育成が必要になっていることが課題になっていると考えています。

以上です。

○丸岩浩二委員 生産資材等の価格高騰など、農業経営をめぐる状況は大変厳しいものであります。同時に、日本の食料の安定供給を果たす本道農業の役割というのは大変大きなものになっております。こうした中で、本道農業の生産基盤を将来にわたり安定的に維持していくためには、新規就農者を含む多様な担い手が継続して定着する必要があると考えます。

担い手育成確保に向け、道として今後の取組をどう考えているのか、伺います。

○宮田農政部長 担い手の育成確保についてであります。本道の農業・農村が今後とも持続的に発展していくためには、後継者や農外からの新規参入者など、次の世代を担う新規就農者の育成確保は重要です。

このため、道では、農業次世代人材投資事業など、国の事業を効果的に活用するとともに、担い手育成センターや市町村、農協などと連携した就農希望者とのマッチング機会の提供、就農後の農地や機械導入の支援など、就農準備から経営開始後までの各段階に応じた取組を行ってきたところです。

道といたしましては、新規就農者の確保に先進的に取り組んでいる地域の就農相談体制や実践的な研修内容、研修施設の運営方法などについて、普及センターを通じて市町村や関係機関・団

【第2分科会 11月9日 第4号】

体に情報提供しているところであり、今後とも、こうした取組事例を全道に横展開させるとともに、地域における就農相談体制の強化に向け、関係機関と連携して人材育成を行うなど、地域と一体となって担い手の育成確保対策に取り組んでまいります。

○丸岩浩二委員 次に、農業農村整備事業の執行についてであります。

ロシアによるウクライナ侵略や円安の進行など、国内における食料自給の必要性が改めて認識をされる中、本道が安全、安心な食料を安定的に供給していくためには、農業の生産性の向上などに向けた農業・農村整備を着実に進めていくことが重要と考えることから、以下、伺ってまいります。

まず、令和3年度の農業・農村整備に係る請負工事の執行状況はどのようなものになっているのか、主な工事別の実績と併せ、伺います。

○山根理広委員長 農地整備課長岩田正敏君。

○岩田農地整備課長 農業・農村整備の実績についてであります。道が令和3年度に執行した農業農村整備事業に係る工事請負額は789億円であり、主な工事別の整備実績は、農地を大区画化する区画整理が6500ヘクタール、良質な自給飼料を生産するための草地整備が3600ヘクタール、排水性を改善する暗渠排水が4900ヘクタールとなっております。

また、農業用水の安定供給や洪水被害を防止、軽減する基幹的な用水路や排水路は4キロメートル、農産物の輸送や農業機械の移動などに必要な農道は15キロメートルを整備しております。

以上でございます。

○丸岩浩二委員 農家戸数が年々減少する中、今後とも本道の農業生産を維持向上していくためには、より一層の省力化はもとより、農地の大区画化や近年の異常気象による大雨に対する農地の排水対策が重要となってまいります。

道では、大区画化に向けた区画整理や暗渠排水の整備を進めていますが、どのような効果を見込んでいるのか、伺います。

○山根理広委員長 農村計画課長鈴木仁志君。

○鈴木農村計画課長 農地の大区画化や排水対策の効果についてであります。道や道総研農業試験場が基盤整備の効果を検証するために実施した調査によりますと、大区画化を行った水田では、農作業の効率化が図られ、水稻の年間作業時間が2割削減することが確認されています。

また、暗渠排水を整備した農地では、排水性の改善により、小麦やてん菜などの収量が1割から2割増加することや、ニンジンでは、L以上の大きなサイズの割合が27%から35%に8ポイント増加するほか、大雨が降った後に行う機械作業が、平均で3日程度早く開始できることが確認されております。

以上です。

○丸岩浩二委員 排水対策によって、大雨時でも農作物の収量や品質が確保され、安定的な生産につながるのとことではありますが、一方で、必要なときにいつでも農作物に水を供給できるかんがい施設の整備も重要と考えます。

こうしたかんがい施設の整備にどのような効果を見込んでいるのか、伺います。

○鈴木農村計画課長 かんがい施設の効果についてであります。道が昨年的高温少雨における基盤整備の効果を検証した結果、畑地かんがいの整備を行った畑では、タマネギのL大規格の割合が5%から41%に36ポイント増加することや、地下かんがいの整備を行った水田では、転作した大豆の収量が3割増加することが確認されています。

また、地下かんがいの活用によって水稻の直播栽培の導入が可能となり、春先の労働時間が6割削減することが確認されています。

道としましては、かんがい施設の整備により、作物の生育ステージや気象条件の変化に応じて必要な水を必要なときに供給できることから、農作物の収量や品質が向上するほか、農作業が効率化するなど、安定した農業生産が図られると考えております。

以上です。

○丸岩浩二委員 農地の基盤整備による効果には、ただいま伺った点に加え、農村地域の振興にも寄与しているものと承知をしております。

こうした基盤整備を通じた農村地域の振興にはどのような事例があるのか、また、このような効果に関して、道はどのように認識をしているのか、伺います。

○山根理広委員長 活性化支援担当局長鹿野訓久君。

○鹿野活性化支援担当局長 基盤整備を通じた農村地域の振興についてであります。農業・農村整備による農村地域の振興事例として、比布町では、農地の大区画化により、自動走行トラクターの導入が可能となるなど、労働時間の節減が図られ、このことにより生じる余剰時間を活用し、イチゴの加工品の開発や直売所の開設など、6次産業化の展開が可能となったほか、北見市常呂では、農地の排水性の改善により、「ところピンクニンニク」の生産拡大が図られ、地域のブランド化に向けた取組が進められるなど、多くの地域で特色ある事例が確認されております。

道といたしましては、農業・農村整備は、本道農業の生産力、競争力の強化はもとより、農村地域の振興など、活力のある農業・農村の実現に重要な役割を果たしているものと認識しております。

以上でございます。

○丸岩浩二委員 こうした効果を着実に発揮していくためには、工事を円滑に進めることが重要と考えますが、道では、円滑な工事实施に向け、どのように取り組んでいるのか、伺います。

○山根理広委員長 技術管理担当課長竹田治人君。

○竹田技術管理担当課長 工事の円滑な実施についてであります。土木技術者や作業員の高齢化、担い手や建設機械の不足など、建設業界を取り巻く環境が厳しさを増す中、農業・農村整備を計画的に実施し、その効果を着実に発現させていくためには、工事の発注や施工を円滑に進めていくことが重要です。

このため、道では、入札における不調や不落を防止し、工事を着実に発注するため、地域の実情に配慮した入札の参加要件を設定するとともに、年間の工事情報を早期にホームページなどで

【第2分科会 11月9日 第4号】

公表するほか、請負業者が技術者や建設機械等の不足にも対応できるよう、工事の早期発注や施工時期の平準化、発注規模の大型化を行うなど、入札に参加しやすい環境の整備に取り組んでおります。

道では、こうした取組はもとより、発注した工事が円滑に進むよう、提出書類の簡素化やウェブカメラを活用した現場確認などにより、施工管理業務の一層の効率化を図るなど、農業・農村整備における工事の円滑な実施に向け、取り組んでまいります。

以上です。

○丸岩浩二委員 本道の農業・農村を取り巻く情勢が変化をする中、今後も安全で安心な食を安定的に供給していくためには基盤整備が重要であり、地域からは整備を要望する声が多いと聞いております。

道は、農業・農村整備を計画的に進めていくために今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○宮田農政部長 農業・農村整備の計画的な推進についてであります。本道が我が国最大の食料供給地域としての役割を果たしていくためには、農業の生産力や競争力の強化に向け、農業・農村整備を着実に推進することが重要です。

こうした中、地域の方々からは、農作業の一層の省力化には大区画化が必要、農作物の収量や品質の向上と安定生産には排水対策が不可欠、基盤整備をきっかけに6次産業化の取組や野菜のブランド化が進み農村地域の活性化が図られたなど、基盤整備の必要性や効果について多くの声が寄せられているところです。

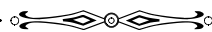
道といたしましては、今後とも、地域の要望を十分に踏まえ、必要な予算を確保しながら、農業・農村整備を計画的かつ効果的に推進することにより、我が国の食料安全保障に最大限寄与する持続可能で生産性の高い本道農業・農村の確立に取り組んでまいります。

以上です。

○丸岩浩二委員 終わります。ありがとうございました。

○山根理広委員長 丸岩委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午前10時59分休憩



午前 11 時 開議

○山根理広委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

農政部所管に関わる質疑の続行であります。

沖田清志君。

○沖田清志委員 それでは、食品ロスの削減についてお聞きをしております。

道では、昨年3月、北海道食品ロス削減推進計画を策定したわけでありまして。

食品ロスというのは、単に、無駄にする、もったいないということだけではなくて、生産から

消費に至る各段階の中で多くの二酸化炭素を排出していることから、現在、積極的に取り組んでいるゼロカーボンの推進には、着実な成果が必要であるというふうに考えるわけであります。

そこで、以下、伺ってまいります。初年度に当たる昨年度、どのような取組を行ってきたのか、お伺いをいたします。

○山根理広委員長 食品政策課長下堀亨君。

○下堀食品政策課長 食品ロス削減に関する昨年度の取組についてであります。道では、昨年3月に、令和3年度から12年度までを計画期間とする北海道食品ロス削減推進計画を策定し、目指す姿として、「道民運動として、一人一人が食品ロスの削減を実践～生産地だからこそ“もったいない”の心を大切に！～」を掲げ、食品ロスを発生させない取組や未利用食品を有効活用する取組などについて、庁内関係部局や市町村、関係機関・団体と連携しながら進めているところでございます。

計画の初年度となる昨年度につきましては、道民の皆様に対し、計画の周知に努めるとともに、食品ロスの現状や削減の大切さを伝えるため、地域の消費者協会が行う出前講座への支援をはじめ、リーフレットの配布やパネル展の開催を実施してきたほか、小盛りメニューを提供する飲食店の取組のPRや、食品ロスを発生させないよう、食材の有効活用を紹介するセミナーの開催などに取り組んできたところでございます。

○沖田清志委員 その成果については後ほどお聞きをしたいと思うのですが、この推進計画には、取組の一つとして、未利用食品等を有効に活用するフードバンクとの連携強化を図るとしてあります。ただ、このフードバンク団体が、人件費、事務所や倉庫の借り上げなどに窮しております。団体の基盤強化に対する支援が求められているわけであります。

どのように支援していくのか、お伺いをいたします。

○山根理広委員長 食の安全推進局長山口和海君。

○山口食の安全推進局長 フードバンクとの連携強化についてでございますが、食品ロスの削減に当たりましては、家庭や食品製造業及び外食産業などの各段階において食品ロスを発生させないことが何よりも重要であります。また食べることができる食品であるにもかかわらず利用しない場合については、フードバンク活動を活用することも有効と考えます。

このため、道といたしましては、道内でフードバンク活動を行っている団体に対し、食品の衛生的な取扱マニュアルの配付や、食品製造業、卸売業者などからの未利用食品の提供申出に関する周知をはじめ、食品の保管施設や運搬車両への支援などを行うことにより、食品関連事業者や消費者の理解を広げ、未利用食品の有効利用を図ってまいります。

以上でございます。

○沖田清志委員 一つ確認をさせていただきたいのですが、フードバンクの活動には、子ども食堂や福祉施設への食品の提供、あるいは、災害時における避難所への食品の提供などが考えられます。

そうなりますと、所管部が保健福祉部であったり、総務部であったり、また、団体自体を事業

所の一つと捉えれば経済部ということになるかと思うのですが、団体からの相談などに対応する所管部というのは農政部ということでしょうか、確認をいたします。

○山口食の安全推進局長 フードバンク活動に対する窓口についてでございますが、フードバンク活動につきましては、企業からのCSR活動や食品ロス削減、さらに、一般家庭などからの寄附といった品質に問題のない食品を寄贈する入りの面と、福祉施設や生活困窮世帯への食品の無償提供による貧困問題を解決するという目的がございます。

こうした中で、食品ロスにつきましては、食品関連事業者や家庭などの様々な段階から発生していることから、庁内の関係部局が連携して取り組んでいるところでありまして、食品事業者からフードバンクに対する食品の供給のうち、食品ロスの分野に関しては、庁内の食品ロス削減の連携組織の事務局である農政部が窓口となっているところでございます。

以上でございます。

○沖田清志委員 それぞれの事業の所管部は決まっているから、それでいいのですよ。ただ、実際に、フードバンク自体、まだまだ基盤が脆弱でありますから、様々な支援が今求められているわけでありまして。しかし、そうしたことに対応する道の所管部というものが決まってないということですね。

先ほどから、連携強化するとか、活用するとかとしておいて、そういったことに対応するところがないというのはあまりにも都合がよ過ぎるというふうに私は思うのです。それで、ぜひ、この機会に、フードバンク団体に関する所管部というものをきちっと決めていただきたいと思えます。

このことについては改めて知事にお伺いをしたいと思えますので、委員長のお取り計らいをお願いいたします。

次の質問ですけれども、先ほど取組について伺いました。

推進計画では、食品ロス量を2030年度までに20%、削減のために何らかの行動をしている道民の割合を2023年度までには80%にするという目標を掲げているわけでありましてけれども、昨年1年間の取組によってどれぐらいの効果があつたのか、どれぐらいの削減、あるいは、道民参加につながつたのか、お伺いをいたします。

○下堀食品政策課長 食品ロス削減に向けた取組の効果についてであります。北海道食品ロス削減推進計画では、食品関連産業などの事業者と家庭での食品ロス発生量を令和12年度までにそれぞれ20%削減することや、食品ロス削減のために何らかの行動をしている道民の割合を令和5年度に80%以上にするとといった二つの数値目標を設定しております。

こうした中、道内における食品ロスの発生量は、基準年である平成29年度の33万トンから、令和元年度には36万トンと増加しており、目標の26万トンまで10万トンの削減が必要となります。

この発生量の中には、家畜の飼料となるてん菜糖製造業の副産物、いわゆるビートパルプが14万トン含まれておりまして、この数値を除いて推計しますと、あと5万トンの削減が必要となっているところでございます。

○**沖田清志委員** 長期間にわたっての最終的な達成目標というのはあるのですけれども、それぞれの年度ごとに、今言われた数字が、どれぐらいを目標にしていこうとしているのか分からなければ、なかなか道民の方々にも理解は難しいと思いますし、次の有効な取組にもつなげられないというふうを考えるわけであります。

しっかりと毎年次ごとの数値目標を立てて取り組んでいく必要があるというふう考えるわけですけれども、所見をお伺いいたします。

○**山根理広委員長** 農政部食の安全推進監野崎直人君。

○**野崎農政部食の安全推進監** 食品ロス削減に向けた取組についてであります。食品ロスの削減を着実に推進していくためには、推進計画で掲げた指標である食品ロスの削減量や食品ロス削減のために行動している道民の割合などを毎年度把握し、達成状況に応じて必要な取組を実施していくことが重要と考えてございます。

こうした中、道では、社会経済情勢の変化等によりまして、推進計画の変更が必要になった場合、道民の皆様からの意見や、有識者等で構成される北海道食の安全・安心委員会などの意見を聴きまして見直しを行うこととしており、毎年度、達成状況を確認しながら、食品事業者等への取組の促進や消費者の皆様意識の醸成に向けて、企業や関係機関・団体などと連携し、出前講座の実施やパネル展、セミナーの開催といった、家庭や外食時における食品ロスの削減を促す、いわゆる「どさんこ愛食食べきり運動」などの取組を着実に推進し、食品ロスの削減に向けた計画の達成に向けて取り組んでまいります。

○**沖田清志委員** 具体的に、年次ごとの目標についての明確な答弁はいただけなかったわけであります。私も、必ずしも全部、数値で目標を立てることがいいとは思っていません。ただ、2030年度までの長期の目標があっても、その時点で達成すればいいというものではないですよ。

やはり、1年でも早く達成するためには、年次ごとの分かりやすい指標を立てながら、その結果どうであったのか、そこに対してどうであったのか、足りなければ何が不足していたのか、そのことをしっかりと検証し、取組を重ねていくことが必要だというふうに思っています。ぜひ、この辺については今後の取組の中で御検討いただきたいと思っておりますので、そのことを申し上げて、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○**山根理広委員長** 沖田委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。
佐藤伸弥君。

○**佐藤伸弥委員** まず、ジャガイモシロシストセンチュウ対策について伺います。

重要病害虫でありますジャガイモシロシストセンチュウ、いわゆるG pにつきましましては、現在、国において緊急防除が実施されていると承知をしております。

これまでも議会で質問をしてきたところではありますが、地域の畑作振興に大きな影響を及ぼすことから、引き続き、国をはじめ、関係機関・団体がしっかりと連携し、対策を行っていくことが重要と考えますので、以下、数点伺ってまいります。

【第2分科会 11月9日 第4号】

初めに、G pの市町村別の発生状況と防除の進捗状況について伺います。

○山根理広委員長 重要病害虫担当課長竹内伸康君。

○竹内重要病害虫担当課長 ジャガイモシロシストセンチュウの発生状況などについてであります。平成27年に網走市で国内で初めて発生が確認されて以降、これまで、網走市で217圃場、891ヘクタール、大空町で2圃場、2ヘクタール、斜里町で95圃場、312ヘクタール、清里町で14圃場、26ヘクタール、合計1市3町で328圃場、1232ヘクタールで確認されております。

これまで発生が確認された圃場においては、国が植物防疫法に基づき緊急防除を実施することとなりますが、国から協力指示を受けた道や関係の市や町が中心となり、農協や生産者の方々と連携しながら実施してきており、令和3年度までに、網走市で190圃場、775ヘクタール、大空町で2圃場、2ヘクタール、斜里町で35圃場、114ヘクタール、清里町で6圃場、10ヘクタール、合計233圃場、902ヘクタール、発生圃場の約7割で本センチュウが検出限界以下となるなど、着実に防除が進んできており、現在は、残る95圃場、330ヘクタールで緊急防除を実施しているところでございます。

以上でございます。

○佐藤伸弥委員 着実に防除が進んでいる状況がうかがい知れました。

緊急防除は、国の消費・安全対策交付金により実施されていると承知をしておりますが、昨年度の執行状況について伺います。

○竹内重要病害虫担当課長 消費・安全対策交付金の執行状況についてであります。緊急防除に当たっては、本センチュウの密度を低減させる対抗植物や作業を行うための農業機械など、様々な資材や機材が必要になるとともに、防除に係る各種作業委託や防除作業に協力いただいた生産者への協力金のほか、蔓延防止対策に係る機械の洗浄や広報活動費なども必要となります。

令和3年度は、こうした経費として3億7300万円を要していますが、緊急防除は国の責務であることから、全額が国の消費・安全対策交付金で賄われているところであり、今後とも必要な予算の確保について国に要請してまいります。

以上でございます。

○佐藤伸弥委員 これまで、緊急防除を進めてきた中で、防除方法や蔓延防止対策においてどのような課題が生じているのか、伺います。

○竹内重要病害虫担当課長 緊急防除の課題についてであります。効果的に緊急防除を実施していくためには、防除効果を最大限発揮できるよう、「ポテモン」などの対抗植物の適切な栽培管理や、本センチュウに抵抗性を有するバレイショの品種である「フリア」の作付などによる蔓延防止対策の徹底が重要であります。

このため、道としては、対抗植物の栽培管理の改善による防除効果の向上や、対抗植物の種子の安定確保、抵抗性品種「フリア」の栽培管理技術の向上と導入の促進、「フリア」に代わるでん粉原料用バレイショの品種特性に優れた新たな抵抗性品種の早期開発などが必要と認識しております。

以上でございます。

○佐藤伸弥委員 ただいま答弁のあった課題を踏まえて、今年度はどのように取り組んでいるのか、伺います。

○山根理広委員長 技術支援担当局長山野寺元一君。

○山野寺技術支援担当局長 今年度の取組についてであります。道では、緊急防除に当たっての課題を踏まえ、農業改良普及センターにおいて対抗植物の栽培指導を行うとともに、安定的な種子の確保について種苗販売業者などに働きかけを行ってきたところです。

また、抵抗性品種「フリア」につきましては、普及センターによる技術指導を行うとともに、国の補助事業を活用した導入の促進や、品種特性に優れた新たな品種の早期開発を国に要望してきたところであり、現時点におきまして、新たな品種は令和8年頃に育成される見込みとなっております。

以上です。

○佐藤伸弥委員 G p の発生圃場では、バレイショの作付が禁止されるとともに、ほかの作物の収穫物も移動が制限されるなど、発生農家の経営に甚大な影響を及ぼすこととなります。

適切な輪作体系を維持し、生産力の強化を図るためにも、一日も早い根絶を望むところですが、今後どのように対応していく考えなのか、伺います。

○山根理広委員長 農政部長宮田大君。

○宮田農政部長 ジャガイモシロシストセンチュウ——G p への対応についてであります。平成27年に国内で初めて確認された本センチュウの防除や封じ込めは、一地域の問題だけではなく、バレイショの主産地である本道の農業全体にとって大変重要な課題であると認識しております。

これまで、植物防疫法に基づき緊急防除を行ってきた結果、発生が確認された網走市、大空町、清里町、斜里町において、昨年度までに約7割の圃場が検出限界以下となり、緊急防除の対象から除外されるなど、着実に成果が現れているところです。

道といたしましては、国はもとより、関係の市や町、農協、生産者の方々と一層緊密に連携を図りながら、発生が確認された全ての圃場で本センチュウが検出限界以下となるよう、確実に防除を実施するとともに、徹底した蔓延防止や再発防止の取組を推進するほか、国に対して必要な予算の確保と発生地域に対する支援を求めていくなど、徹底した防除対策に取り組んでまいります。

以上です。

○佐藤伸弥委員 確実に緊急防除を行って、しっかりと検出限界以下に持っていき、そのことで全てのジャガイモシロシストセンチュウを根絶していくということの流れになっていくのだというふうに思います。それは、今、順調に進んでいるのだと思います。

一方で、「フリア」については、なかなか収量が見込めないという話も伺っております。秋になって収穫作業が始まったとき、もちろん、早く掘りたいという農家の意向もありますから、そ

【第2分科会 11月9日 第4号】

ういった意味では、もう少し時間をおいてから収穫したらしっかりとした収量が確保されるようだとか、様々な技術指導を行う中で、「フリア」の収量をしっかりと増やせるように農政部としても頑張っていたきたいというふうに思います。それから、新たな抵抗性品種の開発は国でありますから、令和8年ということになりますけれども、しっかりとその時点までに持っていくために努力をしていただきますよう、引き続きお願いを申し上げたいと思います。

次に、種バレイショの確保について伺います。

本道のバレイショは、小麦や豆類、てん菜とともに、畑作農業にとって輪作体系を維持していく上で重要な作物であります。ポテトチップ用メーカーやバレイショでん粉のユーザーからは、国産原料を安定的に確保するため、北海道産のバレイショをもっと増産してほしいとの要望があると承知しております。

このような中、生産者からは、バレイショを作りたくても種イモがなくて作れないとの声があり、せつかくの要望に対し、十分にこたえていない状況にあるのではないかと考えます。

種バレイショの増殖には複数年かかることから、長期的な需要動向を見据えた計画的な生産とその体制強化を進めていくことが喫緊の課題と考えますので、以下、数点伺います。

初めに、近年の種バレイショの生産状況について伺います。

○山根理広委員長 農産振興課長牧野充君。

○牧野農産振興課長 種バレイショの生産状況についてでございますが、本道の種バレイショの生産は、高齢化の進行や、植付け前の芋切り、病気株の抜取り作業といった労働負担が大きいこと、ジャガイモシストセンチュウ発生圃場の拡大などを背景といたしまして減少傾向にあり、作付面積は、平成28年の4887ヘクタールから、令和3年では4468ヘクタールと、この5年間で419ヘクタール減少し、生産量につきましても、17万3000トンから15万3000トンと、1割程度減少しています。

また、本年の生産状況は、関係機関・団体によりますと、作付面積はほぼ横ばいで、生産量は、一部の地域で、7月から8月にかけての日照不足や大雨の影響を受けたものの、不作であったここ2年を上回る見通しとなっています。

以上でございます。

○佐藤伸弥委員 種バレイショは減少傾向にあるということが分かりました。

次に、種バレイショの確保に向けた道における取組状況と生産地域への支援状況について伺います。

○牧野農産振興課長 種バレイショの確保についてでございますが、バレイショの原原種につきましては、国の種苗管理センターが生産しておりまして、道では、この配布方針について協議するため、毎年9月に関係機関・団体で構成する種馬鈴しょ需給調整会議を開催し、産地における次年度以降の原種や採種の生産見込みにつきまして情報共有しており、産地ではこれを基に不足する品種について地域間で調整を行っています。

種バレイショ産地での原種や採種生産への支援については、国の持続的畑作生産体系確立緊急

対策事業や産地生産基盤パワーアップ事業などを活用し、ウイルス病の発生を低減するための圃場の見回りや種バレイショの緊急増産に必要な芋切り作業のほか、省力作業機械の導入、選別施設の整備などに対して支援を行っているところでございます。

以上でございます。

○佐藤伸弥委員 オホーツク管内では、ジャガイモシストセンチュウ、いわゆるG rの発生が拡大しております。

これ以上、種バレイショを生産できる圃場を減らさないためにも、地域が一丸となり、蔓延防止対策に取り組むことが重要と考えますが、G r抵抗性品種の導入状況と蔓延防止に係る道の取組について伺います。

○牧野農産振興課長 ジャガイモシストセンチュウの蔓延防止に向けた取組についてでございますが、道では、平成31年に国が示した、ジャガイモシストセンチュウ抵抗性品種の作付拡大に関する方針に基づき、ジャガイモシストセンチュウ、いわゆるG rの抵抗性品種への転換計画を策定し、導入拡大を進めており、令和2年の導入状況は、全道のバレイショ作付面積4万8100ヘクタールのうち、1万9841ヘクタールの41%と、4年前の平成28年の1万3066ヘクタール、26%に比べて着実に増加しています。

また、品種別の導入状況は、生食用が34%、加工用が33%、でん粉原料用が53%となっており、特に、でん粉原料用は令和4年に100%とする目標達成に向けて急速に切替えが進んでいるところでございます。

G rの蔓延防止に当たりましては、こうした抵抗性品種の導入はもとより、地域の関係者が一体となって営農機械の洗浄や野良生えの除去などに取り組むことが重要でありますことから、道では、本年7月に、北海道ジャガイモシストセンチュウ類防除対策基本方針を改正し、防除対策を進めるに当たってのロードマップをお示ししますとともに、地域段階に、市町村、JA、普及センターで構成する対策チームを新たに設置することなど、蔓延防止対策を積極的に推進しているところでございます。

以上でございます。

○佐藤伸弥委員 道が、これまでも種バレイショの作付の維持拡大に向けて様々な取組を行ってきたことは理解いたしますが、いまだに課題の解決には至っていないのが現状であります。

諸外国の先進事例を研究したり、先端技術を応用するなどしてこの状況を打破していくべきと考えますが、見解を伺います。

○山根理広委員長 生産振興局長新井健一君。

○新井生産振興局長 種バレイショの生産における先進技術の活用などについてであります。種バレイショの生産は、植物防疫法に基づき、ウイルス病やジャガイモシストセンチュウが検出されないことなどの検査が義務づけられていることから、一般のバレイショの栽培と比べて、圃場の見回りや病気株の抜取りなどの労働負担や、ウイルス病を見極める技術の習得などが課題となっております。

【第2分科会 11月9日 第4号】

このため、道では、ホームページなどから、海外のジャガイモシストセンチュウ発生地域での対応事例などの情報収集に努めるほか、本年度から、新たに、ドローンによる上空から撮影した画像データを蓄積し、AIにより、健全な株と病気の株を判定することで見回りなどの労働負担の軽減を目指す、ICT活用種馬鈴しょ生産実証事業に取り組んでいるところであり、こうしたスマート農業技術の活用や、国の事業によるカッティングプラントなど省力機械の導入支援などを通じて、種バレイショ産地の確保や新たな生産者の育成に取り組んでまいります。

○佐藤伸弥委員 種バレイショの確保については、以前から何度となく質問しているわけでありますがけれども、地域間の調整などをしながら何とか確保しているというのが現状であります。

特に、Grの発生圃場においては、現状、種バレイショは作れないわけでありますから、今後、卒業も含めて、また、海外の事例などもしっかりと学んでいただき、対応していただきたい、そのことは以前にも申し上げました。やはり、日本では、今、Grの発生圃場では作れないということですし、卒業できていない状況にありますから、そういう意味では、今後を見据えて次の一手を農政部としてしっかりと考えていただきたい、そのためには、先進的に進んでいる国があるわけでありますから、そこをしっかりと調査、視察して、日本でできるかどうかは別としても、そのことを検討していただきたいということを強く指摘させていただきます。

今後の取組について、最後に伺います。

昨今の国際情勢から、食料安全保障に対する国民の関心が高まる中、農業生産の根幹をなす種子の確保は極めて重要であります。

将来にわたり、種バレイショを安定的に確保し、持続可能な畑作農業を確立するために、道は、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○宮田農政部長 種バレイショの確保に向けた取組についてであります。本道のバレイショは、全国の生産量の8割のシェアを占め、小麦や豆類、てん菜とともに、本道の畑作農業における主要な輪作作物であり、今後とも、バレイショに対する旺盛な需要に応えていくためには、その基となる種バレイショの生産を計画的かつ安定的に進めていくことが重要です。

このため、道といたしましては、関係機関・団体と連携して、効率的な生産体系の構築や、北海道ジャガイモシストセンチュウ類防除対策基本方針に基づく蔓延防止に向けた取組の推進、さらには、スマート農業技術の活用による労働負担の軽減、新たな種バレイショ生産者の確保や産地の育成などを進め、種バレイショの安定供給体制を確立し、バレイショの生産振興と本道の畑作農業の持続的発展に取り組んでまいります。

以上です。

○佐藤伸弥委員 次に、酪農対策支援について伺います。

複雑化する国際情勢を背景に、原材料費の高騰や海上運賃の上昇、円安による影響などにより、配合飼料の輸入価格が高騰しており、本道の酪農経営は大きな負担を強いられております。

加えて、コロナ禍における需要の減少や乳製品の過剰在庫を受け、今年度、道内では生乳の生産を抑制しているところでありますが、先月、農業団体は、今後さらなる消費減退が懸念される

として生産抑制の強化を行うことを発表しました。

私も地域回りをいたしましたけれども、生産者からは厳しい声が相次いで聞かれたところであり、このような状況が長期化すると、酪農経営への意欲の減退が懸念されるところであります。

そこで、以下、質問してまいります。

これまで、畜産クラスター事業を活用し、生産基盤の強化を進めてきたと承知をしておりますが、道内の昨年度と今年度の実施状況について、また、近年の活用状況をどのように捉えているのか、伺います。

○山根理広委員長 畜産振興課長安田貞彦君。

○安田畜産振興課長 畜産クラスター事業の実施状況についてでございますが、本事業は、TPP関連対策として、平成26年度補正予算で措置されて以降、道内では、これまで、115の地区で畜産クラスター協議会が設立され、収益力の向上を目的とした畜舎や搾乳施設などの施設整備、省力化機械の導入などが行われてきたところでございます。

酪農関係の実施状況について、令和3年度は、18協議会、38戸の取組主体において、補助金額ベースで88億8000万円、4年度は、10協議会、28戸の取組主体において、60億9000万円と前年度に比べて減少しており、これは、長引くコロナ禍の影響により生乳需給が緩和していることから、生産者は生産抑制に取り組まざるを得ないなど、酪農経営が厳しい状況にあることを踏まえ、投資が控えられているものと考えております。

以上でございます。

○佐藤伸弥委員 事業の効果もあって、令和元年度には、本道の生乳生産量が400万トンをはじめて突破したとのことでありますが、近年、コロナ禍の影響もあり、生乳の消費が減退しており、より日もちのする脱脂粉乳やバターに加工処理される数量が増加したことに伴い、在庫量が過去最高水準となっておりますが、道ではどのような在庫低減対策に取り組んでいるのか、伺います。

○安田畜産振興課長 乳製品の在庫低減対策についてでございますが、本道の酪農経営は、畜産クラスター事業などを活用し、大規模な畜舎の整備や搾乳ロボットなどの機械の導入を行うとともに、乳牛改良の進歩などにより、昨年度の生乳生産量が過去最高の431万トンとなりましたが、コロナ禍の影響により牛乳・乳製品の消費が減少していることから、生乳需給が緩和し、長期保存が可能なバターや脱脂粉乳の生産を拡大した結果、これらの在庫が過去最高水準まで積み上がり、その処理が課題となっております。

このため、道では、国に対して、全国的な需給調整機能の構築を強く求めてきたところ、国では、全国の生産者団体と乳業メーカーが一体となって脱脂粉乳の在庫を処理する新たな事業を措置し、今年度中に3万5000トンの在庫が家畜の餌や輸入品との置き換えなどにより処理される見込みとなっております。

道としては、今後とも、国に対して生乳需給環境の改善を図るため、全国的な需給調整機能の発揮による脱脂粉乳の着実な在庫対策の実施を求めてまいります。

以上でございます。

○佐藤伸弥委員 生乳の国内総需要量は約1250万トンで、そのうち、国産が60%の750万トン、輸入乳製品は、生乳換算で約40%の500万トンと承知をしております。

輸入乳製品の大部分はチーズとのことでありますが、一部を国産に置き換えることができれば、在庫の低減や生乳生産を抑制しなくても済むのではないかと考えますが、道の所見を伺います。

○新井生産振興局長 国産チーズへの置き換えについてであります。国内のチーズの消費量は、食生活や食文化の変化などにより、令和3年度の国民1人当たりの年間消費量は2.8キログラムと、10年前と比べ約2割増加しておりますが、その消費量の86%が輸入チーズで占められており、生乳需給が緩和し、生産抑制を強いられている現状においては、国産チーズの需要を拡大し、輸入チーズからの置き換えを図っていくことが重要であり、現在、チーズの内外価格差が縮まっていることから、置き換えを進めるよい機会と捉えているところです。

このため、道といたしましては、さきの定例会で予算措置した道産チーズの需要喚起に向けたキャンペーンを、農業団体と連携しながら実施するとともに、国に対して、輸入品から国産品への置き換えによる国産チーズのシェア拡大に向けた対策を求めるなど、道産チーズの消費拡大に取り組んでまいります。

○佐藤伸弥委員 国内のチーズの消費量は、10年前と比べて2割増加しているが、その86%が輸入チーズということであります。

円安によって輸入チーズと道産チーズの価格差が縮まっていると考えますが、道産チーズの使用について、乳業メーカーはどのような意向を持っているのか、伺います。

○安田畜産振興課長 道産チーズの拡大に当たっての乳業メーカーの意向についてですが、輸入チーズの価格は、海外原料の上昇や円安の影響などから、財務省の貿易統計によりますと、8月時点でキロ当たり680円と、前年同月比で4割値上りしているものの、依然として、国産品との価格差があることに加え、道産チーズの製造コストも上昇していることなどから、乳業メーカーからは、原料乳価格の在り方や生乳の需給状況にかかわらず、安定的に生乳がチーズ向けに供給される環境が必要との声が寄せられております。

以上でございます。

○佐藤伸弥委員 道は、さきの第3回定例会補正で、国の配合飼料価格安定制度の生産者積立金の全額を支援するための予算措置を行いました。道内の酪農経営においてはどの程度の支援額となるのか、また、その効果をどのように見込んでいるのか、伺います。

○山根理広委員長 環境飼料担当課長遠藤隆君。

○遠藤環境飼料担当課長 配合飼料価格高騰対策緊急支援事業についてですが、道では、配合飼料価格等の高騰に対し、酪農畜産経営の負担を軽減するため、さきの定例会において、配合飼料価格安定制度の生産者積立金の全額であるトン当たり600円を支援するための予算を措置したところです。

この対策によって、道内の酪農家への配合飼料の供給量を酪農家戸数で単純に試算すると、支援金は20万円程度になることから、先般措置された国の飼料価格高騰緊急対策と併せて、酪農・畜産経営の負担軽減につながるものと考えております。

以上でございます。

○佐藤伸弥委員 負担の軽減にはつながると思います。ただ、かかってくる経費というのが大変大きいというのが現状であります。

そして、このたびの生産抑制の強化によって、生産者の所得減少は避けられず、この窮状を改善するためには需要の喚起や在庫解消などのさらなる取組が必要と考えますが、道として、今後、酪農経営の支援にどのように取り組むのか、伺います。

○宮田農政部長 酪農経営の支援についてであります。本道の酪農経営は、世界的な穀物需要の増加や円安の影響などによる飼料価格の高騰に加え、牛の個体販売価格の下落や生乳のさらなる生産抑制など、過去に例を見ないほど厳しい生産環境にあると認識しております。

このため、道では、国に対し、全国的な需給調整機能の発揮による脱脂粉乳の確実な在庫対策の実施や、生産者の負担を軽減するための配合飼料価格安定制度の安定的な運用を求めるとともに、さきの定例会では、配合飼料価格安定制度の生産者積立金の全額支援や、需要の伸びが期待できるチーズについて、輸入品から道産品への置き換えに向けて、ピザ店や小売店での需要喚起に向けたキャンペーンを実施するための予算を措置したところです。

道といたしましては、今後とも、国の対策を効果的に活用するとともに、生産者団体や乳業メーカーなどと連携し、道産チーズの消費拡大や道産牛乳の輸出促進に取り組むなど、本道の酪農経営の安定に向けて積極的に対応してまいります。

以上です。

○佐藤伸弥委員 部長から今答弁いただきましたけれども、酪農家にとって一番優先すべきなのは、多分、生乳という考えですね。その後は、バターだとか脱脂粉乳で、そして、最後に来るのがチーズなのだと思います。

ただ、これだけ輸入品でチーズが入ってきている状況の中で、道産チーズをこれからしっかり上げていって、道産チーズこそが酪農家の下支えになるのだという仕組みをつくっていくべきだと私は思います。

多分、これを酪農家の皆さんに言ったら、いやいや、生乳とバターと脱脂粉乳が主なのだということになろうかと思えますけれども、やはり、そういった意識を変えていくことも必要だというふうに私は考えます。

この点については知事にもしっかりと伺いたいと思しますので、委員長のお取り計らいをお願いいたします。

以上で終わります。ありがとうございました。

○山根理広委員長 佐藤(伸)委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

北口雄幸君。

○北口雄幸委員 私からは、有機農業について質問をさせていただきたいと思います。

先日、北海道新聞の上川版に「有機農業 上川に広がる」という記事が掲載をされました。

記事では、有機農業を実践する農業者の言葉として、有機農業は、温室効果ガス削減や生物多様性保全にも貢献する、食料安全保障の観点からも有機農業に取り組む意義は大きいと指摘をし、有機農業とオーガニック食品が注目を浴びている現状を紹介しております。

これらの状況を受け、国は、昨年5月に策定をした「みどりの食料システム戦略」において、2050年までに有機農業の取組面積を全耕地面積の25%に当たる100万ヘクタールとするなど、野心的な目標を掲げております。一方、令和2年度における北海道の耕地面積114万3000ヘクタールに占める有機農業の取組面積は4800ヘクタールで、その割合は僅か0.4%にとどまっているのが現状であります。有機農業をこれまで以上に本気で拡大していく必要があると考え、以下、質問をさせていただきます。

初めに、有機農業に関する国の基本的な方針や「みどりの食料システム戦略」の内容についてお伺いをいたします。

○山根理広委員長 食品政策課長下堀亨君。

○下堀食品政策課長 有機農業に関する国の基本的な方針などについてであります。農林水産省では、令和2年4月に、有機農業推進法に基づく有機農業に関する基本的な方針を改定し、10年後の令和12年に、国内の有機食品の需要を基準年である平成29年の1.8倍となる3280億円に拡大することや、有機農業の取組面積を同じく2.7倍の6万3000ヘクタールに拡大するなどの目標を設定し、地域単位での産地づくりによる有機農業の生産拡大とともに、国産の有機食品市場のシェア拡大などの取組の方向性を示したところでございます。

また、昨年5月には、持続可能な食料システムの構築に向けて、「みどりの食料システム戦略」を策定し、2050年までに目指す姿として、農林水産業のCO₂ゼロエミッション化の実現や化学農薬の使用量の50%削減、化学肥料の使用量の30%低減のほか、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%、100万ヘクタールに拡大するなどの目標を掲げ、生産から加工、流通、消費までの各段階におけるイノベーションの創出とともに、2040年までに農業者の多くが経営の一つの選択肢として取り組むことのできる次世代有機農業技術の確立や、地域住民や消費者が理解し支えるなどの取組を推進することとしております。

○北口雄幸委員 ただいま、国の動きについて御答弁をいただきましたけれども、本道における内容について教えていただきたいと思います。

今年3月に第4期北海道有機農業推進計画で示された概要と、本道における有機農業の取組面積の推移などについてお伺いをいたします。

○下堀食品政策課長 有機農業推進計画の概要などについてであります。本年3月に策定しました第4期北海道有機農業推進計画では、有機農業をSDGsやゼロカーボン北海道の達成にも貢献する本道の重要な農業形態の一つとして位置づけ、2030年度に向けて、有機農業の取組面積

を1万1000ヘクタール、有機農業に取り組む農家戸数を600戸、有機農業に対する認知度を50%とする数値目標を掲げております。

この目標の達成に向けまして、有機農業への新規参入や慣行栽培からの転換促進による地域での有機農業の取組拡大、病害虫への抵抗性を持つ品種など有機農業技術の開発普及、宅配やオンライン販売など有機農産物の販路拡大、消費者に対する有機農業への理解醸成といった四つの方針を掲げ、有機農業の施策を展開していくこととしております。

また、道内の有機農業の取組面積につきましては、近年、牧草やソバを中心に、有機JAS認証を取得した面積が大きく増加しており、平成28年の2450ヘクタールから、5年後の令和3年には2倍以上の5434ヘクタールとなっております。

○北口雄幸委員 ただいま、北海道の有機農業の取組面積等について答弁をいただきました。確かに、昨年度は5434ヘクタールと倍増しているということでありますけれども、中身的には、牧草やソバなどが多かったということでありますので、やはり、食料自給率に寄与するような作物をしっかりと有機農業で広げていくという課題もあるのではないかなというふうに思っています。

そこで、有機農業の課題でありますけれども、有機栽培農家の声として、一つには、農協がなかなか協力的ではないという声、それから、有機JAS認証には手間とお金がかかる、除草や病虫害防除に苦労している、有機栽培の研究をしているところが少ないなどの声が寄せられています。

道として、これらの声を含め、有機農業取組面積を拡大するに当たって、どのような課題を捉え、どのように解決していこうとしているのか、お伺いいたします。

○下堀食品政策課長 有機農業の課題についてであります。化学的に合成された肥料や農薬を使用しない有機農業は、環境への負荷を大きく低減する生産方式である一方、除草など、栽培管理に多くの労働力が必要であり、慣行栽培に比べ、収量を確保するための技術の習得が難しいほか、地域においては、有機農業に取り組む生産者が少なく、市町村や農協、慣行農業の生産者の方などの関心が低い場合もあり、これら地域の関係者の理解促進や有機JAS認証の取得経費、事務労力の負担といった課題があると認識しております。

また、有機農産物に対する消費者のイメージはよいものの、同時に安さも求められており、価格に見合う価値が十分に理解されていないなど、消費者の理解醸成も課題と考えております。

道といたしましては、こうした課題を踏まえ、第4期北海道有機農業推進計画に掲げた四つの推進方針に沿って、有機農業の拡大に向け、生産から消費までの各段階における取組を進めてまいります。

○北口雄幸委員 次に、有機農業者への支援についてお伺いをいたします。

有機農業は、皆さん方も御承知だと思いますけれども、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと、並びに、遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできるだけ低減した農業生産の方法を用いて行われる農業というふうに定義され

ています。したがって、当然、化学肥料や農薬を使うことはできません。

通常、普通栽培農地と有機栽培農地でトラクターや農機具を共有している場合、普通栽培農地から有機栽培農地を移動する際は、化学肥料や農薬を圃場に持ち込まないということが原則になっており、トラクターや農機具を洗浄しなければならないというふうに言われていまして、そのことが結果的に農家の皆さんの負担にもなっているというふうに聞いています。しかし、農業機械などの購入に対する補助制度などについては、有機農業者に配慮した制度にはなっていません。

そこで、有機農業者への支援策等についてお伺いいたします。

○下堀食品政策課長 有機農業者への支援策についてであります。道では、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い生産活動に取り組む農業者を支援する環境保全型農業直接支払交付金を活用し、10アール当たり1万2000円を助成しているほか、国においても、酪農、畜産における温室効果ガスの排出削減などを図るため、有機飼料の生産に取り組む農業者を支援する環境負荷軽減型持続的生産支援、いわゆるエコ畜事業により、1ヘクタール当たり4万5000円を助成しております。

これらの支援策には、有機農業における除草作業や機械の洗浄作業などの掛かり増し経費分も含まれているところでございます。

道といたしましては、有機農業者を対象とした全道交流会などを通じまして、各種補助事業や制度資金などの周知に努めるほか、機械の活用事例など、市町村や慣行栽培の生産者の関心を高めるため、有機農業導入の参考となる手引書の作成や技術の普及に向けた現地研修会を開催するなど、今後とも有機農業への支援を行ってまいります。

○北口雄幸委員 現在、肥料の価格が高騰しております。このことが農業者に大変重くのしかかっています。一方で、化学肥料を使わない有機栽培農家には追い風と言われ、有機農業が増えることを私は願っているところであります。

私の地域では、耕種農家と酪農家や畜産農家が適度に点在をし、肥料高騰の影響も考慮し、もっと堆肥を活用した有機肥料に転換すべきとの声も寄せられています。

この際、牛などから排出される堆肥を完熟堆肥にし、耕種農家も含めた農地に活用方法を模索すべきと考えますが、道の見解を伺います。

○山根理広委員長 食の安全推進局長山口和海君。

○山口食の安全推進局長 堆肥の活用についてでございますが、輸入原料に依存している化学肥料の価格が高騰している中、本道農業が今後とも持続的に発展していくためには、家畜ふん尿などの地域資源を有効に活用していくことが求められており、とりわけ土づくりを基本とし、化学的に合成された肥料や農薬などを使用しない有機農業において、堆肥の活用は重要であると認識をしております。

一方、有機JAS認証制度において堆肥を活用する場合は、慣行栽培の堆肥と混ざらないようにするための管理や調整工程の記録、成分内容の検査など、厳格な対応が求められており、道内

において有機栽培のための堆肥を地域で調達、活用している事例は、オホーツク管内津別町など、少数にとどまっている状況でございます。

道といたしましては、安定的な収量の確保などにつながる有機堆肥の拡大に向けて、現在作成中の手引において活用事例を紹介し、そのノウハウを普及するとともに、有機農業者の全道研修会や地域単位でのネットワーク交流会などを通じ、有機堆肥のさらなる活用を促してまいります。

以上でございます。

○北口雄幸委員 有機農業を推進している北海道有機農業研究会では、昨年6月、道農政部に対し、「有機農業の推進と学校給食における有機農産物の使用について」との要望書が出され、道としてこれに回答したと承知をしております。

この要望書では、学校給食における道産米の使用状況の調査、そして、有機農産物の使用の拡大に関して、各自治体の学校給食担当者へ調査を求めています。その調査結果等についてお伺いをいたします。

○下堀食品政策課長 学校給食における有機農産物の利用促進についてであります。道では、学校給食における有機農産物の利用は、子どもたちのみならず、教師などに対する有機農業の認知度向上はもとより、有機農産物の消費拡大や地産地消にもつながる効果的な取組と考え、第4期北海道有機農業推進計画におきまして、学校給食での利用を拡大する方針を掲げているところでございます。

こうした中、学校給食において有機農産物を利用した市町村は、昨年度の道の調査では、平成29年度の11市町村から、令和2年度には21市町村に増加したものの、主食となる有機栽培米を利用している市町村は3町にとどまっております。

道としましては、引き続き、今年度新たに創設されました有機農業を推進する市町村を支援する国の事業を活用するなど、有機農業者や学校とも連携し、児童生徒や保護者などに対する理解醸成を図りながら、学校給食での地場産の有機農産物の利用促進につなげてまいります。

○北口雄幸委員 それでは、有機農業拡大に向けた取組について、最後に質問をさせていただきます。

さきの北海道新聞でも紹介された当麻町では、22年前の平成12年から、当麻町内で栽培された有機野菜を学校給食に提供しております。

有機農産物の学校給食への提供は、消費者の理解の醸成や有機農産物の販売先の確保といった視点からも積極的に拡大すべきと考えますが、こうした取組を支援する国の有機農業産地づくり推進事業は時限的な取組であり、地域におけるこうした特色ある取組を息長く支援する仕組みづくりが必要と考えます。

今後、有機農業の拡大に向けどのように取り組むのか、お伺いをいたします。

○山根理広委員長 農政部食の安全推進監野崎直人君。

○野崎農政部食の安全推進監 有機農業の拡大に向けた今後の取組についてでございますが、化

学的に合成された肥料や農薬などを使用しない有機農業は、環境保全型農業の先導的な役割を果たし、SDGsやゼロカーボン北海道の達成にも貢献するとともに、道産農産物のブランド化にも寄与するものでございます。

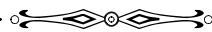
このため、道といたしましては、第4期北海道有機農業推進計画の四つの推進方針に基づきまして、有機農業への取組の重要性を、慣行農業者をはじめ、市町村や農業団体にも改めて広く啓発するほか、道総研農業試験場と連携して、機械除草などの省力化技術や病害虫への抵抗性を持つ品種の開発普及を進めるとともに、これまで、米や大豆を対象に作成した「有機導入の手引き」につきまして、本年度は、畜産分野も加えて改編するなど、生産面での拡大を促進することに加え、学校給食における有機食材の利用による子どもたちへの理解醸成や、消費者と有機農業者との交流機会の場を活用した消費拡大など、各般の施策を効果的に活用し、本道の有機農業の拡大に取り組んでまいります。

○北口雄幸委員 終わります。ありがとうございました。

○山根理広委員長 北口委員の質疑は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後0時2分休憩



午後 1 時 開議

○檜垣尚子副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

農政部所管に関わる質疑の続行であります。

阿知良寛美君。

○阿知良寛美委員 初めに、国産飼料における未利用資源の活用についてお伺いをいたします。

本道の畜産経営は、これまで、輸入濃厚飼料に依存してきましたが、今般の国際情勢や円安の進行などを契機に、国産飼料に立脚した経営の転換を図る必要があります、そのためには飼料自給率の向上を図る取組が重要と考えます。

そこで、地域の未利用資源や食品残渣などを利用して製造された家畜用飼料でありますエコフィードの生産と利用について、以下、伺ってまいります。

まず、エコフィードの原料として食品廃棄物などが想定されますが、道内ではどのようなものが原料となっているのか、お伺いをいたします。

○檜垣尚子副委員長 環境飼料担当課長遠藤隆君。

○遠藤環境飼料担当課長 エコフィードの原料についてであります。家畜用の飼料として利用されているエコフィードは、全国的には食品工場などから発生するパンや麺類の残渣などが使われておりますが、道内では、これらに加えて、てん菜から砂糖をつくる過程で発生する繊維質のビートパルプのほか、バレイショからでん粉を抽出した後に残るでん粉かす、さらには、ビールをつくるための麦芽から麦汁をろ過した後に発生するビールかすなどが原料として利用されているところでございます。

以上です。

○阿知良寛美委員 次に、飼料自給率の向上を図っていくためには、輸入に依存しているトウモロコシなどの濃厚飼料を減らす必要があるものと考えますが、国産の濃厚飼料に占めるエコフィードの利用割合について伺います。

○遠藤環境飼料担当課長 エコフィードの利用割合についてであります。令和3年度に農林水産省が実施したエコフィードに関する調査では、国産濃厚飼料全体の栄養分の総量は263万トンで、このうち、エコフィードは32万トンを占めており、その割合は約12%と、ここ10年間、横ばいで推移しているところでございます。

以上です。

○阿知良寛美委員 エコフィードは32万トンという答弁でありましたけれども、エコフィードは飼料自給率の向上を図る上で必要なものと考えますが、畜産経営においてエコフィードを活用するメリットについて伺います。

○遠藤環境飼料担当課長 エコフィードのメリットについてであります。飼料価格が高騰する中、エコフィードの利用は、食品リサイクルによる資源の有効活用であるとともに、飼料自給率の向上を通じた畜産経営における生産コストの低減が期待されており、農林水産省のエコフィードの利用による飼料コストの削減試算では、配合飼料の2割を代替した場合、肥育豚1頭当たり約13%の飼料費の削減が可能となっております。

道内では、養豚農家が、食品工場から牛乳やパレイショ、パン粉などの食品製造残渣を収集し、原料の管理や配合の自主基準により、飼料給与の7割近くをエコフィードに置き換えることで、肉質の安定化と独自ブランドを確立しつつ、飼料コストの削減に取り組む事例も見られるところでございます。

以上です。

○阿知良寛美委員 次に、エコフィードを活用するに当たっての課題はどのようなものがあるのか、お伺いをいたします。

○檜垣尚子副委員長 生産振興局長新井健一君。

○新井生産振興局長 エコフィードの活用に関する課題についてであります。食品残渣などは、一般的に水分が多く腐敗しやすいことから、原料の適切な保存に加え、家畜の嗜好性を高めるような加工や処理が必要となっております。

また、栄養成分のばらつきが大きいことから、原材料の変化に対応して栄養成分を安定化する生産供給体制の構築が課題となっていることに加え、生肉を含む可能性のある食品残渣などを原材料とする場合、昨年4月から食品残渣利用飼料の加熱処理基準が強化され、90度で60分以上、または、これと同等以上の加熱処理が必要となっており、より高度な安全性に配慮した対応が必要となっております。

以上でございます。

○阿知良寛美委員 食品残渣の加熱処理基準が強化されたということでもありますけれども、2年

【第2分科会 11月9日 第4号】

前に生肉が入って豚熱ということもあったのだろうから、それで処理基準が強化されたということだろうというふうに思います。

次に、今後の対応についてであります。道では、国産飼料に立脚した畜産経営を推進するため、エコフィードの活用を含め、今後、どのように本道の飼料自給率を向上させ、畜産経営を発展させていく考えなのか、伺います。

○檜垣尚子副委員長 農政部長宮田大君。

○宮田農政部長 飼料自給率の向上に向けた対応についてであります。本道の酪農・畜産経営は、恵まれた土地資源を活用して、牧草やサイレージ用トウモロコシといった自給飼料を基本にしながら、エネルギーを補完するために濃厚飼料を給与しておりますが、近年、輸入品が主体となっている濃厚飼料の価格が高騰する中、外的要因に左右されにくく、コストの低減や経営の安定に寄与する国産飼料の利用拡大を進めることが一層重要になっております。

このため、道では、牧草地の植生改善やサイレージ用トウモロコシの生産拡大など良質な粗飼料の増産に加え、子実用トウモロコシなどの道産濃厚飼料原料の生産拡大を進めており、今後とも、エコフィードの活用も含め、道産飼料の確保と利用促進により、飼料自給率を向上させ、飼料コストの削減による畜産経営の安定に努めてまいります。

以上です。

○阿知良寛美委員 食品廃棄物で食べられないもの、要するに、野菜の芯だとか、くずだとか、魚の骨だとかということなのだろうと思うのです。一方、食品ロスというのは、食べられるのだけれども、期限が切れ、捨てられてしまうもので、余ったからといって売るわけにはいかないから捨ててしまう、そういうものなのです。

食品廃棄物については、令和2年でありますけれども、1624万トンのうち、1143万トンが再利用されており、そのうち、7割の864万トンが飼料として利用されているということでもあります。

循環型社会を構築するに当たって、酪農王国である本道でこういったものをしっかり活用するという、それから、先ほどお話がありましたように、飼料は、輸入だけに頼らず、ぜひ、取組を進めていただければと思います。

次に、家畜ふん尿を原料とするバイオガスプラントについてお伺いをします。

道内の基幹産業であります酪農から排出される家畜排せつ物を活用し、バイオガスを発生させ、エネルギーに転換するバイオガスプラントにつきましては、道内各地で様々な取組が行われているとのことでありますので、以下、伺ってまいります。

初めに、道内における家畜ふん尿を原料とするバイオガスプラントの設置数の推移について伺います。

○遠藤環境飼料担当課長 バイオガスプラントの設置数の推移についてであります。道が令和3年度に実施した、家畜排せつ物高度利用施設に関する実態調査によると、全道39市町村において、合計100施設のバイオガスプラントが稼働しており、平成28年度の62施設、30年度の77施設

と、近年、増加しているところです。

以上でございます。

○阿知良寛美委員 家畜ふん尿の多くは、堆肥として農地に還元されておりますが、道内における家畜ふん尿発生量のうち、バイオガスプラントで処理されている割合について伺います。

○遠藤環境飼料担当課長 家畜排せつ物の処理状況についてであります。道内における牛や豚などの家畜排せつ物の年間の発生量は約1900万トンで、その9割は堆肥やスラリーなどとして農地に還元されており、バイオガスプラントでの処理は、令和3年度において約178万トンと、全体の1割程度となっております。

以上でございます。

○阿知良寛美委員 バイオガスプラントから発生するバイオガスを、熱や発電などの再生可能エネルギーに転換して利用している施設は、どの地域にどれくらいあるのか、次に伺います。

○遠藤環境飼料担当課長 再生可能エネルギーとしての利用についてであります。道内100施設のバイオガスプラントのうち、家畜排せつ物を発酵させ、ガスの発生により発電や熱として利用しているものは62施設で、全体の約6割を占めているほか、熱のみとしての利用が23施設で約2割、発電のみが12施設で約1割となっており、ほぼ全ての施設で再生可能エネルギーとして活用しているところです。

なお、振興局別の設置状況としては、十勝が最も多く47施設、次いで、オホーツクが13施設、渡島が9施設などとなっております。

以上でございます。

○阿知良寛美委員 十勝管内では、企業と連携して液化バイオメタンを製造し、燃料として活用する実証実験が行われているものと承知しております。

道内各地で様々な取組が行われていますが、発電以外のエネルギー利用の取組事例について伺いをいたします。

○新井生産振興局長 発電以外のエネルギー利用についてであります。十勝管内では、液化バイオメタンの製造実証のほか、行政やガス供給事業者、建設事業者が連携し、メタンガスから分離された水素と酸素の反応によって発電する燃料電池自動車の開発など、水素サプライチェーンの構築に向けた取組が行われているところです。

また、オホーツク管内では、行政や大学、ガス供給事業者などが連携し、メタンガスからギ酸とメタノールを製造する実証実験が行われており、ギ酸は、牧草サイレージの品質を保持するための添加剤として活用されているほか、メタノールは、車両の燃料電池や施設の燃料といった次世代燃料としての活用が期待されているところです。

以上でございます。

○阿知良寛美委員 最後に、今後の対応についてであります。バイオガスプラントの整備を進める上でどのようなことが課題となっており、その課題の解決に向けて、道は今後どのように取り組むのか、伺いをいたします。

○宮田農政部長 バイオガスプラントに係る今後の対応についてであります。バイオガスプラントは、家畜ふん尿の適正処理の下、発生するガスを再生エネルギー資源として利活用し、温室効果ガスの排出削減にも寄与するものですが、その施設整備や運営費用が高額であることや、電気系統への接続制限が課題となっているところです。

このため、道では、バイオガスプラントの整備に当たっては、国の事業を効果的に活用するとともに、バイオガスプラントから発生する再生可能エネルギーについては、売電するだけでなく、地域内で利活用する取組を加速するための事例調査や現地でのセミナーを開催しているところです。

道といたしましては、肥料価格が高騰する中、家畜排せつ物を有機物として有効活用することはもとより、再生可能エネルギーとしての利用を促進することで、環境負荷の少ない循環型の畜産の確立に取り組んでまいります。

以上です。

○阿知良寛美委員 政府は、さきの11月1日、脱炭素先行地域として、石狩市、上士幌町、鹿追町に続き、札幌市、奥尻町を選定しました。

脱炭素先行地域は、政府目標の2050年、これはゼロカーボンの目標でありますけれども、それよりも早い2030年度に温室効果ガス排出量の実質ゼロを目標に取り組んでいくことになるわけがあります。また、2023年4月——来年4月には、G7気候・エネルギー・環境大臣会合が札幌で開催予定となっており、ゼロカーボンの取組が大きく進むことが期待をされるところであります。

エネルギーの地産地消として、先ほどお話がありましたように、地域のエネルギーを生かす新たな技術が次々と開発されているわけであります。どの地域でもそういったものを活用して、地産地消、もしくは、エネルギーに変えていくということが可能となっているわけであります。

こういった地域の資源を活用することによって、安価なエネルギー供給、今までは邪魔者であったものが有効活用されるものになるということでもありますので、こうした取組が地域のイメージを高めて、また、企業誘致、それから、関連産業の経済の活性化といったものにつながるのだろうというふうに思います。そういう技術開発は、民間が先行してどんどんやっているわけで、ぜひ協働していただければと思います。

また、酪農王国ということもあり、ある地域では、こういった取組をする前は、臭いが大変だという状況だったものの、今、こうした技術を利用し、エネルギーとして活用するということで大いに注目をされているわけであります。

道としても、これからゼロカーボン北海道を目指していくわけでありますから、その意味では、先例的な取組をぜひ進めていただくことをお願い申し上げまして、質問を終わります。

以上です。ありがとうございます。

○檜垣尚子副委員長 阿知良委員の質疑は終了いたしました。

菊地葉子君。

○菊地葉子委員 それでは、初めに、食料安全保障等についてお尋ねいたします。

まず、食料自給率の引上げ等についてですが、我が国の食料自給率は、カロリーベースで、昨年度は38%と、依然として4割を切る低水準のままとなっています。

本道における食料自給率の推移を伺うとともに、自給率向上に向けた施策の決算状況の推移、さらには、農耕地面積について、30年前との比較でそれぞれ伺います。

○檜垣尚子副委員長 農政課長大浦正和君。

○大浦農政課長 本道の食料自給率などについてであります。農林水産省では、都道府県別の食料自給率は平成10年度から公表しており、本道の平成10年度におけるカロリーベースの食料自給率は192%であるのに対し、直近の令和2年度は217%と25ポイント増加しております。

また、本道の耕地面積は、30年前の平成3年度は120万8000ヘクタールであるのに対し、令和3年度は114万3000ヘクタールと、6万5000ヘクタール減少しております。

食料自給率の向上に向けた農業施策についてであります。5年前の平成28年度の決算額は1594億9000万円であるのに対し、令和3年度は1752億4000万円と、157億5000万円増加しております。

以上でございます。

○菊地葉子委員 耕地面積が30年で6万5000ヘクタールの減少ということですが、農業人口に加えて、食料自給率上昇を阻害する要因になっているものと考えます。

農政部の農業・農村の動向等に関する年次報告では、食料自給率低下の要因について、飼料や原料の多くを輸入に依存していること、食料消費面の変化を挙げていますが、農業人口や耕地面積の減少が食料自給率の低下にどう影響を与えていると認識しているのか、伺います。

○大浦農政課長 食料自給率低下への影響についてであります。食料自給率が変動する要因としては、原料の多くを輸入している砂糖やでん粉、油脂類などの食品原材料の消費動向のほか、その年の農作物の生産状況によるところが大きいですが、一方で、我が国の農業・農村は、農業者の高齢化や農村人口の減少に加え、耕地面積も減少しており、これらのことも食料自給率を低下させる要因の一つと考えております。

このため、食料自給率を向上させていくためには、農業の基盤整備はもとより、担い手の育成確保や農地の集積・集約化に加え、圃場の大区画化によるスマート農業の推進などにより、国内農業の生産基盤を強化する取組が重要であると認識しております。

以上でございます。

○菊地葉子委員 耕地面積の減少も自給率低下の要因との答弁ですが、昨年度の農政部基本評価調書では、食料自給率の達成率は88.3%であり、指標判定はCとされています。

到達状況の分析について、天候不順の影響とのみ書かれていますが、天候不順以外の要因についてどのように考えているのか、伺います。

○大浦農政課長 食料自給率目標についてであります。北海道が定める総合計画では、農業生産の振興を施策の柱の一つに掲げており、その成果指標は、カロリーベースの食料自給率を設定

【第2分科会 11月9日 第4号】

しております。

令和3年度における点検、検証において、本道の食料自給率は、平成29年度の206%から、30年度は196%と、10ポイント減少しており、指標判定はCとされたところです。

平成30年度は、低温や多雨、日照不足など、天候不順の影響により、農作物の生産量が前年度に比べて減少したことが食料自給率の低下の主な要因となっておりますが、長期的な要因としては、米の消費の減少や食料原材料の輸入状況など、消費面での影響もあると考えております。

以上でございます。

○菊地葉子委員 食料自給率低下の要因に消費面の影響もあるとのことですが、食料自給率の低下は消費者の責任なののでしょうか。自給率向上の取組に責任を負うべきは国と道であり、これまでの道の取組こそ検証され、是正をされるべきではないかと考えますが、認識を伺います。

○大浦農政課長 食料自給率の向上に向けた取組についてであります。道では、担い手の育成確保をはじめ、道総研と連携した新品種や新技術の開発、生産基盤の整備などによる生産力と競争力の強化はもとより、道産農産物の販路拡大や地産地消の推進など、生産と消費の両面から取組を進めているところです。

以上でございます。

○菊地葉子委員 消費者の責任ではないと考えますが、国や道は、本道の主要生産物である米の転作を推し進め、55%の転作が実施されてきました。

水稲生産の推移について、昨年度の作付面積と収穫量を10年前との比較でお示してください。

○檜垣尚子副委員長 水田担当課長佐々木秀弥君。

○佐々木水田担当課長 水稲の作付面積と収穫量についてであります。農林水産省の作物統計によりますと、本道の令和3年産の水稲作付面積は9万6100ヘクタールで、10年前の平成23年産の作付面積の11万2900ヘクタールと比べ、15%減少しております。

また、3年産の収穫量は57万3700トンで、10年前の23年産の収穫量63万4500トンと比べ、10%減少しております。

○菊地葉子委員 国や道は、需給調整の名目で米の減産を続けてきたわけですが。主要生産物の減産が続けば、食料自給率向上にも大きな影響を及ぼすと考えますが、見解を伺います。

○大浦農政課長 食料自給率への影響についてであります。我が国のカロリーベースでの食料自給率は、統計が開始された昭和35年度の79%をピークに、米の生産調整が開始された46年度には58%となり、その後も低下傾向で推移し、令和3年度は38%となっております。

これは、食生活の多様化が進んだことにより、国産で需要量を満たすことのできる米の消費が減少し、このことに伴い、国産米による供給熱量も減少したことが食料自給率の低下に大きく関係していると考えております。

以上でございます。

○菊地葉子委員 国と道は、米の生産を需要に応じた生産調整の名の下に、減反、転作を進めてきました。加えて、自給率が低く、今値上がりしている麦、大豆の生産に欠かせない水田活用交

付金まで削ろうとしています。

現状のままでは、どれだけ自給率を向上させようと声高に叫んでも、実現の見通しが全くないことになります。この現状の是正こそ、自給率向上にかじを切る上で決定的に重要ではありませんか。

国産を増やすというなら、本道の主要産業である米こそ増産し、他の輸入に依存している品種と一体に増産に向けた具体的取組を検討すべきではありませんか、伺います。

○大浦農政課長 食料自給率の向上についてであります。道としては、米はもとより、小麦や大豆など、需要に応じた生産を進めることにより、食料自給率の向上に寄与していく考えであります。

以上でございます。

○菊地葉子委員 道が繰り返す需要に応じた米生産の方針では、いつまでも食料自給率の向上は望めません。国民の食料を自ら担う、賄うという原則を長らく放棄してきたことが、食料自給率低下の大きな要因ではありませんか。

道は、2030年までに道の食料自給率を268%まで引き上げるという計画ですが、現行の取組状況では達成はおぼつきません。国は、2030年度までに食料自給率を45%まで高める目標を設定していますが、この目標に合わせていくだけでは根本的な食料自給率向上にはつながりません。

少なくとも50%の向上を目指して、これまでにない抜本的対策を取るべきではないかと考えますが、見解を伺います。

○檜垣尚子副委員長 農政部長宮田大君。

○宮田農政部長 食料自給率の向上についてであります。世界的な人口増加や気候変動、海外における紛争などにより、食料をめぐるリスクが顕在化する中、国民に対する食料の安定供給を確保するため、食料自給率の向上を図っていくことはますます重要になっていると認識しております。

国は、令和12年度の食料自給率の目標を45%に設定しておりますが、これは、今後の食料消費の見通しと米や小麦などの品目ごとの生産努力目標を前提に、需要に応じた生産基盤の強化や国産農産物の利用拡大など、生産と消費の両面にわたる諸課題が解決された場合に実現可能な目標として設定されているものと承知しております。

こうした中、我が国最大の食料供給地域である本道の役割は一層高まっていると考えており、道といたしましては、生産基盤の整備やスマート農業の加速化、小麦や大豆など、輸入に依存している穀物の増産を進めるとともに、地産地消や食育の推進などにより、輸入農産物から道産農産物への転換を図るなど、生産と消費の両面から施策を展開し、我が国の食料自給率の向上に最大限寄与してまいります。

以上です。

○菊地葉子委員 ぜひ、需要の面だけではなく、生産向上そのものについても積極的に進めていただきたいというふうに思います。

【第2分科会 11月9日 第4号】

次に、国際貿易交渉について何点か伺います。

この間、2015年1月に日豪EPAに始まり、本年1月にRCEP協定締結と、自由貿易化の協定が次々と締結されてきました。TPPの是非が議論になった際の農政部の試算は、2008年の農業産出額をベースに行っていました。

この時点と比較して、国内生乳生産量と乳製品輸入量はどう推移したのか、伺います。

○大浦農政課長 国内の生乳生産量と乳製品の輸入量についてであります。生乳生産量は、平成20年度は795万トンで、その後、都府県の生産量が減少したことにより、30年度には728万トンと、10年間で約67万トン減少しましたが、令和元年度以降、全国的に増加に転じ、3年度は765万トンの生産量となっております。

一方、乳製品の輸入量は、生乳換算で平成20年度は350万トンであり、その後、22年度からは増加傾向で推移し、令和元年度の522万トンをピークに、2年度が499万トン、3年度が469万トンとなっております。

以上でございます。

○菊地葉子委員 農政部のTPP影響試算では、6000戸の酪農家に影響があるとしていました。この間、離農した酪農家数に加え、気候変動やコロナ、ウクライナ侵略等の影響が重なり、当初の想定以上の影響が及んでいると懸念しています。

2008年度から昨年度までに離農した酪農家数の実態を明らかにするとともに、当初想定していたTPPの影響と現在の影響の関係についてどのように検証されたのか、伺います。

○大浦農政課長 TPP協定による酪農への影響についてであります。平成22年度に行った影響試算は、TPP協定の内容が明らかになっていない時点で関税が撤廃されることを前提に行ったもので、酪農については、農家戸数が6000戸減少するとともに、生産額は2536億円減少するなど試算しております。

試算の前提がその後発効した協定の内容と異なるほか、現在、多くの品目では関税を段階的に削減している状況にあることから、単純に比較はできませんが、離農した農家数は、平成20年2月1日から直近の令和3年1月31日までで1590戸となっており、また、乳用牛の農業産出額は、平成20年の3502億円から、令和2年は4983億円と、1481億円増加しております。

道では、国の総合的なTPP等関連政策大綱に基づく施策を効果的に活用し、生産力と競争力の強化に取り組み、こうした成果が一定程度現れていると考えているものの、関税削減の影響は長期に及ぶことから、道としては、今後とも継続的な影響把握に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○菊地葉子委員 農政部は、自由貿易協定に関する複数の試算を行っていますが、どれも前提条件が異なるため、客観的な検証ができないとのことですが。

それでは、過去に実施した政策の妥当性をどう検証するのか、現在も貿易自由化は拡大の一途をたどっており、本道にもたらされた影響を分析しなければ、当時の試算自体も意味をなさなくなってしまうのではないかと、検証の必要性をどう考え、どう検証するのか、伺います。

○大浦農政課長 TPPの影響の検証についてであります、関税削減の影響は長期に及ぶことから、道としては、重要品目の輸入量や国内の生産量を把握しながら影響の検証をしております。

以上でございます。

○菊地葉子委員 実情に合ったしっかりとした検証を、引き続きお願いしたいと思います。

生乳と乳製品は、大規模生産の一方、在庫数量が増大しています。

バターと脱脂粉乳の在庫数量について、昨年度と5年前の2016年度の比較でどう推移したのか、伺います。

○檜垣尚子副委員長 畜産振興課長安田貞彦君。

○安田畜産振興課長 乳製品の在庫状況についてでございますが、生乳の需給は、長期間保存が可能なバターや脱脂粉乳などの加工品によって調整されておりますが、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、生乳の需給はいまだに緩和しており、バターや脱脂粉乳の在庫が過去最高水準まで積み上がっているところでございます。

こうした在庫は、バターが昨年度末で3万9574トンと、5年前の2万4481トンに比べ、1万5000トンの増加、また、脱脂粉乳は9万7692トンと、5年前の4万8348トンに比べ、5万トン増加してございます。

以上でございます。

○菊地葉子委員 在庫の数量が増大しているのですね。大規模生産の結果だというふうに思いますが、その一方、飼料の高騰と生産物の価格の低迷が酪農・畜産農家の経営を直撃しています。

農家の大規模化は、国、道により進められた方針であり、大規模化によって生じた影響は、国、道の責任で対策を講じるべきだと考えます。

国、道は、国産飼料の自給をとの号令を発していますが、国産飼料の増強に向けた取組を道はどのように進めてきたのか、昨年度決算額と具体的取組内容、進捗状況についてお示してください。

また、道が進めてきた農家の規模拡大に伴い、国産飼料の増大についても一体に取組が進められてきたのか、伺います。

○檜垣尚子副委員長 環境飼料担当課長遠藤隆君。

○遠藤環境飼料担当課長 国産飼料の増産に向けた取組についてであります、道では、本道の酪農、畜産の規模拡大が進む中、本道の優位性を生かした土地資源をフル活用するため、計画的に草地の整備や改良、植生の改善に取り組んできたところであり、さらには、令和元年度から、省力的な手法で牧草地の生産性を向上させる観点から、ICT活用牧草生産実証事業により、ドローンなどのICT機器を活用し、雑草を判別した上でピンポイントで除草剤の散布や牧草の種をまく技術の実証を行い、今年度からその成果を普及しているところであり、昨年度は、道内2か所の圃場で実証とセミナーを開催し、決算額は1962万円となったところです。

道としては、今後とも、輸入飼料から子実用トウモロコシなどの道産飼料への転換や、TMR

【第2分科会 11月9日 第4号】

センターやコントラクターなどの営農支援組織に対する支援などに取り組み、良質な道産飼料の生産拡大と利用を推進することで、自給飼料基盤に立脚した酪農、畜産を確立してまいります。

以上でございます。

○菊地葉子委員 11月からは飲用向け乳価が10円引き上がると承知しています。しかし、道内の生乳生産量に占める割合は2割程度であり、全体のプール乳価は2円程度の引上げにしかありません。圧倒的多数は加工品であり、乳価引上げの対象にはなりません。これでは、多くの酪農家は支援を受けられないままではありませんか。

乳価上昇の対象とならない多くの酪農家への支援を、道としてどう認識し、どのような対策を講じようとしているのか、伺います。

○檜垣尚子副委員長 生産振興局長新井健一君。

○新井生産振興局長 酪農家への支援についてであります。本道の酪農経営は、飼料価格の高騰や牛の個体販売価格の下落に加え、生乳のさらなる生産抑制など、過去に例を見ないほど厳しい生産環境にある中、11月から、飲用等向けの生乳取引価格はキロ当たり10円値上げされましたが、道内の生乳生産量の約8割が加工向けであることから、プール乳価にすると2円程度であり、加工向けの取引価格は継続協議となっているところです。

こうした中、道としては、厳しい生産状況を踏まえ、国に対して、農業団体による計画的な生乳生産の取組への支援や、全国的な需給調整機能の発揮による脱脂粉乳の確実な在庫対策を引き続き求めていくことに加え、さきの定例会で予算措置された配合飼料価格安定制度の生産者積立金相当額の全額支援を速やかに進めるとともに、農業団体とも連携しながら、道産チーズの需要喚起に向けたキャンペーンを通じて、牛乳・乳製品の消費拡大に取り組むなど、本道の酪農経営の安定に努めてまいります。

○菊地葉子委員 酪農危機の背景には、コロナ禍やロシアのウクライナ侵略、円安、気候変動等、直接要因が大きく、あわせて、輸入資材に依存した生産体制と国が進めてきた規模拡大のひずみがあると考えます。農業の自由化を拡大し続ければ、海外依存は進み、食料自給率向上にも大きな足かせとなります。

農政部自身、飼料や原料の多くを海外に頼らざるを得ないことが食料自給率低下要因と認めている以上、海外依存に突き進む政策から転換を図る必要があると考えますが、海外依存からいかに脱却し、本道農業を守る施策展開を行うのか、見解を伺います。

○宮田農政部長 海外依存からの脱却に向けた取組についてであります。ロシアによるウクライナ侵攻や円安などの影響により、食料需給をめぐるリスクが顕在化する中、我が国最大の食料供給地域である本道農業が将来にわたって食料を安定的に供給していくためには、過度な輸入依存からの脱却を目指し、国内で生産できるものはできるだけ国内で生産することが重要と考えております。

このため、道では、本年7月、庁内に食料安全保障に関する推進チームを設置し、食料の安定供給に向けた中長期的な課題や道の担う役割などについて国と意見交換を行うとともに、小麦や

大豆、トウモロコシなど、輸入に依存している穀物を増産するほか、地産地消や食育の推進により外国産から道産への置き換えを進めるなど、生産と消費の両面から施策を展開し、本道の農業・農村の持続的な発展はもとより、我が国の食料自給率の向上に最大限寄与していけるよう、生産力と競争力の強化に向けて積極的に取り組んでまいります。

以上です。

○菊地葉子委員 今、本当に食料自給率の問題は重要課題となっています。知事にも直接お伺いしたいと思いますので、お取り計らいをお願いいたします。

続いて、農業の担い手確保対策について伺ってまいります。

我が会派は、かねてより農業者の減少と高齢化対策について質問を行ってききましたが、いまだ農業人口の減少に歯止めがかかっていません。

昨年度の農業従事者数を10年前との比較で明らかにするとともに、年齢階層、49歳以下と65歳以上の数をそれぞれお示してください。

○檜垣尚子副委員長 技術普及課長鈴木章代君。

○鈴木技術普及課長 農業従事者数についてであります。本道の農業従事者数は、昨年の令和3年では7万2100人と、10年前の平成24年の9万5100人と比べ、2万3000人減少しています。

そのうち、49歳以下は、3年が2万1700人で全体の30.0%、24年が2万7000人で全体の28.4%となり、65歳以上は、3年が2万8700人で全体の39.8%、24年が2万9600人で、全体の31.1%となっています。

以上です。

○菊地葉子委員 新規就農者数の推移についても併せて伺います。

新規就農者のうち、新規学卒、Uターン、新規参入の人数を、同様に10年前との比較で伺います。

○鈴木技術普及課長 新規就農者数についてであります。本道の新規就農者数は、令和3年では477人と、10年前の平成24年の626人と比べ、149人減少しています。

その内訳は、学校卒業後すぐに親元に就農する新規学卒就農者は、3年が146人で、24年の223人と比べ77人減少、他産業に従事してから親元に就農するUターン就農者は、3年が203人で、24年の312人と比べ109人減少していますが、農外から新たに就農する新規参入者は、3年が128人で、24年の91人と比べると37人増加しています。

○菊地葉子委員 新規参入はもとより、後継者対策、本道農業を担う多様な担い手の育成確保を目的とした担い手育成総合推進事業費の昨年度決算を5年前との比較で示すとともに、各事業の推移についても併せてお示してください。

○鈴木技術普及課長 担い手育成総合推進事業についてであります。担い手育成総合推進事業費の決算額は、5年前の平成29年度は11億2900万円であるのに対し、昨年の令和3年度では9億1384万円となっています。

その内訳は、担い手の育成に携わる農業者との情報交換や農業高校生などに対して就農促進研

【第2分科会 11月9日 第4号】

修などを実施します地域担い手対策事業費が、29年度は647万円、3年度では497万円、就農に向けた研修資金や就農直後の経営確立に資する資金を交付する農業次世代人材投資事業費が、29年度は10億9379万円、3年度では8億9225万円、農業高校における出前授業や農業法人の見学など、若者の就農意欲喚起に向けた取組を実施する青年新規就農者確保対策事業費が、29年度は270万円、3年度では277万円となっています。

○菊地葉子委員 担い手育成総合推進事業費全体としては、およそ2億1516万円も減少しています。コロナ禍の影響を一概に否定するものではありませんが、コロナ前においても全体として決算額は減少していますから、コロナだけに限らず、根本的に道の対策が不十分であることの表れだと考えます。

決算額の減少要因を伺うとともに、コロナ禍を踏まえた担い手対策をこれまで以上の規模で強力に推進すべきではないかと考えますが、いかがか、伺います。

○鈴木技術普及課長 担い手関連事業の決算額の減少要因などについてであります。令和3年度の担い手関連事業の決算では、担い手育成総合対策推進事業費のうち、その多くを占める農業次世代人材投資事業で減少しているところです。

この事業は、次代を担う農業者の育成を目的に、就農に向けた研修を行う方々などに対し、最大5年間にわたり年間150万円を交付するものですが、研修途中で就農を断念して進路を変更する方や就農してから健康上の理由や家庭の事情により離農を余儀なくされるケースなどによりまして申請を取り下げる事例も発生していますことから、結果として、交付金額が計画段階よりも減少しています。

道としては、より一層、新規就農者の方々が利用しやすくなるよう、関係機関・団体との連携を密にしながら、担い手対策に関する事業を必要としている方々に効果的に活用いただけるよう、取り組んでまいります。

以上でございます。

○菊地葉子委員 ジェンダー平等の推進についても伺います。

新規参入を促す上で、女性の就業拡大を目指すことは、農業分野におけるジェンダー平等を推進する上でも不可欠だと考えます。

本道の農業従事者数のうち、およそ45%が女性となっている一方、39歳以下の若い世代の女性割合は男性のおよそ半分であると承知しています。

農政部の年次報告でも、農村では男女の役割についての固定的な意識が強く残っているところもありと指摘するなど、意識改革とともに、女性が新規就農しやすい環境整備を行うことが必要です。

女性の新規就業を拡大する上で、道は何を実施しなければならないと考えているのか、また、これまでの対策について伺います。

○檜垣尚子副委員長 技術支援担当局長山野寺元一君。

○山野寺技術支援担当局長 女性の新規就農に向けた取組についてであります。農業・農村を

活性化するためには、農家の女性後継者はもとより、他産業での就労経験のある女性や、高校や大学を卒業した後、農業を職業として選択し、就農する女性を積極的に受け入れ、次の世代を担う農業者として育成していくことが重要です。

このため、道では、従来から、北海道農業担い手育成センターが、就農を希望する女性に対する相談活動をはじめ、営農を開始した後もスムーズに地域に溶け込めるよう、農業改良普及センターによる地域でのネットワークづくりへの支援や、家庭内での経営方針や役割分担などを定める家族経営協定の締結を促進するなど、女性が働きやすい環境整備に努めてきたところです。

道といたしましては、今後とも、女性の就農拡大に向け、就農を希望する女性の声を十分に捉え、国の事業も効果的に活用しながら、女性が安心して就農できるよう、関係機関・団体とも連携しながら取組を進めてまいります。

○菊地葉子委員 農政部の年次報告を引用したのですが、ジェンダー不平等という固定的な意識が残っていると認識しているのなら、この是正を行うという認識はあるのか、そのことについて伺います。

○山野寺技術支援担当局長 誰もが働きやすい環境づくりについてであります。道では、道内の農村において、男女の役割についての固定的な意識が強く残っていると認識していることから、女性の就農希望者の多様なニーズや悩みに対応するため、北海道農業担い手育成センターに配置している就農相談員4名のうち、3名を女性とし、女性が気軽に相談しやすい環境づくりに努めているところです。

また、地域で開催される研修会や講習会に、女性の経営や社会参画に関するテーマを盛り込むなど、農村社会全体での理解促進に取り組んでおります。

道といたしましては、今後とも、関係機関・団体とも連携して、女性を含めて、誰もが働きやすい環境づくりに向け、取組を進めてまいります。

以上です。

○菊地葉子委員 新規就農者のうち、農家出身者で就農する方の割合が減少しています。根本的には、農業で食べていけないという意識があるのではないのでしょうか。

我が会派は、新規就農者に対する支援とともに、家庭経営が9割を占めている中で、農家子弟への支援と小規模農家に対する補助事業の拡充を一貫して求めてきました。

2019年第3回定例会の予算特別委員会において、当時の農政部長は、「農外からの新規参入者や、家族経営を引き継ぐ後継者の皆様が意欲を持って農業に取り組めるよう、積極的に取り組んでまいります。」と答弁されました。

道が行っている農家に対する補助事業のうち、大規模化の要件を設けず、個人でも利用できる事業について、昨年度決算を5年前との比較で明らかにしてください。

○鈴木技術普及課長 個人でも活用可能な補助事業についてであります。道では、必ずしも大規模化しなくても、生産力の強化や農業所得の確保に向けて、各種補助事業の活用を進めているところです。

【第2分科会 11月9日 第4号】

このうち、作業の効率化を目指す産地パワーアップ事業の決算額は、5年前の平成29年度で164億4500万円、直近の令和3年度では61億9800万円となっており、また、地域ぐるみで収益性の向上を目指す畜産クラスター事業は、平成29年度で139億8000万円、令和3年度では86億4600万円、さらに、農業経営の高度化に向けた融資主体の補助事業であります強い農業・担い手づくり総合支援交付金は、平成29年度で9億5000万円、令和3年度では5億3000万円となっています。

以上です。

○菊地葉子委員 これまでの農業政策が成功しているとはなかなか言えない、このことはかねてより指摘してきました。

必要な事業が減少され、新たな対策も大きく打ち出されていないままでは、農業人口の減少と高齢化は加速化する一方です。現状の取組のままでは不十分という認識を部長はお持ちでしょうか。

これまで実施してきたことの延長では抜本的打開は望めないことが、この決算を通じて明らかになっている中、農業人材の育成確保は農政の死活問題として、これまで以上の取組を推進すべきではありませんか、伺います。

○宮田農政部長 農業の担い手の育成確保に向けた今後の取組についてであります。農業者の高齢化や担い手の減少が進行する厳しい状況の中、本道の農業・農村が持続的に発展していくためには、農業後継者や農外からの新規参入者、さらには、農業法人や営農支援組織などの多様な担い手の育成確保が重要と考えます。

このため、道では、新規参入者の方々への相談対応や、就農後の農地や機械の導入支援、普及センターによる技術的な支援など、就農準備から経営開始後までの各段階に応じた支援を実施してきたところです。

道としましては、道内各地で実施している優良事例の横展開に向けて積極的に情報発信するとともに、今後とも、各種補助事業を効果的に活用し、新規参入者や農業を支える営農支援組織に対する支援や、農業・農村で活躍できる環境を整えることにより、本道農業の将来を支える優れた担い手の育成確保に取り組んでまいります。

以上です。

○菊地葉子委員 部長の決意の下、ぜひ積極的に進めていただきたいと思います。

次に、道職員の天下り等について伺います。

過去5年間の退職者等の再就職状況について、退職時に農政部在籍だった職員を、職位ごとにそれぞれ人数をお示してください。

○大浦農政課長 再就職の状況についてであります。道では、退職時に課長級以上だった者を公表対象としており、農政部に在籍し、平成29年度末から令和3年度末の5年間に退職した職員のうち、再就職した者は、部長級3名、次長級14名、課長級22名の合わせて39名となっております。

以上でございます。

○菊地葉子委員 2008年度までの北海道職員の再就職に関する取扱要綱では、要綱適用団体とは別に、いわゆる準適用団体という区分が存在していましたが、2008年度時点での適用団体数と準ずる団体数を伺うとともに、昨年度の適用団体数は幾つか、伺います。

○大浦農政課長 適用団体数などについてであります。2008年度時点の農政部が所管する適用団体数は3団体、準ずる団体数は11団体となっており、昨年度の適用団体数は1団体となっております。

以上でございます。

○菊地葉子委員 要綱の改正によって、資本金等に占める道の出捐金または出資金の割合、道の交付する補助金等の額などの基準を超えなければ適用団体とはならず、再就職要綱の対象外とされてきました。

しかし、非適用団体の中には、出資、出捐の状況や補助金等の実績から、適用団体とはならずとも、道の補助金等が入る団体は少なくありません。

農政部所管の関与団体において、非適用団体であって道からの出資、出捐を行っている団体、補助金等実績のある団体をそれぞれ明らかにしてください。

また、過去5年間における農政部所管関与団体への道の出資・出捐金、補助金等の実績をそれぞれ明らかにしてください。

○大浦農政課長 非適用団体への出捐金及び補助金等の実績についてであります。令和2年度については、非適用団体が12団体となっており、そのうち、出捐金が1団体、補助金等が6団体の実績となっております。

また、これらの団体に対する平成28年度から令和2年度の5年間の実績は、出捐金については、497万円、868万円、3553万円、1471万円、1138万円となっており、補助金等については、36億2049万円、35億9436万円、34億2024万円、29億255万円、39億2038万円となっております。

なお、出資については、平成28年度から令和2年度の5年間の実績はございません。

以上でございます。

○菊地葉子委員 道からの天下りについて、適用団体、非適用団体それぞれでどれだけ行われているのか、過去5年間における団体名と天下りした道における最終役職名を明らかにしてください。

○大浦農政課長 過去5年間の再就職先と役職名についてであります。適用団体については、一般社団法人北海道軽種馬振興公社に競馬事業室長が再就職しているほか、非適用団体については、一般社団法人北海道てん菜協会に農業大学校長、公益社団法人北海道青果物価格安定基金協会に道総研畜産試験場副場長、一般社団法人北海道農産協会に生産振興局技術普及課首席普及指導員、公益社団法人北海道農産基金協会に競馬事業室長、公益社団法人北海道家畜畜産物衛生指導協会に網走家畜保健衛生所長、公益社団法人北海道畜産物価格安定基金協会に道総研中央農業試験場副場長、株式会社北海道畜産公社に、日高振興局産業振興部長、早来食肉衛生検査所長、

【第2分科会 11月9日 第4号】

公益財団法人北海道農業公社に、農政部長、農業経営局次長、生産振興局農産振興課園芸担当課長、道総研花・野菜技術センター総務部長、北海道農業信用基金協会に、農政部長、生産振興局技術支援担当局長が再就職しており、適用団体が1名、非適用団体が14名の合わせて15名となっております。

以上でございます。

○菊地葉子委員 過去5年間に、農政部所管の関与団体のうち、職員派遣を行っている団体名と天下りしている職員がいれば、併せて明らかにしてください。

○大浦農政課長 関与団体への職員派遣についてであります。過去5年間において、職員を派遣している団体は2団体となっており、そのうち、一般社団法人北海道軽種馬振興公社へは5名、公益財団法人北海道農業公社へは3名派遣しているところです。

なお、いずれの団体も、道を退職した課長級以上の職員が再就職しております。

以上でございます。

○菊地葉子委員 出資金、出損金、補助金として莫大な金額が入っている一方で、取扱要綱の対象外となるため、何らの規制を受けていない状態となっております。

適用団体でなくても補助金等が多額に投入され、現役職員が派遣されているにもかかわらず、天下りが指定席のように続けられている実態が明らかになりました。

適用団体では、団体に再就職する者の給与の基準額が定められていますが、非適用団体では、一切の実態が、民間であることを理由にブラックボックス状態となっております。これで道民に懸念を持たれない再就職制度運用と言えるのか、伺います。

○檜垣尚子副委員長 農政部次長鈴木賢一君。

○鈴木農政部次長 職員の退職管理制度についてでございますが、道では、北海道職員の退職管理に関する取扱要綱を定め、道からの出資割合や補助金比率が一定以上あるなど、道の財政的関与の度合いが高い団体への再就職に当たっては、在職期間や給与に一定の制限を設けているところです。

また、平成28年度からは、地方公務員法や条例に基づき、課長級以上の元職員に退職後2年間の再就職状況の届出を義務づけ、それを実名で公表する退職管理制度の運用により、職員の再就職に係る透明性を確保しているところでございます。

以上です。

○菊地葉子委員 透明性確保のよりどころが、北海道職員の再就職に関する取扱要綱ですが、この要綱に縛られない団体が増えているのです。

どうしてこれで透明性が確保されていると言えるのか。関与団体に関する規制を強化するなどの対応が必要ではないか、伺います。

○鈴木農政部次長 職員の退職管理制度についてでございますが、課長級以上の元職員に退職後2年間の再就職状況の届出を義務づけ、それを実名公表とする退職管理制度の厳格な運用により、職員の再就職に係ります透明性を確保してまいります。

以上です。

○菊地葉子委員 最後です。

なかなか透明性は確保されていない、このことが問題だと思っておりますが、要綱適用団体が縮小して、事実上、天下りが野放しとなる団体が拡大しています。透明性の確保が後退しているのです。

非適用団体であっても、農政部長をはじめ、少なくない幹部職員の、要綱に何ら縛られない天下りが続いています。透明性の確保とは言い難いものがあります。

農政部として、透明性の確保に向けた取組が重要と考えますが、どう取り組むのか、部長の見解を伺います。

○宮田農政部長 職員の再就職に関し、透明性の確保についてであります。団体における職員採用や処遇などについては、採用しようとする職員の知識や経験、技術などの能力や勤務実績などを評価し、団体の自主的な判断により決定されるものと考えております。

道では、地方公務員法の改正などを踏まえ、平成28年度から、罰則のある、現職職員への働きかけの禁止などを柱とする退職管理制度を運用しているところであり、職員の再就職については、法や条例、要綱に基づくこの退職管理制度を遵守することが基本と考えております。

以上です。

○菊地葉子委員 知事への質問としてのお取り計らいをお願いいたします。

ありがとうございました。

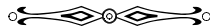
○檜垣尚子副委員長 菊地委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

以上で通告の質疑は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、農政部所管に関わる質疑は終結と認めます。

理事者交代のため、このまま暫時休憩いたします。

午後2時13分休憩



午後2時15分開議

○檜垣尚子副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1. 経済部所管審査

○檜垣尚子副委員長 これより経済部所管部分について審査を行います。

質疑の通告がありますので、順次、発言を許します。

太田憲之君。

○太田憲之委員 私からは、経済部所管に関わる事項について質疑をさせていただきたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症が、昨年も道内の経済や雇用に大きな影響を与え、道としては様々

【第2分科会 11月9日 第4号】

な事業を通じて道内の中小企業の支援等に当たってきたことは承知しているところであります。

そこで、以下、関連事業の実施状況などについて、順次伺ってまいりたいと思います。

飲食店の感染防止対策に関する第三者認証制度につきましては、昨年9月24日から開始していると承知しておりますが、これまで、こういった目標に向けて取り組み、こういった実績となっているのでしょうか、課題も含めてお聞かせ願います。

○**檜垣尚子副委員長** 経済企画課参事佐々木浩司君。

○**佐々木経済企画課参事** 第三者認証制度の実績などについてでございますが、感染拡大を防止しながら経済活動を回復させていくためには、認証の取得促進を図り、道民の皆様が安全、安心に食事ができる認証店の裾野を全道に広げていくことが重要でございます。

このため、道では、昨年12月、当時取得が先行しておりました札幌市内の水準であります認証率6割を目指しまして、市町村や関係団体の御協力の下、飲食店の皆様に趣旨を御理解いただきながら制度を推進してきた結果、本年7月には、認証数約1万8000店、認証率6割となり、目標を達成したところでございます。

しかしながら、振興局別に見ますと、四つの振興局のみが6割以上と、地域によっては取得に遅れが見られたことから、本年8月、全ての振興局において認証率6割以上となることを新たな目標として設定し、取得促進の取組を進めております。

以上でございます。

○**太田憲之委員** ただいまの御答弁では、6割の目標を達成したということでありましたが、目標としていた6割以上の取得は、全道で見れば達成はしているものの、地域ごとに見ますとまだ不十分な面もあるとのことでありました。

こうした状況を踏まえて、今後、第三者認証制度の普及推進にどのように取り組んでいく考えなのか、お聞かせ願います。

○**檜垣尚子副委員長** 経済企画局次長磯部政志君。

○**磯部経済企画局次長** 今後の取組についてでございますが、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、感染防止対策の徹底を図りながら経済活動を回復させていくことが重要でございます。

このため、道では、商工団体の皆様の御協力をいただきながら、地域の飲食店を個別に訪問し、制度のPRを行うなど、丁寧な周知に努めますとともに、プレミアムつき食事券の販売やSNSを活用したキャンペーン実施などにより、認証店の利用を促進し、取得促進に取り組むほか、感染防止対策の点検を適切に実施し、認証制度の質の確保を図り、引き続き、実効性ある制度の推進に努めてまいります。

以上でございます。

○**太田憲之委員** この数字は、100%とすることはなかなか難しく、一定の数字まではぐっと伸びるものの、後半の伸びがなかなか厳しくなってくるというのは、ほかの事業を見てもそういう傾向はあると思います。今回、商工団体の御協力をいただき、個別に訪問ということであり

ますので、ぜひとも、着実な事業の推進に向かって、引き続き、頑張ってくださいなと思うところでもあります。

それでは、続きまして、道は、休業要請等に協力した事業者を対象に協力支援金を支給する感染防止対策協力支援金支給事業を実施してまいりましたが、昨年度の支援実績と事業の効果について、まず見解をお伺いいたします。

○**檜垣尚子副委員長** 経済企画課参事安彦秀徳君。

○**安彦経済企画課参事** 協力支援金の支給実績等についてでございますが、道では、昨年4月から本年3月の間に行った休業や時短営業の要請に御協力いただいた飲食店や大規模施設等に対しまして、他の地域より厳しい要請を行う特定措置区域であった石狩管内の市町村、小樽市、旭川市と連携し、延べ約19万5000件、総額で約1645億円の支援金を支給したところでございます。

時短等の要請に係る本支援金の支給も含め、道が行った感染拡大防止に向けた様々な取組に対し、道民の皆様や多くの事業者の方々に御理解と御協力をいただき、その結果、感染状況の改善はもとより、厳しい状況にある飲食店等の経営の下支えにつながったものと考えております。

以上でございます。

○**太田憲之委員** 昨年度は、休業や時短要請等の要請が繰り返され、全国的には、協力支援金の支給の遅れが問題となるなどしてまいりましたことから、我が会派といたしましては、経営の厳しい飲食店の皆様に1日でも早く協力支援金をお届けするために、概算払い制度を設けることや、事業者の皆様の負担を軽減するため、申請事務の簡素化を求めてきたところでございます。

道としては、このことについてどのように取組を行ってきたのか、お聞かせ願います。

○**安彦経済企画課参事** 早期支給等の取組についてでございますが、道では、中小・小規模事業者の皆様に対し、要請期間終了後に行っていた申請受付を要請期間中に受付を行い、一部を概算で前払いする早期給付制度を導入したところであります。

また、申請実績のある事業者の方々につきましては、その後の申請において、共通する記載事項や添付書類を不要としたほか、申請額の算定を支援する計算シートの導入や、輸送の手間を省くために電子申請を導入するなど、申請手続の簡素化や効率化に努めてきたところであります。

こうした取組により、事業者の方々の経営面や申請時の負担軽減につながったものと考えております。

以上でございます。

○**太田憲之委員** それでは次に、水産加工関連事業者への支援についてお伺いをいたします。

道内水産加工業は、主要魚種の不漁や新型コロナウイルス感染症の影響に加えて、赤潮や国際情勢の変化による原材料不足や価格高騰等の影響を受けており、関連する産業も含めて、関連事業者の経営環境は一層厳しくなっていることかと思います。

こうした中、道では、昨年度、水産加工関連事業者生産性向上緊急対策事業を実施されましたが、その実績と成果についてお伺いをいたします。

また、水産加工関連事業者の厳しい状況はいまだに続いているところでありますが、道として

今後どのように対応していく考えなのか、併せてお聞かせ願います。

○檜垣尚子副委員長 地域経済局長上原和信君。

○上原地域経済局長 水産加工関連事業者生産性向上緊急対策事業についてでございますが、この事業は、近年の漁獲量の減少や新型コロナウイルスの影響を受け、厳しい状況にある水産加工関連事業者の経営体質強化に向けて、相談対応や専門家による継続的な伴走型支援を実施するものであり、令和3年度は、品質の向上などの経営課題を解決するため、117者に対し、延べ991回の支援を行ったところでございます。

本事業を活用した事業者からは、商品の改善により、売上目標を上回ることができた、衛生管理の向上が図られたなどの声が寄せられ、企業の経営改善に一定の効果があったものと認識してございます。

水産加工関連事業者の経営は引き続き厳しい状況にあることから、道といたしましては、今後、この専門家派遣事業に加え、付加価値の高い商品の開発やコスト抑制等の取組への支援を行うとともに、国の施策の活用促進を図るなど水産加工関連事業の振興に取り組んでまいります。

○太田憲之委員 それでは次に、商業支援についてお伺いをいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて厳しい経営環境が続く中、道は、昨年度、感染予防対策や販売促進活動に取り組む商店街等を支援いたします地域商業ウィズコロナ対策支援事業を実施されましたが、その実績と成果についてお聞かせ願います。

○檜垣尚子副委員長 地域商業担当課長木戸正典君。

○木戸地域商業担当課長 地域商業ウィズコロナ対策支援事業についてでございますが、本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、同一市町村内の事業者で構成する商店街や商工団体などが実施いたしますマスクや消毒液の購入といった感染拡大防止の取組や、販売促進に向けたイベントの実施、ポスター類の作成などの取組を支援するもので、令和3年度は、223団体に対し、約1億5569万円を補助したところでございます。

本事業を活用した団体からは、感染予防を万全にしたイベント実施により集客促進につながった、テークアウトのPRにより新たな飲食需要を喚起し、販売促進が図られたなどの報告があり、感染拡大防止の取組促進をはじめ、消費拡大に向けたイベントの実施等により、集客や売上げの増加につながったものと認識してございます。

以上です。

○太田憲之委員 次ですが、長期化するコロナ禍の影響により、道内の消費が低迷する中、道は、昨年度、全道域での消費喚起を図るために市町村のプレミアム付商品券発行事業への支援を実施されましたが、この実績と成果についてもお聞かせ願います。

○木戸地域商業担当課長 プレミアム付商品券発行支援事業についてでございますが、本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ道内消費を喚起するため、市町村が実施するプレミアムつき商品券の発行を支援するもので、令和3年度は、117市町村に対し、約20億9517万円を補助しており、消費者が実際に使用できる発行額ベースでは約279億円に相当する規

模となりました。

本事業を活用した市町村からは、年末年始における消費拡大に大きな効果があった、商品券の利用に伴い現金による消費も一定程度あった等の報告があり、本事業により、購買意欲が高まり、地域経済の活性化につながったものと認識してございます。

以上です。

○太田憲之委員 次に、中小・小規模企業等への支援についてお伺いをいたします。

新型コロナウイルス感染症が長期に及び、道内の中小企業の経営が厳しい状況にある中で、道では、経営に影響を受けている中小・小規模企業に専門家を派遣し、中小企業の課題解決を支援する中小・小規模企業緊急総合支援事業を昨年度に実施されましたが、この実績と成果についてもお聞かせ願います。

○檜垣尚子副委員長 中小企業課長福田佳英君。

○福田中小企業課長 中小・小規模企業緊急総合支援事業についてであります。本事業は、新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、経営に影響を受けている中小・小規模事業者の皆さんを対象に、中小企業診断士や税理士などの専門家を派遣し、補助金や助成金などの活用や資金繰り、販路開拓などについて指導助言を行うものでございます。

令和3年度は、902者に対し延べ1553回、専門家を派遣しており、業種別では、飲食サービス業が22%、製造業が16%のほか、建設業や宿泊業など、幅広い業種で活用されたところでございます。

また、専門家の派遣先を対象にアンケート調査を実施したところ、回答があった409者のうち、97%が派遣に満足しており、73%が、派遣により、自社の経営課題が明確になり解決の方向性が見えたとの回答があったほか、今後も活用したいとの声も多数寄せられていることから、中小・小規模事業者の課題解決による事業活動の維持継続に一定の効果があったものと認識しております。

以上です。

○太田憲之委員 この効果を聞きましたところ、おおむね好評だということでありましたが、私もいろいろと周囲で聞いてみると、こういった事業を使わなかったがために自己負担が二十数万円も大変な時期にかかってしまったという声も聞いたり、専門家に相談しなかったがために、よくよくちゃんと聞いていれば、廃業することもなかったのではないかとといったケースもあると耳にしているところでございます。

また、税理士や専門家に相談するとなると、まともにいくともっと高い金額がかかり、また、顧問契約を結ぶと1回の相談でも5万円程度するわけですが、そういった中、無料で受けられるということは非常にありがたいという声も聞いております。ですから、この事業をもっと知ってもらいたいと思いますし、必要とされている方は多くおられると思いますので、引き続き、この事業を推し進めて継続し、実行していただくことをお願いするところでございます。

それでは、次の質問であります。

【第2分科会 11月9日 第4号】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、時短営業した飲食店等との取引や道の外出、移動の自粛要請等によりまして、直接、間接の影響を受けた事業者への支援金である特別支援金について、全道の事業者の皆様には支援が行き届くよう、どのように周知を図られたのか、あわせて、支給実績についてもお聞かせ願います。

○**福田中小企業課長** 特別支援金の支給実績等についてであります。本支援金は、業種を問わず幅広い支援を図るものであり、より多くの事業者の方々に御活用いただけるよう、道では、新聞広告等のメディアによる発信、ホームページや経済団体を通じた広報に加え、業界団体や士業団体等への個別訪問による会員企業等への周知依頼、日本語に不慣れな外国人経営者に対する英語の案内資料の作成など、様々な手法により積極的な周知を図ったところであり、令和3年度に、延べ約4万7600者に対し、約54億4100万円の支給を行ったところでございます。

以上です。

○**太田憲之委員** いまだ新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中、中小企業の事業活動の維持継続に向けて、厳しい経営環境に置かれている中小・小規模企業に対しては、息の長い支援が必要であると考えますが、道としてどのように取り組んでいく考えなのか、お聞かせ願います。

○**上原地域経済局長** 中小・小規模企業への支援についてでございますが、中小・小規模企業の事業活動の継続と業績回復のためには、足元の影響緩和に加え、今後の成長につながる新たな取組の促進が重要でございます。

このため、道では、今年度、コロナ禍により売上げが減少し、原材料等の価格高騰の影響を受けている方々への支援金や、新事業展開及び販路開拓を支援する補助金の活用を促進するほか、伴走型の経営相談、専門家の派遣などを行っており、今後とも、関係機関と緊密に連携しながら、中小・小規模企業の皆様へ寄り添った経営支援を進め、事業活動の維持、継続や活性化につなげてまいります。

○**太田憲之委員** 次に、食産業の振興についてお伺いをいたします。

道では、昨年度、感染症の終息が見通せない中、厳しい状況にある道内食品製造事業者を支援するために、道内外のどさんこプラザや北海道物産展の会場で使用できるプレミアムつき商品券を発行するとともに、通販サイトを活用した割引販売を実施し、道産食品の消費喚起を図ったと伺っておりますが、どのような成果があったのか、まずお聞かせ願います。

○**檜垣尚子副委員長** 食産業振興課長林優香君。

○**林食産業振興課長** 消費喚起対策についてでございますが、道では、昨年度、全国の25都市、29会場で主催した「北海道の物産と観光展」や、道内外のどさんこプラザで使用できるプレミアムつき商品券を約14万冊発行したところ、ほぼ完売となり、物産と観光展の全会場を合わせた総売上げは約76億2900万円、どさんこプラザでは約28億3200万円と、それぞれ過去最高となりました。

また、楽天市場、47CLUBでのどさんこプラザウェブショップや、全国の百貨店、オンライ

ンショップなどを活用し、道産食品を3割引きで販売するキャンペーンを実施したところ、お取り寄せギフトや豪華海鮮セットなどが人気となり、総額約7億8600万円の売上げを達成するなど、これらの事業に対し、百貨店や地域の事業者からは、プレミアムつき商品券による割安感から売上げが上がった、在宅需要に加え、割引販売を行うことにより注文が入り、売上げが確保できたとの声も頂いております。

○太田憲之委員 昨年度、道では、国内外の観光客減少に伴う売上減少や外食需要の低迷といった社会経済情勢の変化を背景といたしまして、道外のスーパーマーケットなどと連携して事業を行ったと伺っておりますが、これについても、どのような成果があり、得られた成果を今後どのように活用していく考えなのか、お聞かせ願います。

○檜垣尚子副委員長 経済部食産業振興監遠藤俊充君。

○遠藤経済部食産業振興監 販路確保対策についてであります。道では、長引く感染症の影響による販路の縮小や百貨店の営業時間短縮等に対応し、道産食品の消費喚起を目的として、道外の高級スーパーなどと連携した北海道フェアを実施しており、昨年度は、首都圏、関西圏において、延べ1350店舗などで、北のハイグレード食品をはじめとした2378商品を販売し、約9億6600万円を売り上げるとともに、一部店舗では、フェア後に、常設の道産食品の販売コーナーが設置されるなどの成果があったところでございます。

道では、今後も、引き続き、全国の百貨店や高級スーパーなどとの連携を深め、フェア期間のみならず、商品の定番化につながりますよう、道産食品の一層の販路確保とブランド発信に努めてまいります。

○太田憲之委員 それでは、次の質問に移ります。

昨年度、コロナ感染症の拡大による渡航制限がある中で、道では、道産品の海外販路拡大など、貿易振興に向けてどのような取組を行ってきたのか、お伺いたします。

○檜垣尚子副委員長 国際経済課長堀内一宏君。

○堀内国際経済課長 昨年度の取組についてでございますが、道産品の販路拡大に向けては、シンガポール及びタイのどさんこプラザでの展開に加え、経済成長力が著しく、北海道人気浸透している中国、台湾、ASEAN諸国などをターゲットに、道産品のテスト販売や現地バイヤーとの商談をオンラインで実施しました。

また、海外事務所と連携し、ウェブサイトを活用して、酒蔵など道内地域の魅力を海外向けに生中継したほか、海外の商談会場に北海道ブースを出展し、道内企業が自ら自社商品の魅力をオンラインで発信しました。

技術交流の拡大に向けては、環境や福祉といった分野での今後の需要が期待できるASEAN諸国や中国をターゲットに、こうした分野における技術やサービスを有する道内企業と海外企業との商談をオンラインで行ったところでございます。

以上でございます。

○太田憲之委員 ただいま、昨年度の実績をいろいろお伺いいたしましたが、こういった取組を

通じ、どのような課題を認識して、今年度はどのような取組を行っているのか、お伺いいたします。

○堀内国際経済課長 本年度の取組についてでございますが、コロナ禍の状況が続いているところではございますが、最近は入国制限の緩和といった動きも出てきていることから、道内企業の海外展開をより一層進めるためには、デジタル技術の活用スキルの向上を図るとともに、必要に応じて対面を組み合わせた商談などを行うことにより、事業効果が一層高まるものと認識しております。

このため、道産品の販路拡大に向けては、本年度、海外展開を目指す企業を対象に、国、地域によって異なるECサイトでの販路開拓のポイントやEC販売におけるトレンドなどを習得する研修会を実施し、スキルの向上を図った上で、オンラインと対面を併用したテスト販売や商談に臨むこととしております。

また、技術交流の拡大に向けては、オンライン商談でも効果的なプレゼンテーションができるよう、海外企業のニーズを十分に踏まえた海外ビジネスプランをあらかじめ策定した上で、海外企業との商談を行うこととしております。

以上でございます。

○太田憲之委員 ただいまの御答弁で、ECサイトという言葉がございましたが、これは俗に言うeコマースやネットショップといったようなもので、例えば、B to B型、B to C型、オムニチャネル型とか、いろいろなタイプのものがございます。特に、海外へ向けては越境グローバルECサイトというのがございまして、2019年には世界の市場が85兆円と言われ、2026年には530兆円の世界規模の市場になるやに言われているところでございます。

そもそも、日本の物の品質の良さ、日本を介した日本のサイトだと粗悪品が少ない、偽物が無いといったように、海外からの日本に対する高い評価もあり、インバウンド需要をものぐ巨大なマーケットとして注目されているところでございます。

これから海外の入国制限が緩和した際、日本に來まして物を買って、また、自国に戻ってからも、日本で買った物がよかったねということで、自国にいながら日本の良い物を買えるといったニーズがこれから期待されているところでありますので、ぜひとも、道産品の魅力が各国に伝わるよう、この事業を展開していただければなと切に願うところでございます。

それでは、次ですが、国内市場の縮小やグローバルリスクも顕在化する中、道では、今後、貿易振興に向けてどのように取り組んでいく考えなのか、お聞かせ願います。

○檜垣尚子副委員長 国際経済担当局長兼経済企画課参事沖野洋君。

○沖野国際経済担当局長兼経済企画課参事 今後の取組についてでございますが、人口減少による国内市場の縮小への対応が喫緊の課題である中、近年、コロナパンデミックやロシアによるウクライナ侵略など、グローバルリスクも顕在化してきていることから、多様なリスクに適時的確に対応しつつ、海外需要を開拓し、販路や技術交流の拡大を図っていくことが重要と認識しております。

このため、世界情勢に機動的かつ柔軟に対応できるよう、海外事務所や大使館、ジェットロといった海外ネットワーク機関とより一層連携し、相手先や海外取引におけるリスクを十分に見極めるリスクマネジメント力を高めた上で、重点的な国や地域、分野といったターゲット先を適切に定め、道産品の海外販路や技術交流の拡大に向けた市場・需要開拓に努め、本道と相手国や地域の双方にとって実りある取組となるよう、貿易振興に取り組んでまいります。

以上でございます。

○太田憲之委員 次に、観光振興についてお伺いをいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響で昨年9月に開催されたアドベンチャートラベルワールドサミット2021はバーチャル開催となりましたが、この開催結果はどのようなものであったのでしょうか、また、その開催結果についてどのように評価をされているのでしょうか、結果の公表状況も含めてお聞かせ願います。

○檜垣尚子副委員長 アドベンチャートラベル担当課長奥水昌明君。

○奥水アドベンチャートラベル担当課長 バーチャル開催の結果についてであります。昨年開催されたサミットにおいては、欧米豪を中心に58か国から、旅行会社やメディア関係者、観光関係団体など、617名が参加いたしました。

会期中は、北海道のアドベンチャートラベルのコース等をバーチャルで体験していただくとともに、各種講演や分科会のほか、旅行会社同士のオンライン商談会や参加者とメディアのオンライン交流会などが実施されました。

サミット開催時に発信した映像につきましては、主催者や参加者から高い評価を得ており、2023年サミットのリアル開催につながったところであり、これらの実施結果は、本年5月に開催された実行委員会の総会で報告するとともに、ホームページでも公表を行ったところです。

○太田憲之委員 来年のサミットを成功させるためには、アウトドア活動はもとより、地域の文化や自然などにも精通し、アドベンチャートラベルに対応できるガイドをしっかりと育成する必要がありますと考えますが、改めて新しいガイド制度の検討経過についてお聞かせ願います。

○奥水アドベンチャートラベル担当課長 新しいガイド制度についてであります。世界で大きな市場規模を持つアドベンチャートラベルを推進していくためには、要求レベルが高い顧客のニーズに対応した国際的にも評価されるガイドの育成が重要であります。

このため、道では、道内で活躍中のハイレベルなガイドの方々やアドベンチャートラベルを取り扱う旅行会社にも参画いただきながら、昨年度から、北海道観光審議会を3回、同専門部会を7回、また、四つのワーキンググループによる延べ10回の審議を経て、自然や山岳といった既存のアウトドアガイド資格制度を土台に、本道の強みを生かしたバックカントリースキーやサイクリングといった対象分野を拡大するなど、横の広がりを図るとともに、外国語や国際資格の取得などにより、ガイドの能力の質を高め、縦の広がりを図る新たなガイド制度の案を取りまとめたところです。

○太田憲之委員 来年のサミットのリアル開催に向けて、今述べたような新しいガイド制度の準

【第2分科会 11月9日 第4号】

備を進めていることかと思いますが、今後、サミットを契機に、北海道観光の発展につながるよう、アドベンチャートラベルの推進に、道としてどのように取り組んでいく考えなのか、お聞かせ願います。

○**檜垣尚子副委員長** 経済部観光振興監山崎雅生君。

○**山崎経済部観光振興監** 今後の取組についてでございますが、新しいガイド制度については、来年度から試行を開始し、ガイドの育成確保に必要となる研修等の充実を図るとともに、顧客や旅行会社からの評価をフィードバックする仕組みづくりと併せて検討してまいります。

また、アドベンチャートラベルに関する道民の皆様への理解促進を図り、2023年のサミットに向けた環境整備を進めるとともに、開催後を見据え、冬季も含めた通年での商品造成や商品の品質向上、プロモーションの強化に努めるなど、本道観光の主要な柱の一つであるアドベンチャートラベルを積極的に推進してまいります。

○**太田憲之委員** ただいま、プロモーションというお言葉も出ましたが、昨年度、新型コロナウイルス感染症の影響が大きかったことから、道は、誘客に向けたプロモーション活動を実施してきたと伺っておりますが、道が行った取組の実績と成果についてもお聞かせ願います。

○**檜垣尚子副委員長** 誘客推進担当課長大須賀康高君。

○**大須賀誘客推進担当課長** 観光誘客の取組についてでございますが、昨年度においては、新型コロナウイルスの影響により往来が大きく制限されていたことから、道では、まずは足元の道内需要を確保することを目的に、どうみん割の利用促進に向けた様々な広報活動を実施してきたところでございます。

一方で、道外や海外に対しましては、「HOKKAIDO LOVE!」を合い言葉にしたウェブによる北海道観光の魅力発信に力を注ぐとともに、SNS登録者数の拡大やオンラインでの商談会の開催、さらには、イギリスに道の代理として現地旅行会社に向けた働きかけなどを行う現地パートナー、いわゆるレップ事務所を設置いたしまして、往来再開を見据えた取組を積極的に展開してきたところです。

こうした取組を通じまして、SNSの登録者数が一昨年度比で約3割増となるなど、今後の来道が見込まれる北海道ファンが大幅に増加するとともに、欧州の旅行事業者からは、今後の商品化に向けた具体的な相談が複数寄せられるなど、観光需要の喚起に向けた様々な成果が得られたと考えているところでございます。

以上です。

○**太田憲之委員** 今、様々御答弁いただきましたが、10月11日から全国旅行支援が開始されており、海外からの入国制限の見直しも行われてきたところでございます。道の誘客促進に対する観光関連事業者の期待は大きいものではないかと考えます。

そこで、道は今後どのように誘客を進めていく考えなのか、お聞かせ願います。

○**檜垣尚子副委員長** 誘客担当局長中尾敦君。

○**中尾誘客担当局長** 今後の誘客についてであります。先月11日から実施されました全国旅行

支援や入国者数の上限撤廃などの措置は、本道観光の再生に向け、強い追い風となるものと受け止めており、感染防止対策にも十分配慮を行いながら、これまで実施してきた誘客活動を一層加速させていく必要があります。

道では、他県との誘客競争に打ち勝つため、全国旅行支援の実施に先駆けて、この夏から、全国に向けて「HOKKAIDO LOVE!」を合い言葉とした訴求力の高いプロモーションを実施しているところでございますが、今後は、閑散期対策や冬季の魅力発信などにも配慮しながら、時期に応じた一層の誘客活動を進めていく考えでございます。

また、インバウンドに関しましては、冬季の需要が見込める東南アジアやオーストラリアなどからの誘客に向けた取組を進めているところであり、引き続き、関係機関と連携しながら、内外からの観光需要の獲得を積極的に展開してまいります。

○太田憲之委員 それでは、次に移ります。

北海道は、全国を上回るスピードで人口減少、少子・高齢化が進む中、労働力人口の減少が懸念されており、有効求人倍率は、昨年10月以降は回復に向けた動きが見られるものの、新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の停滞や、原油・原材料の高騰なども加わり、就業者数が減少するなど、雇用情勢は予断を許さない状況が続いております。

また、本道においては、依然として人手不足が続いている地域や職種があることから、人材確保に向けた取組が求められており、人手不足が深刻な建設や介護・福祉分野などにおける人材育成確保が重要な課題となっております。

以下、雇用情勢やこれまでの人材の確保に向けた取組などについて、順次伺ってまいります。

まず、道内の雇用情勢について伺いをいたします。

道内の昨年度からの雇用情勢はどのような状況になっているのか、現在までの状況についてお聞かせ願います。

○檜垣尚子副委員長 雇用労政課長兼働き方改革推進室長上野修司君。

○上野雇用労政課長兼働き方改革推進室長 本道の雇用情勢についてでございますが、人口減少、少子・高齢化の進展に加え、感染症の拡大や原油・原材料の高騰などにより道内経済が大きな影響を受ける中、令和3年の就業者数は、前年に比べて2万人減少し、260万人となりました。

また、有効求人倍率は、令和3年4月には0.91倍まで下がったものの、10月に1倍となり、その後も徐々に持ち直してきており、直近、令和4年9月で1.16倍となっております。

一方、建設、介護・福祉、警備といった分野では3倍を上回るなど、職種によっては人手不足の状況が続いており、依然として厳しい状況であります。

以上です。

○太田憲之委員 ただいま状況を伺いましたが、まさしく、建設、介護・福祉分野に関しては、私の地元でも本当に人がいないという声も聞き、また、最近、街を歩いておられますと、調理人が不足しているというポスターをよく見かけるところであります。こういった慢性的な人手不足の

【第2分科会 11月9日 第4号】

状況が続くところでありますが、今後、様々な事業を通じて改善に向けて行っていただきたいと思うところであります。

そんな中、道が昨年度に実施されました道内の新規就業を促進する潜在人材掘り起こし推進事業の実績や、この事業によって就業することとなった方々の就職先はどのようになっており、今後、道としてどう取り組んでいく考えなのか、お聞かせ願います。

○上野雇用労政課長兼働き方改革推進室長 潜在人材掘り起こし推進事業についてでございますが、本事業は、少子・高齢化が進展する中、多様な方々の労働参加が必要でありますことから、就労していない女性や高齢者等の方々の就業意欲を喚起するとともに、企業の新たな求人の創出を支援いたしまして、新規就業を促進するものであり、令和3年度につきましては、111名の新規求職者の掘り起こしと、49社での新たな求人を創出いたしまして、結果、計40名が新規に就業したところであります。

また、この主な就職先は、サービス業が15名と最も多く、次いで、医療・福祉業が8名となっております、この二つの業種で全体の約6割を占めております。

今後とも、労働力の確保が重要でありますことから、引き続き、労働力の掘り起こしや企業の求人創出など、地域の関係機関と連携し、取り組んでまいります。

○太田憲之委員 昨年度、道が人手不足業種への労働移動を促進するために実施された異業種チャレンジ奨励事業の実績についてお聞かせ願います。

また、この事業はコロナ離職者を対象としたものでありますが、具体的にどういった職種、どういった理由から異業種への就職を目指すことになったのか、こういったことも併せてお聞かせ願います。

○檜垣尚子副委員長 産業人材課長佐川泰隆君。

○佐川産業人材課長 異業種チャレンジ奨励事業の実績についてでございますが、本事業は、コロナ禍による離職者の速やかな就職と人手不足となっている事業所の人材確保の促進を目的に、異業種から人手不足業種に正社員等として就職した場合、離職者と受入れ企業双方に奨励金を支給するものであり、令和3年度については、1388人の離職者と835事業所を対象に、奨励金を約8億4000万円支給してございます。

また、異業種への就職を選んだ主な理由としては、景気やコロナ禍による影響が少なく安定した職業であること、やりがいがありそうな職業だったこと、研修制度など未経験でも職場の支援を受けながら働き続けることができそうな職業であることといった利用者の声が寄せられているところでございます。

○太田憲之委員 ただいま実績をお伺いいたしましたが、令和3年度は1388人ということでした。

そういった多くの方々がこの事業を利用しているとのことでありましたが、この事業を利用した方々の就職先はどういった業種であったのか、お聞かせ願います。

○佐川産業人材課長 事業利用者の就職先についてでございますが、本事業による主な就職先とし

ては、介護・福祉・医療関係が467名、続いて、建築・建設関係が289名、自動車運転関係が227名で、この三つの業種で全体の約70%を占めており、有効求人倍率の高い職種への就職が多い状況となっております。

○太田憲之委員 成果を聞きますと、今言われたように、今まで不足しているところとうまくマッチしたのではないかなと感じたところでございます。

それでは、道としてこの事業の成果をどのように評価されているのか、お聞かせ願います。

○檜垣尚子副委員長 産業人材担当局長赤塚孝行君。

○赤塚産業人材担当局長 事業の成果についてであります。令和3年度は、新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、緊急事態措置やまん延防止等重点措置による行動制限や出勤抑制などから多くの方が雇用の継続に不安を抱えていたと考えられ、また、コロナ禍前に比べて転職の意識も変化しつつある中、奨励金をきっかけとして、多くの方々に本事業を利用いただいたものと考えております。

本事業が、離職者にとりましては、人手不足業種への理解や異なる職業への転職の後押しとなり、人手不足に悩む事業者にとりましては、未経験者を採用するきっかけになるなど、一定の成果があり、人手不足業種への円滑な労働移動につながったものと考えております。

以上でございます。

○太田憲之委員 本道の雇用情勢、また、道がこれまで実施してきた人口減少や人材不足といった課題に向けた取組について、順次、るる伺ってまいりましたが、足元では、景気回復に伴う人手不足の深刻化や原油・原材料高などによります経営環境の悪化などにより、道内の雇用をめぐる情勢は引き続き予断を許さないものとなっております。

今後、道内の雇用情勢の改善に向けて、道はどのように取り組んでいく考えなのか、お聞かせ願います。

○檜垣尚子副委員長 経済部長中島俊明君。

○中島経済部長 今後の取組についてであります。道では、これまで、厳しい経営環境の中で事業継続に取り組む道内事業者の方々に向け、支援機関による経営相談や制度融資などによる支援に加えまして、感染防止を徹底した上で実施する需要喚起策の活用促進などを通じ、経営の安定と雇用の維持を図っているところでございます。

また、人材の確保に向けましては、就業していない女性や高齢者など、潜在人材の掘り起こしや人手不足業種への労働移動の促進、U・Iターンに係る情報発信や首都圏でのフェアによる人材の誘致に取り組んでいるところでございまして、今後とも、国や関係機関とも連携し、道民の皆様への雇用の安定に向け、各般の施策を進めてまいります。

以上でございます。

○太田憲之委員 ただいま、部長からも力強い御答弁をいただきましたが、力強い需要回復が見られる観光関連産業や建設産業などを中心に人手不足が深刻化しておりまして、ポストコロナを見据えた経済対策を実施する上では、雇用対策、あるいは人材確保策が大きなポイントになって

くるものと考えます。

この点につきましては、改めて知事の認識をお伺いしたいと考えますので、委員長、お取り計らいのほどをお願い申し上げます。

それでは、最後の質問に移ります。

ここまで、コロナ禍における食や観光、中小企業対策などの取組について伺ってきましたが、本道の発展に向け、それぞれ状況の変化に応じて対応してこられたものと理解しているところがあります。

その上で、足元の経済状況に目を向けると、全国旅行支援が始まり、水際対策の緩和によるインバウンド増加も見込まれ、観光消費拡大への期待が高まるなど、前向きな動きも見られる一方で、このたびの物価高騰の大きな要因と考えられる円安につきましては、日米の金利差の拡大から歯止めがかかる気配がなく、また、国際情勢も不透明感が高まるなど、本道経済にとっては今後も総じて厳しい状況が続くものと考えられます。

こうした状況に対し、本道経済のかじ取り役として、道はどのように対応していく考えなのか、道の御所見をお聞かせ願います。

○中島経済部長 今後の取組についてでございますが、本道経済の先行きが見通せない現下の状況に立ち向かうためには、ウイルスの変異をはじめといたします感染状況の変化も踏まえつつ、厳しい経営環境にある事業者の方々の声に真摯に耳を傾けながら、価格高騰など直面する課題に迅速に対応し、社会経済活動の回復を確かなものとしていくことが重要と認識しております。

このため、道では、引き続き、北海道経済対策推進本部を推進役といたしまして、国の総合経済対策はもとより、地域の経済状況、支援ニーズなどの情報の収集、共有を図りまして、必要な取組の検討を行いますとともに、市町村や関係機関と連携しながら、各般の施策の迅速かつ効率的な執行に努めまして、本道経済の活性化を図ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○太田憲之委員 昨年度までの事業実施状況などを伺ってまいりましたが、国では、物価高騰など厳しい経済状況に対応するための新しい総合経済対策を取りまとめ、昨日、本年度の第2次補正予算案を閣議決定いたしました。

こうした状況やこれまでの取組を踏まえた今後の対応について、改めて知事の考えをお伺いしたいと思いますので、委員長にはお取り計らいをよろしくお願いいたします。

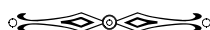
以上で私からの質疑を終了いたします。

ありがとうございました。

○檜垣尚子副委員長 太田委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後3時4分休憩



午後3時23分開議

○山根理広委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

経済部所管に関わる質疑の続行であります。

木葉淳君。

○木葉淳委員 通告に従い、質問をしてみたいです。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症対策について伺います。

昨日の新規感染者数ですが、9000人を超え、過去最多を更新いたしました。この間、感染拡大と収束が繰り返されてきました。現在は、新たな行動制限がない中での対策となっておりますが、昨年度は行動制限を伴う対策が繰り返し行われました。特に、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置、道独自の対策の実施に伴い、飲食店や大規模施設は時短営業を求められるなど、大きな影響を受けました。この間の道からの要請には、様々な意見が見られたところです。

そこで、以下、数点伺います。

まず、飲食店等を対象とした協力支援金の支給についてですが、昨年4月以降の飲食店等を対象とした協力支援金の事業名、要請内容、対象施設、対象期間、予算額と執行額及び執行割合について伺います。

○山根理広委員長 経済企画課参事安彦秀徳君。

○安彦経済企画課参事 飲食店等を対象とした感染防止対策協力支援金支給事業についてでございますが、道では、昨年4月から本年3月までの間に行った全道の飲食店に対する休業や時短営業等の要請に御協力いただいた事業者の方々に、計12回にわたり、協力支援金を支給したところでございます。

他の区域より厳しい要請を行う特定措置区域であった石狩管内の市町村、小樽市、旭川市につきましてはそれぞれ支給事務を行っていただき、これら市町村計上分も含めた全体の予算額約2329億円に対し、約1618億円を支出したところであり、執行率は約69.5%となっております。

○木葉淳委員 飲食店等への支給状況は約7割の執行割合ということですが、札幌市と比べ、札幌市以外の執行割合が低く、特に、6月21日からのまん延防止等重点措置期間における経過措置区域となった小樽市、旭川市、石狩管内での執行状況が、予算に対して半分以下となっております。

道経済部として、その原因をどのように分析しているのか、伺います。

○安彦経済企画課参事 予算の執行状況についてでございますが、札幌市については、令和2年度から既に協力支援金を支給しており、実績に基づく予算計上ができたことから執行率が高くなりましたが、他の地域は、スナックや居酒屋といった要請の対象となる20時や21時を超えて営業する飲食店が札幌市に比べて少ないことから、低い執行率となったものと思われま。

また、6月21日からのまん延防止等重点措置期間については、特定措置区域であった札幌市には20時までの時短営業を要請しましたが、小樽市や旭川市等の経過区域は21時だったことから、要請対象となる店舗数が少なかつたため、低い執行率につながったものと考えております。

○木葉淳委員 次に、飲食店の規模の違いについて伺います。

飲食店では、中小企業と大企業で支給単価に違いがありました。規模の違いが支給金の執行状況に影響していたのか、伺います。

○安彦経済企画課参事 企業規模の違いによる執行状況への影響についてでございますが、道支給分において、中小企業等は、予算額の約682億円に対し、支出額は約441億円で、執行率は約64.7%、大企業につきましては、予算額の約7億円に対し、支出額は約4億円で、執行率は約48.8%となっているところであります。

協力支援金の支給額の算定方法については、売上高の減少額を参考とする売上高減少額方式が基本となっておりますが、中小企業等については、事業者の申請手続の負担を考慮しまして、前年度等の売上高のみを参考とする売上高方式も選択できることとなっております。

これを受け、道では、予算積算に当たり、中小企業等については、売上高方式により支給単価を3段階に分けて積算し、一方、大企業につきましては、売上高減少額方式の上限額20万円で積算したところ、実際の申請において、大企業については上限額よりも低い申請が多く、執行率が低くなったものと考えております。

○木葉淳委員 次に、大規模商業施設、遊技施設への支援について伺います。

昨年4月以降の大規模商業施設、遊技施設等を対象とした協力支援金の事業名、事業内容、対象施設、対象期間、予算額と執行額及び執行割合について伺います。

○安彦経済企画課参事 大規模施設等を対象とした感染防止対策協力支援金支給事業についてでございますが、道では、昨年5月から9月までの間に行った特定措置区域等に所在する1000平米を超える大規模施設やそのテナント事業者に対する休業や時短営業等の要請に御協力いただいた方々に、計5回にわたり協力支援金を支給したところであります。

予算額約386億円に対しまして、約27億円を支出したところであり、執行率は約7%となっております。

○木葉淳委員 執行割合が7%ということで、随分低いように思いますけれども、道として原因をどのように分析しているのか、伺います。

○安彦経済企画課参事 予算の執行状況についてでございますが、大規模施設等への協力支援金は、個々の施設の営業形態等を的確に把握できる調査がない中、所要額を算出する必要があったことから、都市計画基本調査等に基づき、協力支援金の対象となる1000平米以上の施設数により積算し、施設内のテナント数は抽出施設における平均店舗数を参考にしたところであります。

こうした中、実際の要請に際しては、百貨店やスーパー、ドラッグストアなどの多くが国が時短要請等の対象外としている生活必需物資等を扱う売場として営業したことから、執行率は積算の1割未満にとどまったものと思われま。

○木葉淳委員 時短の要請対象が分かりにくかったということもあるのかなというふうに思うのですが、大規模施設、テナント等により支援金の執行状況に違いが見られたのか、伺います。

○安彦経済企画課参事 対象施設ごとの執行状況についてでございますが、大規模施設については、予算額の約322億円に対し、支出額は約21億円で、執行率は約6.4%、テナント事業者につきましては、予算額の約64億円に対し、支出額が約6億円で、執行率が約9.7%となっているところであります。

本協力支援金については、1000平米を超える大規模施設等が休業や時短要請等に応じたことに伴い、同時に時短等を行ったその施設のテナント事業者が対象となり、テナント事業者の入居数も大規模施設によって様々であることから、執行状況について、両者を比較することは難しいものと考えております。

○木葉淳委員 ただいま協力支援金の状況について伺いましたが、飲食店などと比べ、大規模商業施設、遊技施設等の執行割合が非常に少なくなっていました。

道として、昨年実施した緊急事態宣言、まん延防止等重点措置期間における大規模施設、遊技施設等に対する協力支援金の支給についてどのように認識、分析しているのか、今後の対応を含めて伺います。

○山根理広委員長 経済企画局次長磯部政志君。

○磯部経済企画局次長 大規模施設等への協力支援金についてでございますが、昨年度の要請に際しましては、スーパーなどの商業施設等の多くが、要請の対象外となる生活必需品等を扱う売場として営業しましたことから、飲食店に比べて執行率は低くなりましたものの、本支援金の支給も含め、道が行いました感染拡大防止に向けた様々な取組に対し、事業者の方々の御理解と御協力をいただき、その結果、感染状況の改善につながったものと考えております。

なお、令和3年11月19日以降、国の基本的対処方針におきましては、大規模施設等への営業時短要請は規定されておらず、現時点で協力支援金は支給しないこととなっておりますが、道といたしましては、今後も、その時々々の基本的対処方針を踏まえ、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○木葉淳委員 次に、第三者認証制度について伺います。

昨年9月から、第三者認証制度を活用し、飲食店の感染対策の見える化を進めてきたと承知しております。

第3回定例会でも伺いましたが、これまでの申請の進捗状況について伺います。

○山根理広委員長 経済企画課参事佐々木浩司君。

○佐々木経済企画課参事 第三者認証制度の申請状況についてでございますが、感染拡大を防止しながら経済活動を回復させていくためには、認証の取得促進を図りまして、道民の皆様が安全、安心に食事ができる認証店の裾野を全道に広げていくことが重要でございます。

このため、道では、市町村や関係団体の皆様の御協力の下、飲食店の皆様に趣旨を御理解いただきながら制度を推進してきておりまして、現在までに、全道の約1万9400件の飲食店の皆様に申請をいただきまして、約1万9200件が認証を取得したところでございます。

以上でございます。

【第2分科会 11月9日 第4号】

○木葉淳委員 全道の飲食店は約3万店舗あって、そのうち、約2万店舗が認証店となったということで、大分進んだのかなというふうに思いますが、昨年9月以降の第三者認証店の感染対策の確認状況について、事業の委託先及び実施時期、実施回数について伺います。

また、感染対策が不十分であるなどの不合格や追加の調査が必要となった事例がどの程度あるのか、伺います。

○佐々木経済企画課参事 感染防止対策の確認状況などについてでございますが、認証に当たっては、店舗における感染防止対策を確認するために、現地を訪問しての調査を実施しております。対策が認証基準に適合している場合、認証証を交付しております。

これらの事業につきましては、公募型プロポーザル方式によりまして、昨年度は、飲食店感染防止対策認証制度事業委託業務事業受託コンソーシアムに、また、今年度は、飲食店感染防止対策認証制度委託業務事業受託コンソーシアムに委託し実施しております。これまで認証した約1万9200件のうち、約1300件につきましては現地調査において改善の指導を行ったところでございます。

以上でございます。

○木葉淳委員 約1300件の改善指導を行ったということですが、1割にも満たないぐらいなのかなというふうに思いますし、感染対策が徹底されているのかなと思います。

認証取得後も不定期に事後調査を行うこととなっておりますけれども、実施状況とその後の対応について伺います。

○佐々木経済企画課参事 事後調査についてでございますが、認証店に対しましては、取得後の感染防止対策の実施状況を確認するため、一定期間が経過した後に、順次、店舗を訪問しまして事後調査を実施しております。

本年2月4日から事後調査を開始いたしまして、現在までに約1万2000件を確認しており、そのうち、約200件につきまして、現地において改善の指導を行ったところでございます。

以上でございます。

○木葉淳委員 事後調査については1万2000件ということですので、残りの店舗についてもできる限り早急に進めていく必要があるのかなというふうに思います。

次に、基準の改定について伺います。

本年9月に、感染防止対策に係る認証基準が改定されました。例えば、レジ等のパーティションは不要だとか、トイレの蓋についても削除になった部分があるかと思えます。

適切なマスクの正しい着用の徹底などが追加されていますけれども、その経緯について伺います。

○佐々木経済企画課参事 認証基準の改定についてでございますが、本年9月8日に国から通知がありまして、感染防止対策に係る認証の基準において、レジ等での対面接客時におけるパーティションについて、対面が短時間であり、マスクを着用しているということから、これを不要としたほか、トイレの蓋を閉めて汚物を流す際に、蓋に接触する機会をなくすることが重要なため、

蓋を閉めることを不要とするとともに、場面に応じた適切なマスクの正しい着用を徹底することなどが示されたところでございます。

道といたしましては、示された内容に基づきまして、道の認証基準について、有識者の御意見もお聞きした上で、9月21日に改定し、全認証店にお知らせを行いました。

以上でございます。

○木葉淳委員 次に、感染者発生への報告について伺いますが、第三者認証施設の従業員または利用者から感染者が発生したときは、実施要綱第14条に基づいて、遅延なく連絡をすることとなっております。

昨年度の状況について伺います。また、報告を受け、その後どのような取扱いを行ってきたのか、伺います。

○佐々木経済企画課参事 感染に関する認証店からの報告についてでございますが、北海道飲食店感染防止対策認証制度実施要綱第14条に基づきます、認証店からの感染症の患者発生に関する報告につきましては、昨年度、8件の実績があったところでございます。

道では、報告があった8件につきましては、認証店に対するヒアリングや当該従業員の出勤停止の要請、現地調査による感染防止対策の確認を実施するなど、認証基準に沿った感染防止対策の徹底が図られるよう、対策を行いました。

以上でございます。

○木葉淳委員 8件というのは非常に少ないのかなと思います。

今であれば全数把握は行われていないですし、コロナ通知システムもないのですが、当時こうしたことが行われていたということを考えれば、非常に少ないのかなと思います。

また、北海道コロナ通知システムが有効に活用されていれば、ある程度、感染者との接触の確認ということ把握でき、それによって行動変容を期待することができたのかなというふうに私は思います。

私個人の考えですけれども、感染対策と経済活動を並行して行っていくためには、感染対策の徹底が何よりも重要だと考えますし、どういった店舗で感染が拡大したのかだとか、どういった店舗が安心だったのかということ道を道民が理解するということが非常に重要だというふうに思います。

特に、道からの感染対策のお墨つきをもらっています第三者認証店の感染対策は徹底されたものでなくてはならないと考えます。第三者認証店の感染対策確認の徹底について伺います。

○磯部経済企画局次長 認証店の感染防止対策についてでございますが、認証制度の推進に当たりましては、取得の促進はもとより、制度の実効性を確保していくことが重要でございます。

このため、道では、全ての認証店に対し、認証基準の遵守状況を確認するための店舗を訪問しての事後調査や感染防止対策を徹底していただくための注意喚起を行いますとともに、店舗の利用者などから、感染防止対策につきまして不安点などの御連絡をいただいた際には、必要に応じて訪問することとし、認証制度の質の確保を図り、実効性ある制度の推進に努めているところで

ございます。

以上でございます。

○木葉淳委員 今後も、第三者認証店に対して事後調査ですとか注意喚起を行うということですが、第三者認証店以外の飲食店は1万件ほどあるわけです。その1万件ほどある認証店以外の感染対策の確認ということも重要と考えますけれども、どのように取り組んでいくのか、伺います。

○磯部経済企画局次長 飲食店の感染防止対策の確認についてでございますが、道では、これまで、飲食店の方々に対しまして、業種別ガイドラインの遵守などにつきまして広く呼びかけてきたところでございまして、加えて、認証を取得していない飲食店に対しましては、店舗を訪問の上、感染防止対策の実施状況を確認しながら、改めて業種別ガイドラインの遵守についてお願いするとともに、認証制度の内容や必要性につきまして御理解をいただいた上で、認証を取得していただくよう働きかけているところでございます。

○木葉淳委員 次に、観光支援事業について伺います。

2021年度のどうみん割の執行状況について伺います。

○山根理広委員長 観光事業担当課長渡部泰明君。

○渡部観光事業担当課長 どうみん割の執行状況についてであります。令和3年度決算におきますどうみん割につきましては、昨年12月6日から本年1月21日までの実施期間におきまして、延べ約47万2000人の方々に御利用いただいたところであり、事務費を除いた執行状況につきましては、予算額が、支援金分の約140億4000万円、クーポン分の約47億8000万円の計、約188億2000万円に対しまして、執行済額は、支援金分の約23億6000万円、クーポン分の約9億2000万円の計、約32億8000万円となっているところでございます。

○木葉淳委員 昨年度は、感染拡大に伴い、僅か1か月ちょっとの実施期間ということでしたけれども、では、どうみん割について、今年度に繰り越した150億円ほどになるのでしょうか、これまでの執行状況と予算の残額について、どの程度となっているのか、今年度の取組と併せて伺います。

○渡部観光事業担当課長 どうみん割の執行状況についてであります。今年度に繰り越したどうみん割の予算に関しまして、事務費を除いた執行状況は、9月末時点におきまして、支援金分の約105億円、クーポン分の約39億5000万円の計、約144億5000万円となっておりまして、残額は約6億7000万円となっているところでございます。

○木葉淳委員 9月末時点で105億円ほどの執行ということですが、旅行事業者向けの割当てと宿泊施設向けの割当ての状況についてはどのようになっているのか、伺います。

○渡部観光事業担当課長 事業者ごとの執行状況についてであります。どうみん割の9月末時点におきます支援金分の執行済額は約105億円でございます。このうち、旅行事業者分は25億6000万円、宿泊事業者分は79億4000万円となっているところでございます。

○木葉淳委員 次に、利用者の状況について伺います。

どうみん割や今行われている「HOKKAIDO LOVE!割」もそうですが、利用する場合、ワクチン接種証明書の提示または陰性証明の提出が求められておりますけれども、利用者の割合についてはどのようにになっているのか、伺います。

○渡部観光事業担当課長 利用割合についてであります。道がどうみん割の利用条件として定めております。ワクチン接種回数またはPCR検査等の陰性結果につきましては、利用開始時に本人が提示いたします予防接種済証または検査結果通知書によりまして事業者が確認を行っておりますが、チェックインカウンター等における混雑を防止するとともに、身分証明書による本人の確認や同意書の記入なども含めた様々な手続を必要とする受付業務を円滑に進めるため、提示されました書証内容の記録は義務づけていないことから、利用割合は承知していないところでございます。

○木葉淳委員 利用割合については承知していないということなのですが、ワクチン接種をしていないと、どうみん割だとか「HOKKAIDO LOVE!割」を利用できないのではないかと今も思っている方が地元において、そういった声も伺いました。

多くの道民がこの制度を利用できるように、今後に向けては、やはり、利用割合がどのようになっているのかということも確認することも必要なのかなというふうに私は思います。

次に、どうみん割や「HOKKAIDO LOVE!割」が非常に好評となっておりますが、一方で、北海道は全国的にも感染が拡大してきております。

休止や対象地域の限定等、今後の対応の目安について伺います。

○山根理広委員長 誘客担当局長中尾敦君。

○中尾誘客担当局長 感染拡大時の対応についてでございますが、全国旅行支援におきましては、国の要綱において、緊急事態宣言、または、まん延防止等重点措置の対象となった場合、措置区域を目的地とする利用等を停止することとされておりますほか、道独自の条件として、当該措置区域を含む圏域全体を対象に利用を停止することなどを定めているところでございます。

道としては、引き続き、利用者及び事業者の双方に対して感染防止対策の徹底を促すとともに、今後の新規感染者数や医療提供体制等の状況を注視しつつ、適切に事業を運営してまいります。

○木葉淳委員 この間も、こうした支援事業については切れ目なく行うことが必要だというお話をしてきました。

今後も、残予算等を活用して、切れ目なく取り組む必要があるのかなというふうに考えますけれども、所見を伺います。

○中尾誘客担当局長 今後の取組についてであります。道内の観光関連事業者の皆様は、感染症の影響により、長期間にわたり厳しい状況に置かれてきたことから、道では、これまで、継続的に旅行割引支援を展開してきたところでございます。

旅行割引支援は、旅行商品のみならず、様々な観光関連産業への消費拡大にもつながるなど、経済効果は大きいことから、道としては、引き続き、全国に向けた誘客宣伝を展開しながら、対

【第2分科会 11月9日 第4号】

象期間内において、より多くの方に切れ目なく御利用いただけるよう、予算の効果的な活用に努めていくとともに、全国知事会を通じて、観光需要が回復するまでの間、全国旅行支援等の需要喚起策を継続して実施するよう求めてまいります。

○木葉淳委員 次に、電源施設等周辺地域対策費等について数点伺います。

まず、運転年数が30年を経過する原子力発電施設が所在する道県に交付される原子力発電施設立地地域共生交付金のそれぞれの地域における交付額と活用状況について伺います。

○山根理広委員長 環境・エネルギー課長川畑千君。

○川畑環境・エネルギー課長 共生交付金についてでございますが、この交付金は、本道では令和元年度から交付され、令和3年度までに、泊村に約5億6800万円、共和町に約4億3500万円、岩内町に約2億7600万円、神恵内村に約2億7300万円が、また、道には約4億3700万円が交付されており、泊村においては簡易水道の更新に、共和町においては防災無線施設の整備に、岩内町においては町道の整備や都市公園の改修などに、神恵内村においては保育所の整備に活用され、道におきましては、岩宇4町村内の道道の改良や河川改修などに活用しているところでございます。

○木葉淳委員 5年間で25億円の交付金となっておりますので、改めて今伺うと相当な額だなというふうに思います。

道としても、道道の改良ですとか河川の改修に活用しているとのことですが、先ほどの原子力発電施設立地地域である4町村には、特定発電所周辺地域対策交付金も支給されています。

それぞれの地域における交付額と活用状況について伺います。

○川畑環境・エネルギー課長 特定発電所周辺地域対策交付金についてでございますが、令和3年度は、岩宇4町村にそれぞれ7000万円を交付しており、泊村では、村道の維持管理や原子力防災対策ネットワークシステムの保守運用などに、共和町では、町道の維持管理や児童公園の遊具の整備などに、岩内町では、町道の維持管理などに、神恵内村では、村道の改良や中学校の暖房の整備などに活用されたところでございます。

○木葉淳委員 次に、文献調査に関わる交付金について伺いますが、特定放射性廃棄物の最終処分施設に係る文献調査が実施され、実施町村である寿都町、神恵内村、周辺町村である岩内町、古平町、泊村、共和町に対し、概要調査開始年度まで上限20億円の交付金が交付されたと承知をしております。

寿都町、神恵内村を含めた4町村ごとの支給金額と活用状況について伺います。

○川畑環境・エネルギー課長 文献調査に係る交付金についてでございますが、令和3年度に交付された交付金に関し、国によれば、国から直接交付された寿都町では、消防関連の人件費に加え、ごみ処理施設や保育所、食育センターの運営費などに約3億7000万円を、こうした行政サービスを実施することを目的とした基金造成に約5億6000万円を充て、神恵内村では、消防用設備やごみ収集車、診療所機器の整備等に約4000万円を、漁協設備の整備や村道の維持管理等を目的

とした基金造成に約7億4000万円を充当しているとのことでございます。

また、道が交付事務を行いました岩内町及び共和町、泊村、古平町には、それぞれ7500万円が交付され、公共用施設の整備、維持補修や、医療・福祉施設の運営を目的とした基金の造成に充当されております。

○木葉淳委員 非常に多くの交付金が各自治体の公共施設等の維持管理に充当されている、また、今後に備えて基金にもなっているということでした。

さきの第3回定例会でも、概要調査に移行することに対する道の考えを伺いましたが、この間の交付金の使途を見れば、やはり、交付金なしに各町村の財政は成り立たないと言えるのではないのでしょうか。

道は、条例において、特定放射性廃棄物の持ち込みは慎重に対処すべきであり、受け入れ難いことを宣言しているのですから、改めて、条例やそれを踏まえた道の考え方など、該当町村に説明すべきと考えますが、所見を伺います。

○山根理広委員長 環境・エネルギー局長水口伸生君。

○水口環境・エネルギー局長 寿都町及び神恵内村への説明についてでございますが、道としましては、これまでも、両町村に対し、条例を遵守していただきたいこと、また、文献調査終了後、仮に概要調査に移行しようとする場合には、道の条例制定の趣旨を踏まえ、現時点で反対の意見を述べる考えであることをお伝えしてきているところでございまして、今後とも、本庁や振興局の様々な職員の職員が両町村と意見交換を行ってまいります。

○木葉淳委員 さきの第3回定例会でも、道民への説明の必要性について伺いました。

道では、ホームページ等を通じて情報発信するとともに、市町村向け施策説明会などにおいて理解を求めてきたとしていますが、ホームページには関心がある方しかたどり着かず、市町村向け施策説明会は自治体職員が対象となっており、広く道民に説明しているとは言い難いと考えます。昨年度、どれだけの取組が行われたのか、伺います。

○山根理広委員長 エネルギー政策担当課長北風浩君。

○北風エネルギー政策担当課長 道民の皆様への周知についてでございますが、道では、これまで、道の条例やそれを踏まえた道の考え方などについてホームページなどを通じて情報発信するとともに、昨年度は、道が開催したエネルギー施策に関する市町村向け説明会や市町村事業者向けのセミナーにおいて説明を行い、理解を求めたほか、国が道民の皆様を対象に開催した、最終処分に関する対話型全国説明会や自治体説明会において、国の担当者が、道の求めに応じて道の条例について参加者に説明を行ったところです。

以上でございます。

○木葉淳委員 やはり、道としてもっと主体的な説明の場を設けるべきだというふうに私は考えます。

最後に、教育旅行支援事業費について伺います。

昨年度、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、道内外の学校における道内での教育旅

【第2分科会 11月9日 第4号】

行において、感染拡大防止対策として、バスの追加、部屋数の増等への支援が行われたと承知をしておりますが、昨年度の実績について伺います。

○山根理広委員長 観光地づくり担当課長藤田栄一郎君。

○藤田観光地づくり担当課長 教育旅行支援事業の昨年度の実績についてでございますが、本事業は、コロナ禍における安全、安心な教育旅行の実施のため、貸切りバス及び宿泊施設における感染リスク低減に取り組むための増加経費を支援するものであり、令和3年度の実績については、12億6444万円を執行しており、道外校293校を含む延べ2453校に御利用いただいたところでございます。

○木葉淳委員 コロナ禍が続く中、今年度も本事業を活用する場面があると承知をしておりますが、直近の状況について伺います。

○藤田観光地づくり担当課長 今年度の取組状況についてでございますが、道では、これまで、学校への個別訪問や説明会の開催、積極的な情報発信などを通じて本事業の積極的な活用を促してきたところでございます。

令和4年度につきましては、10月末時点で、既に昨年実績と同程度の道外校392校を含む延べ2010校、支援金12億1063万円分の申請を受理しているところでございます。

○木葉淳委員 本事業は、学校、児童生徒、それから保護者から非常に好評を得ているというふうに伺っております。

次年度以降の対応について伺います。

また、児童生徒を引率する行事というのは教育旅行に限ったものではありません。例えば、部活動の全道大会ですとか全国大会等も含めるべきではないかというふうに私は考えるのですけれども、所見を伺います。

○中尾誘客担当局長 今後の取組についてであります。教育旅行支援事業については、多くの修学旅行関係者の皆様から北海道モデルとして高く評価されており、道としては、今年度の一層の利用拡大に向けて、学校への個別訪問や情報発信などを実施するとともに、今後の事業展開について関係者の御意見も伺いながら検討を行ってまいります。

また、本事業は、児童生徒の皆様の安全、安心に寄与するとともに、本道が教育旅行の目的地として国内有数の地位を占めており、感染拡大に伴う観光関連産業に対する影響が大きいことを踏まえまして支援を実施しているところでございます。

部活動等につきましては、道教育庁が、各学校に対し、徹底した感染対策の下で実施するよう注意喚起を行っていることと承知しているところでございますが、当局といたしましては、引き続き、教育庁と連携をしながら、関係者に安心して御利用いただける教育旅行の実施に向けて取り組んでまいります。

○木葉淳委員 終わります。

○山根理広委員長 木葉委員の質疑は終了いたしました。

吉田祐樹君。

○吉田祐樹委員 それでは、早速、苫小牧東部地域について伺います。

いわゆる苫東地域は、昭和46年に旧北海道開発庁が苫小牧東部大規模工業基地開発基本計画を策定し、国家プロジェクトとして開発が進められ、この間、平成11年には、開発事業者である第三セクターの苫小牧東部開発株式会社の経営破綻により、新たに株式会社苫東が設立され、現在に至っております。

近年では、用地分譲も好調に推移し、さきの第3回定例会において、株式会社苫東の用地分譲の増加に伴い、道への株主還元金は約1億7000万円増額補正されたと承知しております。

そこでまず、苫東地域の開発の状況及び同社の令和3年度の決算状況について伺います。

○山根理広委員長 苫東・石狩担当課長岩崎法彦君。

○岩崎苫東・石狩担当課長 苫東地域の開発の現状などについてであります。平成7年度に国が策定した苫東新計画では、産業関連などの分譲対象として5500ヘクタールの開発を目指すこととされ、これまで、旧会社分を含め、約1170ヘクタールを造成しているほか、臨海部での上水道の整備や苫小牧港東港区での新たな埠頭の整備など、産業集積に向けた開発が進められているところでございます。

こうした中、当地域では、令和3年度末現在で約120の企業や国の機関などが立地し、分譲済みは1130ヘクタール、賃貸は438ヘクタールで、分譲と賃貸を合わせました立地率は約28%となっております。

また、株式会社苫東の令和3年度の決算状況につきましては、医療機器工場など大型分譲がありましたことから、売上高は約27億1000万円、営業利益は約8億9000万円、当期純利益は約6億円となっております。いずれも会社設立以降の最高額で、23年連続で黒字を確保しております。

○吉田祐樹委員 苫東地域の開発は、当初の開発計画の策定から50年が経過し、港湾や道路など産業基盤の整備が進み、企業にとっての立地優位性はさらに向上していると感じられます。

開発のスタート時は重厚長大型産業が主体でしたが、近年は、幅広い業種の産業が立地する利便性の高い産業用地になってきているものと受け止めています。

そこで、苫東地域の近年の立地動向について伺います。

○岩崎苫東・石狩担当課長 企業の立地動向についてであります。苫東地域は、国が開発計画を定める日本最大の工業団地であり、港湾と空港に近接し、国道や高速道路が団地内を横断するなど優れた環境から、国家石油備蓄基地や寒地土木研究所の試験施設のほか、自動車関連産業などが立地してきました。

近年、エネルギー関連では、メガソーラーを含む太陽光発電事業が14か所、計435ヘクタールで行われているほか、食関連では、植物工場や道産ソバの製粉、道産野菜の選果施設や温度管理型冷凍冷蔵庫などが集積し、さらには、新たな事業拠点として、大型流通センターや医療機器工場が進出するなど、多様な業種の立地が見られるところでございます。

○吉田祐樹委員 広大な開発面積を抱える苫東地域ですが、平成11年に設立された新会社の長期

【第2分科会 11月9日 第4号】

的な分譲計画において、企業への分譲と並んで、国による公的プロジェクトの導入が掲げられていたと承知しておりますが、残念ながら発展が見られない状況にあります。

苫東地域の一層の発展に向けては公的プロジェクトの導入などの課題にも対応しながら企業の立地を図る必要があります。今後、道としてどのように取り組んでいくのか、伺います。

○山根理広委員長 産業振興局長田邊弘一君。

○田邊産業振興局長 苫東地域における今後の取組についてでございますが、広大な面積を有する当地域の開発は、国が責任を持って推進する国家的プロジェクトであり、道では、毎年度の国に対する予算等の要望において、公的プロジェクトの導入などに向けた具体的な提案を行い、現在、太陽光発電等を活用した地域でのカーボンニュートラルの取組の推進に向けた国による調査事業や、国の補助を受けた水電解による水素製造の実証事業が実施されているところでございます。

今後に向けましては、国が主催し、道などが参画する苫東推進担当者会議、いわゆる5者会議など、あらゆる機会を捉え、プロジェクト導入に先導的な役割を果たすよう、引き続き、国に求めていくこととしております。

また、企業等の誘致に関しては、社会経済情勢の変化に伴い、カーボンニュートラルの推進やサプライチェーンの強靱化などの企業の課題やニーズに的確に対応できるよう、地域の立地環境の優位性を生かしながら、株式会社苫東はもとより、国や苫小牧市などの関係機関と連携した誘致活動を展開し、苫東地域への産業集積に努めてまいります。

○吉田祐樹委員 次に、石狩湾新港地域について伺います。

石狩湾新港地域は、昭和47年に旧北海道開発庁が策定した石狩湾新港地域開発基本計画に基づき開発が進められ、この間、平成15年には、開発事業者である第三セクターの石狩開発株式会社の経営破綻による民事再生計画の認可があり、現在に至っております。

最近は、用地分譲は好調に推移しているものと承知しております。

さきの定例会において、石狩開発株式会社の用地分譲の増加に伴い、道への株主還元金は約9500万円増額補正されましたが、まずは、石狩湾振興地域の開発の状況及び同社の令和3年度の決算状況について伺います。

○岩崎苫東・石狩担当課長 石狩湾振興地域の開発の現状などについてでございますが、当地域は、道が定めた土地利用計画などに基づきまして、分譲対象の1369ヘクタールに対しまして1055ヘクタールを造成するとともに、札幌圏とのアクセス向上に資する道路整備が行われてきたほか、現在、石狩湾新港東地区では新たな埠頭や荷さばき用地が整備されるなど、様々な産業の集積に対応する開発が進められているところでございます。

こうした中、令和3年度末現在で約750社が立地し、分譲済みは924ヘクタール、賃貸は34ヘクタール、分譲と賃貸を合わせた立地率は約70%となっております。

石狩開発株式会社の令和3年度の決算状況につきましては、物流センターなど大型分譲がありましたことから、売上高は約30億円、営業利益は約11億5000万円と、民事再生以降の最高額とな

り、当期純利益は約7億4000万円となっており、8年連続で黒字を確保しているところでございます。

○吉田祐樹委員 分譲が順調に進んでいる中、経済情勢や企業の需要などを見極めつつ、造成に一定期間を要する販売用地を適切に確保しながら、企業への提案や誘致活動を積極的に行うことが分譲促進につながるものと考えます。

石狩湾振興地域の近年の立地動向とともに、用地造成にどのように対応するのかについて伺います。

○岩崎苦東・石狩担当課長 石狩湾新港地域の企業の立地動向などについてであります。当地域は、大消費地・札幌に隣接するとともに、工業団地に直結する港湾や道内各地への良好なアクセスを可能とする交通網を備えておりまして、流通倉庫などが集積してきました。

近年、大型物流センターやこれまで想定していなかったビジネスホテル、外資系大型卸小売店が進出したほか、洋上風力発電の蓄電設備やバイオマス発電所の整備など、再生可能エネルギーを活用する事業が展開されており、さらには、データセンターの立地の動きも見られるところでございます。

こうした中、今後の用地造成につきましては、石狩開発株式会社が分譲収入の状況や株主還元金の確保に最大限留意しながら、企業のニーズなども考慮して検討を行うこととしておりまして、道としては、造成に関する石狩開発株式会社との協議を通じて、将来の立地が着実に促進されるよう対応してまいります。

○吉田祐樹委員 石狩湾新港地域では、豊富な再生可能エネルギーを活用した関連産業の立地や新たな生産・物流拠点の形成が進んでおります。

脱炭素やデジタルなどが進展するこれからの社会を支える産業活動が、当地域において展開されていくことも期待されます。

社会経済情勢の大きな変化への対応なども含めて、今後、道としてどのように取り組んでいくのか、伺います。

○田邊産業振興局長 石狩湾新港地域における今後の取組についてでございますが、道では、これまで、大消費地に近いといった当地域のポテンシャルを生かした物流やエネルギー関連などの企業誘致活動を展開してきたところでございます。

こうした中、地元の石狩市は、本年、電力消費に伴うCO₂の排出量実質ゼロを目指す国の脱炭素先行地域に選定され、石狩開発株式会社と連携して、全ての電力需要を再生可能エネルギーで賄うREゾーン構想の実現に向けて取り組んでおり、道としては、こうした取組や、冷涼な気候、豊富な再生可能エネルギー、首都圏との同時被災リスクの低さなど、地域の立地環境の優位性について、セミナー等を通じてアピールしてまいります。

また、サプライチェーンの強靱化や電子商取引の拡大といった社会経済情勢の変化に対する物流業や食品製造業などの動向も的確に捉えながら、石狩開発株式会社はもとより、小樽市、石狩市、札幌市など、関係機関と連携し、積極的な企業誘致活動を行い、当地域への産業集積に努め

てまいります。

以上でございます。

○吉田祐樹委員 人口減少が進む中、地域経済の活性化や雇用の場の創出につながる企業立地を促進していくことは極めて重要であると考えます。

新型コロナウイルス感染症の影響やカーボンニュートラル、デジタルトランスフォーメーションなど、社会経済情勢は大きく変化しております。

道として、こうした変化を踏まえて、苫東や石狩地域を含め、本道への企業誘致に積極的に取り組んでいくことが必要であると考えますが、今後どのように取り組んでいくのか、部長に伺います。

○山根理広委員長 経済部長中島俊明君。

○中島経済部長 企業誘致の取組についてであります。社会経済情勢が大きく変化する中、サプライチェーンの強靱化や脱炭素化など、企業のリスク分散に関する視点も多様化してきておりまして、企業立地の促進に向けましては、こうした変化を的確に捉えながら、本道の特徴を生かした誘致活動に取り組むことが重要と認識しております。

このため、道では、首都圏との同時被災リスクの低さや人材確保のしやすさに加え、広く安価な土地や豊富な再生可能エネルギー、さらには、空港、港湾、高速道路など、多様な交通アクセスといった本道の立地優位性につきまして、市町村や経済団体等と連携しながら、道外での展示会やセミナー、企業への個別訪問などを通じて広くアピールいたしますとともに、脱炭素化やデジタル化といった観点で拡充を行いました企業立地補助制度の活用を促すなどして、本道への企業立地を促進してまいります。

以上でございます。

○吉田祐樹委員 よろしくお願ひします。

次に、新エネルギー導入加速化基金事業について伺います。

道は、企業局の売電収入を活用した北海道新エネルギー導入加速化基金により、平成29年度から令和3年度までの5年間で60億円規模の施策を講じて、地域における新エネ導入の促進を図ってきたと承知しております。

そこで、以下、この基金事業について伺ってまいります。

道は、この基金を活用し、この5年間でどのような事業に取り組んできたのか、その取組の概要と実績について、まず伺います。

○山根理広委員長 省エネ・新エネ促進室長横山諭君。

○横山省エネ・新エネ促進室長 基金事業の取組についてでございますが、道では、これまで、新エネルギー導入加速化基金により、需給一体型のエネルギーシステムの構築や、災害など非常時にも利用可能な新エネ資源の活用など、市町村が実施するエネルギーの地産地消の先駆的なモデルづくりを進めるとともに、地域における機運醸成を図るセミナーの開催や、コーディネーターの派遣による取組の掘り起こしなどを通じた裾野の拡大、さらには、地域が主体となって新エ

ネを導入する取組への計画づくりや設備の設計、導入に対して助成し、平成29年度から昨年度までの5年間で53億円の事業を行い、延べ128市町村の取組を支援したところでございます。

○吉田祐樹委員 基金事業として、市町村等が実施する地産地消の先駆的なモデルとなる取組への支援や、新エネ設備の設計や設備導入への支援、専門家の派遣による地域の取組の掘り起こしなどに取り組んできたとのことですが、令和3年度までの基金事業により、どのような成果が得られたのか、伺います。

○山根理広委員長 環境・エネルギー局長水口伸生君。

○水口環境・エネルギー局長 基金事業の成果についてでございますが、モデル事業を実施した上士幌町や稚内市では、バイオマスや風力といった地域のエネルギー資源を地域で活用し、大樹町や厚真町では、災害など非常時にも対応可能といった、他地域のモデルとなるエネルギー地産地消や地域防災力の向上に関する取組が行われておりますほか、コーディネーターの派遣により、地域における推進体制づくりや事業計画作成といった取組を支援してきたところでございます。

こうした施策を通じ、道内各地域では、新エネ設備の導入はもとより、エネルギーマネジメントシステムにより、地域単位で電気と熱を効率的に組み合わせ、災害時にもエネルギーの供給を可能とする取組など、地域の創意工夫を生かした新エネルギーの導入に向けた多様な動きの広がりが見られていると考えております。

○吉田祐樹委員 基金で実施した事業の中には、途中で中断したもの、当初の計画どおりに進まなかったものなどもあると聞いております。

こうした事業が想定どおり実施できなかった理由も含め、地域の新エネ導入促進に向けた課題をどのように捉えているのか、伺います。

○横山省エネ・新エネ促進室長 新エネ導入促進に向けた課題についてでございますが、エネルギー地産地消の先駆的なモデルになるとして採択した事業のうち、南富良野町では、当初見込んでいた熱需要量が確保できず、事業採算性が見通しが立たなくなったこと、また、豊富町では、複数のコージェネレーションシステムを組み合わせた仮想発電所の構築などを目指したものの、系統接続やシステム運用に係る技術的な課題が解決できなかったことから事業を終了したところです。

これまでのモデル事業などにおいて課題となった主なものとしましては、電力の不足分の調達や余剰分の売却など、需給変動への対応、施設及び設備の保守点検や更新といった適切な維持管理やそのコスト負担、また、バイオマスでは、燃料の安定した量や品質の確保などがあり、エネルギー地産地消の実現に当たっては、こうした課題に留意しながら、計画立案や設備等の設計、関連事業者との連携などを進める必要があると認識しております。

○吉田祐樹委員 ゼロカーボン北海道の実現に向けては、地域の資源を生かした新エネルギーの導入促進が鍵となります。

道では、市町村へのアンケートやヒアリング結果、また、外部有識者の方々の意見も踏まえて

【第2分科会 11月9日 第4号】

事業の見直しを行い、今年度から新たな基金事業に取り組んでいると聞いております。エネルギー所管部局として、地域支援にしっかりと取り組むべきと考えます。

今後、新エネルギー導入促進に向けてどのように取り組むお考えなのか、最後に部長に伺います。

○中島経済部長 新エネルギーの導入促進についてでございますが、本道は、身近な地域での新エネルギー資源に恵まれており、これらを効果的に活用し、エネルギーの地産地消を進め、地域の活力ある暮らしや産業の発展につなげていくことが重要でございます。

そのため、道では、基金によりエネルギーの地産地消の先駆的なモデルづくりに取り組んでまいりましたほか、地域が主体となった新エネ導入につきまして、セミナーや専門人材の派遣、取組への助成など、計画づくりから設備導入までの様々な段階に応じた支援を行ってきたところでございます。

また、今年度から、これまでのモデル事業を参考といたしまして実施する取組への助成を拡充いたしましたほか、新エネや蓄電池、電気自動車など、多様なリソースの活用、地域を単位としたマイクログリッドの構築などを支援することとしておりまして、これらの事業を通じて地域の取組を後押しし、新エネルギーの導入拡大を図ってまいります。

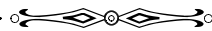
以上でございます。

○吉田祐樹委員 終わります。

○山根理広委員長 吉田(祐)委員の質疑は終了いたしました。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午後4時23分休憩



午後4時24分開議

○山根理広委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

経済部所管に関わる質疑の続行であります。

沖田清志君。

○沖田清志委員 それではまず、労働政策について、北海道労働資料センターについてお伺いをいたします。

官公庁、労働組合等が発行した労働運動史や行政資料などが集められた労働資料センターですけれども、私も、先般、施設を見学させていただきました。

貴重な資料があるにもかかわらず、その管理運営には改善の余地が多く見られることから、以下、伺ってまいります。

多分、このセンターについては、どういったものか、あるいは所在地についても、多くの方が知らないというふうに思うのですけれども、まず、設置の経過、意義について、認識をお伺いいたします。

○山根理広委員長 雇用労政課長兼働き方改革推進室長上野修司君。

○上野雇用労政課長兼働き方改革推進室長 労働資料センターの設置経過などについてでございますが、昭和60年に労働団体及び産業団体などから成る期成会が結成されまして、道に労働資料館の建設を要請し、これを受け、平成5年に設置したものでございます。

このセンターは、道内の労働運動や労働行政に関わる歴史的事柄や経緯を記録した図書及び資料の散逸を防ぐとともに、需要に応じて御利用いただける意義があると認識しております。

○沖田清志委員 この施設は、労働組合関係者、あるいは学術研究者にも利用されているというふうに聞いているわけですが、以前は職員が常駐していたというふうに聞いております。しかし、現在は、利用する方が事前に申込みをして開館してもらわなければならないというふうになっております。どうしてこういうことになったのか、その経緯についてお伺いをいたします。

○上野雇用労政課長兼働き方改革推進室長 管理体制の経緯についてでございますが、設置から平成14年度までは道が管理をいたしまして、平成15年度から平成27年度までは、労働団体、産業団体及び道が設立いたしました財団法人北海道労働協会に道が管理を委託し、利用者に対応しておりました。また、平成28年度以降は、委託を終了し、道が直接管理しております。

人員の配置につきましては、平成29年度以降は、利用状況等を勘案し、職員の常駐を取りやめ、電話での事前予約制により対応しているところでございます。

○沖田清志委員 利用状況が少ないということで職員の常駐を取りやめたというような答弁でありました。今の状況ですから利用状況が少ないのか、どちらが先かという問題はありますけれども、冒頭申し上げましたように、ここにある資料というのは本当に希少価値のあるものだというふうに思っています。

司書、あるいは専門的知識を有する人が配置されてしかるべきであります。また、道独自で人の配置ができないというのであれば、労働団体等の指定管理で運営する仕方もあるのではないかとこのように考えるわけであります。

また、資料の希少性から言えば、本来であれば、経済部が所管するのではなく、道立図書館あるいは文書館で管理する類いのものであるというふうに思うわけですが、今後の管理運営の考え方についてお伺いをいたします。

○山根理広委員長 労働政策局長辻堅也君。

○辻労働政策局長 今後の管理運営についてでございますが、労働資料センターには、合計で3万点を超える資料が所蔵されておりまして、利用者からは貴重な資料をまとめて閲覧できるといった高い評価を得ていますとともに、利用については事前予約としているところでございますが、当日の急な利用にも対応しておりまして、現行の運営体制で一定の機能を果たしていると考えております。

また、今後につきましては、貴重な資料の保存はもとより、散逸や亡失を防ぐため、労働団体、経済団体及び道で構成いたします北海道労働資料センター運営協議会におきまして、資料の管理の在り方等につきまして検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**沖田清志委員** ぜひ、早急に結論を出していただくような協議を求めておきたいというふうに思います。

次に、勤労者福祉資金融資制度についてお伺いをいたします。

道内中小企業に雇用されている従業員や非正規・季節労働者などが生活する上で必要な資金を融資する本制度の昨年度の利用実績を含めて、どのように推移しているのか、お伺いをいたします。

○**山根理広委員長** 金融担当課長水戸文彦君。

○**水戸金融担当課長** 勤労者福祉資金の融資実績についてでございますが、過去5年間の推移では、平成30年度が67件、4982万円、令和元年度が60件、3810万円、令和2年度が42件、2611万円、令和3年度が19件、1057万円、令和4年度が9月末時点で15件、1025万円となっているところでございます。

○**沖田清志委員** 令和3年度から少なくなっているのは、多分、コロナの様々な支援制度ができたことによるものなのかなというふうに思うのです。

道内全体の勤労者の数からいけば、件数としては利用実績が少ないように感じるわけですが、この融資条件というのはどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○**上野雇用労政課長兼働き方改革推進室長** 勤労者福祉資金の融資条件についてでございますが、本融資制度では、中小企業従業員、非正規労働者及び季節労働者につきましては、融資限度額が120万円、融資期間が8年以内となっており、離職者につきましては、融資限度額が100万円、融資期間が5年以内となっております。

また、融資利率につきましては、中小企業従業員及び非正規労働者につきましては年1.6%、季節労働者及び離職者につきましては年0.6%となっております。

○**沖田清志委員** ちょっと聞き方が悪かったのですが、融資の対象者ですね。現在の融資対象者については、中小企業に準じる規模であっても、学校や医療・社会福祉法人、NPOに勤務する従業員というのは、勤労者という扱いにはならず、対象にならないわけです。

近年、事業所や雇用形態が大きく変化しているものですから、多様化に合わせた貸付条件の緩和が必要だというふうに考えるわけですが、所見をお伺いいたします。

○**辻労働政策局長** 融資条件についてでございますが、大企業と比べて、社内の福利厚生が十分ではなく、低利融資を受けにくい、中小企業基本法に基づきます中小企業従業員を対象としておりまして、その他の法人につきましては、大規模な法人も含まれますことから対象としておりませんが、企業規模にかかわらず、低賃金であるなど生活面で不安を抱える非正規労働者の方々や経済基盤の脆弱な離職者、または季節労働者の方々を対象といたしておりまして、これまでも御利用いただいておりますほか、個別の事案に応じまして、生活福祉資金制度の活用も促しているところでございます。

道といたしましては、経済情勢の変化などによります生活への影響や民間金融機関の個人向け

商品の取扱状況も注視しながら、今後とも、取扱金融機関や関係機関と連携いたしまして、本融資制度が働く方々のセーフティネットとして十分機能するよう、きめ細かな対応に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○沖田清志委員 こういう質問をすると、皆さん方は、必ず、見直す実態を分かっているながら見直すことをしないで、別な支援制度に振り向けようとするのですよ。

対象にならない勤労者、同じことが言えたのが、結局、コロナの支援策なのです。フリーランスのような個人事業主ですとかNPOのようなところは、当初、支援対象とならなかったわけですね。ただ、同じように、コロナ禍によって様々な支障が出ているところに対し、ようやく幅広く支援策が行き渡るようになりました。そのように見直したわけじゃないですか。

それと同じようなことが言えるわけですから、ぜひ、この部分については、早急に見直しの検討を行っていただきますよう、この場では求めておきたいと思います。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてですけれども、まず、第三者認証制度についてです。

これについては、さきに委員からもる質問がありました。私からは、約3万店舗のうち2万店舗近くが認証を取得したということでありますけれども、逆に、残りの1万店舗について、どのような業種で申請が進んでいないのか、また、申請が増えない要因をどのように捉えているのか、お伺いをいたします。

○山根理広委員長 経済企画課参事佐々木浩司君。

○佐々木経済企画課参事 業態別の認証状況などについてでございますが、認証取得の状況を業態別に見ますと、推計値ではございますが、現在、食堂、レストランの取得率は約20%となっております。専門的な料理店、居酒屋、バー・スナックなどが50%から70%台であるのに比べまして低い値となっているところでございます。

この業態につきましては、大衆食堂や定食屋などが含まれて、酒類の提供なし、昼間の営業が中心といった特徴があり、多くはこれまで時短要請の対象となっておらず、認証取得のメリットを感じづらかったことから低い取得率となっているものと考えております。

以上でございます。

○沖田清志委員 まさにメリットを感じづらいということが言えるわけであります。では、メリットとは何だろうかといったときに、この認証を受ける受けないによって感染リスクに差があるのですか。あるいは、この認証を受ける受けないによって客足に影響があったのかどうか、そのことは把握されていますか。

それがないと、幾ら認証を受けていないところに認証を受けてくださいと言ったって、受けるわけがないのです。まして、今日のように9000人を超える中でも、これからは行動制限を行わないのですよね。行動制限を行わないのであれば、もう認証を取得するメリットはどこにもないのです。

【第2分科会 11月9日 第4号】

私は、全否定はしないのです。ただ、皆さん方がそうやってこれからも認証制度を広めていくというから、どういうふうにするのかということを知りたいのだけれども、先ほど議論がありましたからここはいいです。結論としては、正直に、この認証制度を一体いつまで続けるのですか、そこを私はお聞きしたいのです。

結局、メリットがない中で、認証を受けないところは受けない、そのまま営業にも支障がないということであれば、毎年、認証制度に、昨年度は8000万円、今年度は2億5000万円のお金をかけてやってきましたが、これをいつまで続けるのか、お伺いをいたします。

○佐々木経済企画課参事 制度の運営についてでございますが、認証制度は、感染対策を防止しながら経済活動を回復させていくために重要な取組でございます。道では、国の基本的対処方針などに基づきまして第三者認証制度を実施しているところでございます。

今後とも、基本的対処方針などを踏まえまして、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○沖田清志委員 皆さん方の立場としては、国の基本的対処方針に基づいて行うのは分かるのです。ただ、私がさっきから指摘しているような矛盾は本当に感じていないのですか。

私は、この制度を実施することによって、本当に感染防止に役立っているのか、感染防止の効果があるのか、あるいは、飲食店に関してメリットがあるのかどうかというのを、経済部だけではなく、対策本部なり、全庁的にきちっと議論をした中で、意味があるならば続ければいいですし、そうでないのであれば、一番現場の実態を分かっているのは皆さん方なので、道として、対策本部なり指揮室の中で議論し、国に改善を求めるなら求めることをしなければならぬのではないかなというふうに思うわけです。

ぜひ、この辺については知事の見解を改めてお聞きしたいと思っておりますので、委員長のお取り計らいをお願いいたします。

次に、新北海道スタイル推進事業についてです。

これについても同じことが言えるわけでありませけれども、昨年、どのような取組を行ってきたのか、また、この効果というものをどのように捉えているのか、お伺いをいたします。

○山根理広委員長 経済企画課参事安彦秀徳君。

○安彦経済企画課参事 「新北海道スタイル」の取組についてでございますが、道では、感染防止対策と社会経済活動の両立に向けて、道民の皆様や事業者の方々の御理解と御協力をいただきながら、ビジネスやライフスタイルの自発的な変容を促進する取組を進めてきたところであります。

昨年度は、新聞や道のホームページによる広報活動、道内の店舗や事業者の事例紹介、若年層の方々から感染防止対策に関するアイデアを募るキャンペーンである新北海道スタイルアイデアコンテストの実施をはじめ、第三者認証店やG o T o イート登録店をマップ上で公開するなどして、感染防止対策の見える化などを進めてきたところであります。

取組の効果についてでございますが、新たな変異株の発生が相次ぎ、感染拡大が繰り返されて

きたところではありますが、これまでの「新北海道スタイル」の推進に関わる取組を通じて、多くの道民の皆様にはマスクの着用や手指消毒などといった基本的な感染防止対策が定着してきたほか、事業者の方々においては、テレワークをはじめ、オンラインを活用した会議や商談の実施など、ビジネスやライフスタイルの変容が着実に進んできていると認識しております。

○沖田清志委員 効果なのではけれども、マスク着用だとか手指消毒、そういう効果を聞いているわけじゃないのですよ。それによって感染拡大が防げたかどうかです。その検証はされていないのでしょうか。もしこれに効果があつて、こういうことが定着してきたということであれば、昨日今日の9000人になっていますか。何が原因なのかということをはきちと把握しなければ、この事業を続ける価値はあるのかなと思ってしまうわけですよ。

それで、先ほどの第三者認証と同じことについて伺います。

この事業の継続についてですが、昨年度は5370万円、今年度は1億円の予算をかけています。しかも、これについては委託しております、ある意味、道の皆さん方は関わっていません。その委託については今回触れませんが、これだけお金をかけて、マスク着用だとかです。今やここにいる全員がマスクしていますよ。当たり前のことをしているわけですよ。

この事業をいつまで続けるのですか、その考え方についてお聞きをいたします。

○山根理広委員長 経済部次長兼経済企画局長新津健次君。

○新津経済部次長兼経済企画局長 「新北海道スタイル」についてでございますが、道では、本年度、コロナ禍においても精力的にビジネスを展開している道内企業の方々の事例を取りまとめ、ホームページや冊子などを通じて広く周知いたしますほか、新たなビジネススタイルを促進するため、地域課題の解決を図る自治体と企業とのマッチングや実証実験を支援するなど、ウィズコロナにおける地域経済の活性化に向けた取組を実施しております。

道といたしましては、今後の流行の主体となる変異株の特性や国の動き、社会情勢の変化などを踏まえつつ、道民の皆様や事業者の方々の御理解と御協力をいただきながら、引き続き、感染防止対策と社会経済活動の両立に向けた取組を進めてまいります。

○沖田清志委員 それは分かりました。ただ、私は、この新北海道スタイル推進事業について、いつまでやるのかということをお聞きしていますから、そのことだけ答えていただければと思います。

○新津経済部次長兼経済企画局長 新北海道スタイル事業に関してでございますけれども、道といたしましては、今後の流行の主体となる変異株の特性や国の動き、社会情勢の変化などを踏まえつつ、道民の皆様や事業者の方々の御理解と御協力をいただきながら、引き続き、感染防止対策と社会経済活動の両立に向けた取組を進めてまいります。

○沖田清志委員 いまだにマスク着用だとか手指消毒を徹底してくれと、本当にこれからもやるのですか。それだけじゃないけれども、そこに1億円をかけていくのですか。それだけの事業なのですか。

だから、見直すなら見直すとか、この先、道民の誰もが、こういうことは徹底しなければ駄目

【第2分科会 11月9日 第4号】

なのだなというものを見せない。やった感だけでしょう。取り組んでいます感だけです、実際にやっていることは。

これで効果があれば何も言いません。感染拡大が抑えられているなら何も言わないのだけれども、こういう事業によって基本的な感染防止対策が定着してきたと言いながら、いまだにこのような感染拡大があるわけだから、そこはきっちりと、どういったことが効果があったのか、単に1回の事業ということではなくて、しっかりと中身を精査してください。

これについては改めて知事にお聞きしたいと思いますので、委員長のお取り計らいをお願いいたします。

最後に、苫東開発についてです。

これについても、さきに委員からもお話がございましたので、昨年の取組実績等については分かりました。

ただ、開発計画というのは10年ごとに見直されて、現計画は2019年に作成されたものと承知しております。これまでの実績、この計画の進捗率はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○山根理広委員長 苫東・石狩担当課長岩崎法彦君。

○岩崎苫東・石狩担当課長 計画の進捗状況についてであります。国では、苫東開発の推進に当たり、10年ごとに苫小牧東部開発新計画の進め方を策定しており、令和元年度に策定された第3期の進め方の展開方向では、食関連産業の誘致のほか、エネルギーの有効利用による産業展開に加えまして、自動運転などの実証試験の誘致、さらには、苫東開発の展開に応じた基盤整備などを進めることとしております。

こうした中、食関連では、温度管理型の大型冷凍冷蔵庫などが立地し、エネルギー関連では、バイオマス発電所の立地の動きがあるほか、医療機器工場の立地といった新たな動きも見られ、また、自動運転については、冬道や未舗装地での技術開発に向けた試験が行われ、基盤整備につきましては、苫小牧港東港区で新たな埠頭を整備するなど、おおむね3期の進め方に沿った取組を推進しており、令和3年度末現在、第3期の進め方で設定した開発可能規模2500ヘクタールに対する分譲と賃貸を合わせた進捗率は約63%となっているところでございます。

○沖田清志委員 着実に進んでいるというふうには捉えられるわけですが、これもさきの委員の質疑であったように、結局、公的プロジェクトが進まなければ大きくは進展しないわけでありませぬ。

苫東開発が進められてから約50年がたっているわけですが、この間、何一つ進んでいないのが国の大型プロジェクトです。

本来は、苫東開発というのは、国が大型プロジェクトを実施して、それに関連する研究機関や関連企業が誘致されてくるという構想だったはずなのです。ところが、肝腎の国の大型プロジェクトは何一つ実現していない、その見込みもないということでもありますから、国に対してどのように対応してきたのか、お伺いをしたいと思います。

とりわけ、苫東においては、今の計画にもありますように、これから大きく成長する分野である自動運転車の大型実証試験場の誘致についてはどのようになっているのか、お伺いをいたします。あわせて、今後の大型プロジェクトの早期実現に向けてどう取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○山根理広委員長 産業振興局長田邊弘一君。

○田邊産業振興局長 まず、国のプロジェクトの進捗状況についてであります。苫東新計画において、苫東地域は、国家的プロジェクトとして開発を推進することが掲げられており、平成11年の株式会社苫東の設立に際して計画されたプロジェクトのうち、防災危機管理施設として国の衛星情報センターなどが設置され、また、公的試験研究機関等施設としては、寒冷地における道路のテストコースが設置されたほか、国際物流ゾーンとしては、苫小牧東港区に国際コンテナターミナルの整備などが具現化しましたものの、全体としては当初の想定を下回っていることから、道では、国が主導してプロジェクトを早期に導入するよう強く求めてまいりました。

また、自動運転に関しましては、本道の広大な土地や積雪寒冷な気候の下、多様な試験環境を提供できる強みなどを訴えるなど、国に対して、積雪寒冷対応に必要な研究開発や性能評価の拠点となる実証試験施設の苫東地域における整備を要請してきており、国のテストコースにおいて、磁気マーカーによる走行制御試験が行われたものの、実証試験場施設の立地には至っていないところでございます。

次に、プロジェクトの実施に向けた今後の取組についてでございますが、広大な面積を有する当地域の開発は、国が責任を持って推進する国家プロジェクトであり、道では、毎年度の国に対する予算等の要望などにおいて、苫東地域の立地優位性を生かすことができる公的プロジェクトの導入に向けて様々な提案を行い、今年度、新たに、太陽光発電等を活用した地域でのカーボンニュートラルの取組推進に向けた国の調査事業や、国の補助を受けた水電解による水素製造の実証事業が始まっており、今後の産業展開も視野に入れ、苫小牧市など関係機関とも連携してプロジェクトの具体化を国に働きかけてまいる考えでございます。

加えまして、環境、エネルギーや食関連など、様々な産業に関わる大型プロジェクトの導入に向けて、あらゆる機会を捉え、国が先導的な役割を果たすよう、引き続き求めてまいります。

以上でございます。

○沖田清志委員 毎回、この質問をするたびに同じような答弁でして、もはや、国に要望するというような段階ではないと思うのです。50年ずっとほっぽり出されているわけですよ。

その時々々の事業は変わってきますよ。航空関連産業だとか、食料備蓄基地だとか、その時代その時代に合わせた話題性があるものは出てくるのだけれども、何一つ進んでいないのです。

私は、何にこだわっているかという、苫東にある2次買収用地についてです。北海道の土地開発公社が先行取得した土地について、去年も、たしか一般会計から無償で110億円ぐらいの貸付けがあったと思うのですけれども、まず、2次買収用地の簿価と現在の時価について、また、その差額である含み損はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○岩崎苦東・石狩担当課長 苦東2次買収用地についてであります。令和3年度末におきます北海道土地開発公社の2次買収用地に係る保有額は118億1400万円となっております。時価につきましては、平成24年度の北海道包括外部監査の試算値によりますと、7億7200万円となっております。簿価と時価の差額につきましては約110億円と見込んでおります。

○沖田清志委員 結局、本来は118億円で売らなければならないところを、今売っても7億7000万円にしかならないのです。たしか、これを私が最初に聞いたときには、含み損というのは80億円ぐらいだったと思うのです。だから、この含み損は、年数がたてばたつほど増えてしまうのですよ。いざ売るとなったら、この含み損というのは道が負担しなければならないわけですね。だから、早くその処理というものを求めなければ駄目なのじゃないのかなというふうに思うわけでありまして。

2次買収用地の国への譲渡時期については、これまで、4度、確認書が交わされています。現在の確認書というのは平成28年3月に交わされているわけですが、その中では、平成41年度を目途に譲渡するというふうに書かれております。それから約半分ぐらいの年数がたったわけですが、国との協議はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○岩崎苦東・石狩担当課長 国との協議についてであります。道では、これまで、国との確認書に基づく協議の場をはじめ、道の国費予算要望や苫小牧東部開発連絡協議会の中央要望、さらには、苦東推進担当者会議など、あらゆる機会を捉えまして、2次買収用地の早期処理に向けた要望や提案を行ってきたところでございます。

また、現在実施されております調査事業や実証事業が、将来の2次買収用地の活用につながるような大型プロジェクトとなりますよう、引き続き、関係機関と共に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○沖田清志委員 期待をしたいところなのでありますけれども、全く今の段階では活用方法が見えませんが、譲渡時期についてもまだ分からないということでありまして。

やはり、早期の活用、譲渡というものが求められるわけですが、どう取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○山根理広委員長 経済部長中島俊明君。

○中島経済部長 今後の取組についてでございますが、苦東地域の開発は、国が責任を持って推進する国家的プロジェクトでございます。道では、苫小牧市などと連携し、毎年度実施している国に対する予算等の要望におきまして、開発の核となるプロジェクトの導入や、公共事業用地としての活用、さらには、現在実施中の調査事業や実証事業の今後の産業展開を求めることはもとより、確認書に基づく用地の譲渡を国に強く働きかけながら、国の経済財政運営と改革の基本方針などの施策に関連する大型プロジェクトの誘致に取り組み、2次買収用地の処理に向けまして、様々な機会を通じて粘り強く働きかけを行ってまいります。

以上でございます。

○沖田清志委員 さっきも言いましたけれども、これまでと同様の取組では全く進みませんよ、

部長。しかも、あと約5年の中で、もし仮に国に譲渡するという形になっても、さっき言ったように、現在でいけば110億円の含み損ですが、これを本当に手当てできますか。そのことも財政課とは協議していかなければならないわけですから、これから先のこの処理について、今からきちっと真剣に協議をしていただきたいと思いますし、このことについて今回は知事にお聞きいたしません、また改めて議論をさせていただきたいと思います。

そのことを申し上げて、質問を終わります。

ありがとうございました。

○山根理広委員長 沖田委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

お諮りいたします。

本日の議事はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山根理広委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

11月10日の分科会は、午前10時から開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時59分散会